



淑徳大学 点検・評価報告書

2025（令和7）年度 大学評価申請用

2025（令和7）年3月28日

大学自己点検・評価委員会



淑徳大学

共に歩む これまでも これからも

淑徳大学 点検・評価報告書(2024 年度実施) 目次

序章	1
淑徳大学 全学事項	4
1. 大学概況	4
2. 2024 年度評定	4
3. 2023 年度外部評価結果をふまえた課題	7
4. 第 4 クール成果指標の取組点検・2023 年度自己点検・評価の結果をふまえた課題	8
本章	9
第 1 章 理念・目的 (基本情報一覧)	9
第 1 章 理念・目的 (本文)	11
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価:A</div>	11
1. 現状分析	11
2. 分析を踏まえた長所と問題点	13
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	14
第 2 章 内部質保証 (基本情報一覧)	15
第 2 章 内部質保証 (本文)	20
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価:A</div>	20
1. 現状分析	20
2. 分析を踏まえた長所と問題点	27
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	27
第 3 章 教育研究組織 (本文)	29
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価:A</div>	29
1. 現状分析	29
2. 分析を踏まえた長所と問題点	36
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	36
第 4 章 教育・学習 (基本情報一覧)	38
第 4 章 教育・学習 (本文)	44
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価:A</div>	44
1. 現状分析	44
2. 分析を踏まえた長所と問題点	56
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	57
第 5 章 学生の受け入れ (基本情報一覧)	58
第 5 章 学生の受け入れ (本文)	59
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価:B</div>	59

1. 現状分析	59
2. 分析を踏まえた長所と問題点	64
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	65
第6章 教員・教員組織 (基本情報一覧)	66
第6章 教員・教員組織 (本文)	68
評価:A	68
1. 現状分析	68
2. 分析を踏まえた長所と問題点	74
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	75
第7章 学生支援 (基本情報一覧)	76
第7章 学生支援 (本文)	77
評価:S	77
1. 現状分析	77
2. 分析を踏まえた長所と問題点	86
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	87
第8章 教育研究等環境 (基本情報一覧)	88
第8章 教育研究等環境 (本文)	89
評価:A	89
1. 現状分析	89
2. 分析を踏まえた長所と問題点	93
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	95
第9章 社会連携・社会貢献 (基本情報一覧)	96
第9章 社会連携・社会貢献 (本文)	97
評価:S	97
1. 現状分析	97
2. 分析を踏まえた長所と問題点	107
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	107
第10章 大学運営・財務(1) 大学運営 (基本情報一覧)	108
第10章 大学運営・財務(1) 大学運営 (本文)	109
評価:A	109
1. 現状分析	109
2. 分析を踏まえた長所と問題点	116
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	117
第10章 大学運営・財務(2) 財務 (基本情報一覧)	118
第10章 大学運営・財務(2) 財務 (本文)	119

評価:A	119
1. 現状分析	119
2. 分析を踏まえた長所と問題点	121
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	121
終章	123

序章

淑徳大学は、大乘仏教の精神に基づく社会福祉の増進と教育とによる、人間開発と社会開発を大学の目的として、1965（昭和40）年に社会福祉学部社会福祉学科を千葉キャンパスに開設した。2025（令和7）年に大学創立60周年を迎え、現在は4つのキャンパスに7学部13学科、2研究科3専攻を擁し、5,162名の学生が在学している。また、2023（令和5）年度には留学生別科を設置し、2024年5月時点では7名の学生が在学している。

1. 本学の自己点検・評価の経緯

本学は、1998（平成10）年8月、大学基準協会の加盟判定審査を受けるため「点検・評価報告書」を提出した。翌1999（平成11）年に適合の評価を得て正会員（当時は維持会員）となった。2002（平成14）年の学校教育法改正後、2004（平成16）年度に第1期認証評価、2011（平成23）年度に第2期認証評価、2018（平成30）年度に第3期認証評価を受審し、いずれも大学基準協会から適合の評価を受けている。

2. 前回の認証評価結果の指摘事項等に対する対応

前回の認証評価結果「淑徳大学に対する大学評価（認証評価）結果」において、長所として特記すべき事項2点、改善課題2点の提言を受けた。

大学評価後の改善に向けた内部質保証の推進にあたっては、「受審結果に基づく改善工程表」を作成し、2019（令和元）年5月の内部質保証推進委員会において検討を行った。改善工程表の計画を踏まえ、毎年度末に担当（関連）委員会・部署において自己点検・評価を実施し、内部質保証推進委員会に報告することで、内部質保証推進委員会において改善のプロセス、改善の成果を確認する仕組みとした。

そして、上記の流れを踏まえ、「基準4 教育課程・学修成果」の改善課題については、総合福祉研究科及び看護学研究科、「基準5 学生の受け入れ」の改善課題については、総合福祉研究科が主体となり、内部質保証推進委員会と連携を図りながら取組みを進めた。

2020（令和2）年2月の内部質保証推進委員会では、自己点検・評価の在り方を具体化したものとして、「淑徳大学 自己点検・評価の指針」、「2020年度 淑徳大学自己点検・評価様式（年報様式）」を示し、内部質保証システムの再検討の一環として、自己点検・評価の様式及び実施時期を揃え、効率化を図るとともに自己点検・評価の質を高める取組みを進めた。これらの取組みにより、内部質保証推進委員会が内部質保証について方針を策定するだけでなく、自己点検・評価の運営支援や検証、自己点検・評価の結果について改善支援を行う等、自己点検・評価活動の高度化及び活性化を図った。2021（令和3）年度からは、自己点検・評価が単なる自己点検・評価報告書の取りまとめとならないよう、内部質保証推進委員会から各学部・研究科自己点検・評価委員会に対して、自己点検・評価の適切性についての確認を求めるとともに、内部質保証システムの点検・評価を行うことで、恒常的・継続的なシステムの改善に努めてきた。

そして、大学基準協会より指摘のあった2点の改善課題に関する「改善報告書」を2022（令和4）年7月提出し、「淑徳大学に対する改善報告書検討結果」を受け取った。同「検討結果」の<改善課題、是正勧告の改善状況>において、「研究科の学位授与方針に示した学修成果の把握及び評価の問題や学生の受け入れにおける定員管理の問題は、今後もさらなる

改善に努めることが求められる」との評価を受けた。

なお、「改善報告書」における改善策の詳細は次の通りである。

No. 1 基準項目4 教育課程・学修成果

「両研究科（総合福祉研究科および看護学研究科において、学修成果について、主に修士又は博士論文の評価を測定方法としているが、学位授与方針に示した学修成果の把握及び評価は十分に行われていない。学修成果を効果的に測定するとともに、その結果を教育内容・方法の改善に生かしていくよう、改善が求められる」との指摘については、2019（令和元）年5月に内部質保証推進委員会において示された改善工程表を踏まえ、総合福祉研究科長及び看護学研究科長にて複数回にわたり協議したうえで、修了認定・学位授与の方針に示された学修成果の効果的測定ツールとしてのルーブリックの作成に取り組んだ。両研究科における取組みは毎年度末に点検・評価を実施し、内部質保証推進委員会に報告のうえ、内部質保証推進委員会より評価及び支援を受ける体制となっている。

No. 2 基準項目5 学生の受け入れ

「収容定員に対する在籍学生数比率について、総合福祉研究科社会福祉学専攻博士後期課程で0.27と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる」との指摘については、総合福祉研究科においては、2019（令和元）年度に、大学院修了後の展望も見据えた魅力的なカリキュラムを目指し、高度専門職業人養成、教育・研究者養成を明確に打ち出し、進路別履修モデルの提示等、抜本的改革に着手した。そして、収容定員についても検討し、2021（令和3）年度から、収容定員が変更された。しかしながら、当該年度における後期課程の収容定員充足率は0.31となっており、定員の確保が難しい状況が続いていた。2022（令和4）年度における後期課程の収容定員充足率は0.27となっており、改善に向けた継続的な取り組みが求められ、定員の安定的な確保と受験生の質の確保を目指し、「総合福祉研究科将来構想計画案」策定プロジェクトが発足し、2022（令和4）年度の9月以降、実行に移された。

3. 前回の認証評価以降の取り組み体制に関する改革

第3期の大学評価の受審を契機として、本学の内部質保証システムの点検・見直しに着手し、2023（令和5）年度では内部質保証システムの点検の結果、新体制の構築が議論された。その結果、以下の3つの課題が抽出され、それに対応する形で2024（令和6）年度の新体制が整備された（この点については、本報告書の評価の視点2-301に再掲）。

これら3つの課題と各課題への新たな取り組みは以下の通りである。

第一に、「内部質保証推進委員会」と「大学自己点検・評価委員会」の構成員が重複しており、両委員会の役割が不明瞭になりつつあった点である。この課題に対して、構成員を変更し、「大学自己点検・評価委員会」をより部局の裁量が大きい大学委員会に位置づけ、実態に即した形で役割の明確化を行った。

第二に、恒常的・継続的に内部質保証を支援する組織が必要な点である。この課題に対し、まず「外部評価委員会」と「学生参画スタッフ」を「内部質保証推進委員会」のもとに位置づけ、検証の妥当性を高めるために両者の活動をオープンな質保証の取組とした。次に、こうした取組や委員会の連携が可能になるよう、質保証の裏付けとなるデータを扱うIR推進室を統合し附属機関として

「評価・IR室」を新設した。

第三に、教育の企画設計、運用、検証及び改善・向上のための指針、教育活動を恒常的・継続的に点検する組織が整理されておらず、この課題について、本学では既存の大学委員会の役割を見直し、「教育の内部質保証システム」を新しく策定することで、「大学教育課程編成委員会」がそれを担うこととした。

以上のように、内部質保証システムの整備や機能の状況を点検・評価した結果、大学レベルと部局レベルを繋ぐ中間層に位置する「大学自己点検・評価委員会」の役割が、より重要であるという結論に達し、構成員を学部長から新たに学科長に変更したこと、学部自己点検・評価委員会の職員を入れたことで、自己点検の実質化と機動力の強化、学内構成員への浸透を図った。教育の質保証は「大学教育課程編成委員会」が、外部の評価の視点も踏まえながら、その全面的な支援を「評価・IR室」が継続的に行う体制に大幅な見直しが図られた。

これに併せて、「淑徳大学年報」についてもその内容や様式を刷新することとした。淑徳大学年報は、2012（平成24）年度から、毎年刊行されているが、2013（平成25）年6月の大学協議会において「淑徳大学年報基本方針」が決定され、大学年報が本学の教育・研究水準の向上及び管理運営の健全化に資する取組みのひとつであると位置づけられた。更に2015（平成27）年度からは、1. 活動方針・目標（ACTION/PLAN）、2. 具体的計画（PLAN）、3. 取組状況（DO）、4. 点検・評価（CHECK）、5. 次年度に向けた課題（ACTION）というPDCAサイクルに沿った項目の前に、前年度の項目5（次年度に向けた課題）を配置し、前年度明らかになった課題に対して、当年度においてどのように取り組んだかが判るよう様式とした。

こうした改善事項によって、学内構成員の意識調査として「2024年度自己点検・評価方法に関する振り返りアンケート」を実施した結果、「内部質保証に関する理解が深まった」「他キャンパスの取組の理解が深まった」「淑徳大学の課題が明確になった」等の得られた成果について、全ての項目において、今回の自己点検・評価シートの作成で得られる成果のほうが、過去の大学年報作成で得られる成果を上回っており、大学基準に照らし合わせた「点検・評価報告書」を軸として、点検評価を行うことの成果が見られたと言える。2024（令和6）年度からは、本報告書（淑徳大学点検・評価報告書）の項目との統一化を図り、認証評価の取組みを、継続的な質保証の仕組みとして活用していくことを計画している。

なお、本報告書の作成については、「内部質保証推進委員会」より認証評価にかかる自己点検・評価の実施の指示を受けて、「大学自己点検・評価委員会」ならびに委員会事務局「評価・IR室」が担当した。

淑徳大学 全学事項

1. 大学概況

- (1) 大学設置年
1965(昭和40)年4月1日
- (2) 所在地
千葉県千葉市中央区大巖寺町200番地
- (3) 理念・目的
淑徳大学(以下「本学」という。)は、大乘仏教の精神に基づき、社会福祉の増進と教育とによる人間開発、社会開発に貢献する人材の育成を目的とする。
淑徳大学大学院(以下「本大学院」という。)は、本学建学の理念にのっとり、深奥なる学術の理論及び応用を研究教授し、また研究能力を養い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを目的とする。
- (4) 学部・研究科等
総合福祉学部、コミュニティ政策学部、看護栄養学部、教育学部、地域創生学部、経営学部、人文学部、総合福祉研究科、看護学研究科、留学生別科
- (5) 収容定員
5,820人(学士課程)

(新学科設置等による完成年度令和8年度時点)

50人(修士課程、博士前期課程)

9人(博士後期課程)

2. 2024年度評定

大学基準	2024年度 淑徳大学評定	総括 (内部質保証推進委員会)
基準1 理念・目的	A	本学では、大乘仏教の理念を建学の精神に定め、理念と目的を明確に設定し、学生、教職員への周知を行っている。ただし、社会への周知については、新たな取り組みを行っているが、未だ十分とは言えない。中長期計画については策定し、定期的な検証を行っている。しかしながら、本学を取り巻く内外の環境の変化を踏まえた、検証と見直しが必要である。
基準2 内部質保証	A	2017(平成29)年に内部質保証に関する規程を整備し、内部質保証システムの構築を図ってきた。そうした既存のシステムの点検を実施し、2024(令和6)年度には新体制により、自己点検・評価の方法の点検を行い、より実質的な仕組みの構築が目指された。新たな仕組みでは、大学自己点検・

		評価委員会が要となって、各部局の意見集約や連携を強化し、より有機的に機能するシステムを目指している。
基準 3 教育研究組織	A	大学の理念・目的を踏まえた教育研究組織の体制が整備できている。内部質保証体制は、内部質保証推進委員会が中心となり、自己点検・評価の結果から抽出された課題について、学問的・社会的状況等を踏まえ、全学的な取り組みが主体的に促進されるよう努力を重ねている。
基準 4 教育・学習	A	全般的には、教育改革に積極的に取り組んでいる。ただし、大学全体として見た場合、学部・キャンパスでの進捗状況は一律とは言えない。また、現在の教育課程や学修成果の達成度については、基本的な枠組みと方法は整備されているが、更なる改善が求められる。
基準 5 学生の受け入れ	B	大学の理念・目的を実現するため、学生の受け入れ方針を定め、公表し、方針に従って受け入れを公正に行っている。一部学科において定員の未充足はあるが、大学全体での収容定員は学部・大学院とも入学定員に見合う入学者の確保が達成できており、適正に定員管理ができています。しかしながら、少子化を含めた社会情勢の変化に伴い、入学から卒業にわたるエンrollment・マネジメントを推進していく必要がある。
基準 6 教員・教員組織	A	教員組織の編成方針および組織単位ごとの中期人事計画に基づき、法令上求められる必要教員数の遵守を担保しつつ、実習指導や教職課程を担う教員をバランスよく採用している。教員の教育能力向上や教育課程の開発改善に向けたFD・SD活動は計画的に行われており、教員の自己管理目標制度に基づき、研究・教育能力の向上に努めている。
基準 7 学生支援	S	建学の精神(利他共生)に則り、各学部・キャンパスにおいて、学生支援に積極的に取り組み、組織的な対応を行っている。教職協働による学生相談体制および公認心理師やキャンパスソーシャルワーカーなどの専門職による相談体制が構築され、進路についてはキャリア・教育支援センターが、ICTについては情報センター等が整備されているが、学生サイドに立った効果的な運用に向け、継続した取り組みが必要である。
基準 8 教育研究等環境	A	大学の理念に基づく中期計画に沿って、優先順位を付け、大規模事業については学生本部の承認を得るなど、計画的かつ体系的な教育研究環境の整備を行っている。しかしながら、キャンパスや学部独自の取組に留まっている内容も散見

		<p>されることから、良い取組を全学的に広め、偏りをなくしていくことが今後は必要である。</p>
<p>基準 9 社会連携・ 社会貢献</p>	S	<p>社会連携・社会貢献については、建学の精神に基づき、開学当初より各学部・キャンパス・研究所などの附属機関において自発的・積極的な展開がなされてきた。2023(令和 5)年度に地域共生センターを設置し、全学的・組織的な活動として取りまとめ・支援している。今後は、学生の学修活動の活性化や教員による教育研究活動の成果を社会に還元する活動の今まで以上の推進を目指している。共生センター以外にも、淑徳大学社会福祉研究所、アジア国際社会福祉研究所、淑徳大学大学院総合福祉研究科附属心理臨床センター、ちば産学官連携プラットフォーム等によるさまざまな社会連携・社会貢献が積極的に行われている。</p>
<p>基準 10 (1)大学運 営 (2)財務</p>	A	<p>大学の理念・目的や大学の将来等を見据えたビジョンや中期計画を実現するための大学運営方針を明示・周知し、適切な大学運営のための規程整備や権限・役割の明確化を行っている。また、大学の課題に柔軟に対処できるよう必要に応じ、事務組織を改編し、教職協働や SD の推進、定期的な点検・評価を行っている。</p> <p>本学では、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立している。また、大学の安定的な教育研究活動を維持するため、中期計画に財務戦略として、具体的な指針を反映させている。ただし、外部資金の獲得や収益事業の検討等、収入源の多様化が課題であり、今後は学生納付金に過度に依存しない取組が求められる。</p>

3. 2023年度外部評価結果をふまえた課題

（2024（令和6）年4月度：内部質保証推進委員会からの依頼事項）

課題	取組主体	改善計画概要（結果対応シートより）	改善計画記載箇所
① 数理・データサイエンス・AI教育プログラムの履修者数	高等教育研究開発センター 数理・データサイエンス・AI教育部門	本プログラムの周知を図るため、新生向けセミナーで本プログラムに関する説明を実施した。また、履修上限制度や必修科目との兼ね合いにより、本プログラムの体調科目の履修が難しい学生がおり、全学的な調整のうえ、より多くの学生が履修できるよう環境整備を行っていく。	*評価項目：2-104 4-301
② S-BASICの多様性理解・人権意識向上の教育	高等教育研究開発センター 基盤教育部門	S-BASIC「自己管理と社会規範」（1年前期）のコアシラバスの内容に盛り込むこととした。今後、社会情勢も考慮したうえでシラバス内容は継続的に見直しを進めていく。	*評価項目：2-104 4-603
③ 社会福祉学科の入学定員確保・人材育成	社会福祉学科 アドミッションセンター千葉オフィス	福祉の視点から子どもと家庭を支援できる教員を養成することを目的に、2025（令和7）年度より社会福祉学科内に新コース（社会福祉士+小学校教諭（二種））を設置予定である。また、社会福祉を学びながら一般企業への就職を目指す学生に向けて、公務員（福祉職）就職サポート体制を強化するなど、従来の福祉のイメージにとらわれない学びを受験生に発信していく。	*評価項目：2-104 5-201
④ ステークホルダーに対する「利他共生」の理解、現代的な再解釈	アドミッションセンター 自校教育推進委員会	S-BASIC「利他共生」を必修科目と位置づけ、学びの場を提供している他、UI（ユニバーシティ・アイデンティティ）の浸透、広報活動との連携（ロゴマーク、学生広報チームとの協働企画等）	*評価項目：2-104 1-102

上記課題に対応する「評価の視点」「改善計画」については（外①）のように報告書内に記載。

4. 第4クール成果指標の取組点検・2023年度自己点検・評価の結果をふまえた課題
 （2024（令和6）年7月度：内部質保証推進委員会からの依頼事項）

課題	取組主体	改善計画概要（改善計画シートより）	改善計画記載箇所
⑤（第4クール成果指標）「達成度評価基準」の策定	大学自己点検・評価委員会	第3クールでは、成果指標ごとに、結果目標（S～D評価）/行動目標（優・良・可・不可）を設定していたが、入力者によって評価のばらつきが見られることを受けて、結果・行動目標とも（S～D評価）に変更する。	*評価項目：1-104
⑥（第4クール成果指標）「達成度評価」実施年度の設定	大学自己点検・評価委員会	進捗状況の確認は、半期ごと（10月、5月）、行動・結果目標（達成度）の評価実施は、第4クール成果指標（5カ年/2023年度～2027年度）のうち中間年度（3年目/2025年度：2026年5月）と最終年度（5年目/2027年度：2028年5月）に実施する。	*評価項目：1-104
⑦（第4クール成果指標）改正後設置基準の対応	内部質保証推進委員会	2025年4月1日適用開始に向け、現状と課題の整理、今後のスケジュールを点検し、各担当者が遅滞なく対応を進めるよう進捗管理を実施。	*評価項目：2-105
⑧（自己点検・評価報告書）第4期認証評価受審に向けた全学的な自己点検・評価	大学自己点検・評価委員会 学部自己点検・評価委員会 関連組織	2024年度の内部質保証体制における自己点検・評価の方法を見直し、より実質的な取組へと変更するとともに動画配信によって、質保証文化の醸成を促す。また、認証評価を枠組みに据えた自己点検・評価方法の実質化を図る。	*評価項目：2-301
⑨（自己点検・評価報告書）学生の受入	アドミッションセンター・社会福祉学科・栄養学科・こども教育学科・地域創生学科・総合福祉研究科	社会福祉学科では、2025年度入学者選抜より福祉人材の受入れと養成を目的とし、全国福祉高等学校長会加盟校200校を対象に「福祉系特待生指定校」を設定した。また、プレゼンテーション形式の「探究型」入試を2024年度入学者選抜より導入し、就学意欲や本学への理解を高めることを狙っている。	*評価項目：5-201

上記課題に対応する「評価の視点」「改善計画」については(点⑤)のように報告書内に記載。

本章
第1章 理念・目的（基本情報一覧）

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	淑徳大学規程集（DVD）
寄附行為又は定款	大乗淑徳学園寄附行為（ https://www.daijo.shukutoku.ac.jp/accounting/ ）
学則、大学院学則	淑徳大学学則（淑徳大学規程集） 淑徳大学大学院学則（淑徳大学規程集）
履修要項・シラバス	学生便覧・履修の手引（各キャンパス） S-Navi シラバス検索画面 （ https://passport-web.soc.shukutoku.ac.jp/up/faces/login/Com00504A.jsp ）
備考：	

大学の理念・目的[*]

規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
建学の精神	https://www.shukutoku.ac.jp/university/about/spirit.html
（淑徳大学の教育研究上の目的） 淑徳大学学則 第1節（目的） 淑徳大学大学院学則 第1節（目的）	https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
総合福祉学部	教育に関する規則第2条第1項第(1)号	https://www.shukutoku.ac.jp/academics/sougou/#anchor03
コミュニティ政策学部	教育に関する規則第2条第1項第(4)号	https://www.shukutoku.ac.jp/academics/seisaku/#anchor03
看護栄養学部	教育に関する規則第2条第1項第(3)号	https://www.shukutoku.ac.jp/academics/kangoeyou/#anchor03
教育学部	教育に関する規則第2条第1項第(6)号	https://www.shukutoku.ac.jp/academics/kyouiku/#anchor03
地域創生学部	教育に関する規則第2条第1項第(9)号	https://www.shukutoku.ac.jp/academics/tiiki/#an01
経営学部	教育に関する規則第2条第1項第(5)号	https://www.shukutoku.ac.jp/academics/keiei/#anchor03
人文学部	教育に関する規則第2条第1項第(7)号	https://www.shukutoku.ac.jp/academics/jinbun/#anchor03
総合福祉研究科	大学院の教育研究に関する規則第2条第1項第(1)号	https://www.shukutoku.ac.jp/academics/din-sougou/#anchor02
看護学研究科	大学院の教育研究に関する規則第2条第1項第(2)号	https://www.shukutoku.ac.jp/academics/kango/#anchor03
留学生別科（※）	淑徳大学留学生別科規程第2条	https://www.shukutoku.ac.jp/academics/ryugakusei/
備考：		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

淑徳大学 点検・評価報告書（2025 年度：大学評価申請用）

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
学校法人大乗淑徳学園「中期計画書」≪事業計画≫ 令和 5～9 年度	学校法人大乗淑徳学園「中期計画書」 令和 5 年度事業計画書 令和 6 年度事業計画書
淑徳大学「中期事業計画」	淑徳大学今期の各カテゴリーの基本方針及び重点施策 淑徳大学アクションプラン（最終年度の到達目標）
淑徳大学ビジョン	https://www.shukutoku.ac.jp/university/about/vision.html
備考：	

※関係法令：国立大学法人設置法第 31 条、地方独立行政法人法第 26 条、私立学校法第 45 条の 2 第 2 項

第1章 理念・目的（本文）

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定すること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・1-101：大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・1-102：理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。
- *2023年度外部評価結果への対応：④ステークホルダーに対する「利他共生」の理解、現代的な再解釈

評価の視点：1-101

淑徳大学および淑徳大学大学院の理念は、建学の精神である「利他共生」に代表される。これは、「他者に生かされ、他者を生かし、共に生きる」という意味であり、大乘仏教の精神に基づいて設定された理念である。大乘仏教では、出家し厳しい修行をした人だけではなく、どんな人も信仰があれば大きな乗り物に乗るように救われると考え、そのために自らの人格の完成のために修行し努力すること、他者を生かすために自分が尽くすことを共に行う「自利利他」を理想としている（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】建学の精神）。

上記の理念に基づき本学の目的を以下のように学則に定めている（根拠資料【基本情報】淑徳大学学則、【基本情報】淑徳大学大学院学則）。

淑徳大学学則 第1章総則第1節（目的）

淑徳大学（以下「本学」という。）は、大乘仏教の精神に基づき、社会福祉の増進と教育とによる人間開発、社会開発に貢献する人材の育成を目的とする。

淑徳大学大学院学則 第1章総則第1節（目的）

第1条 淑徳大学大学院（以下「本大学院」という。）は、本学建学の理念にのっとり、深奥なる学術の理論及び応用を研究教授し、また研究能力を養い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを目的とする。

また、淑徳大学学則第1節第2条「本学は、教育研究上の目的及び人材養成に係る目的について学部ごとに定める。」および淑徳大学大学院学則第1節第2条「本大学院は教育研究上の目的及び人材養成に係る目的について研究科ごとに定める。」とあるように、より詳細な専門性に基づいた目的を学部・研究科ごとに適切に設定している（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】教育研究上の目的）。

評価の視点：1-102（外④）

建学の精神および目的について、教職員は入職時に配布される「自校教育ガイドブック」及び「大乘淑徳教本」、学生は入学時に配布される「学生便覧」「履修の手引」及び「大乘淑徳教本」に明示されている。2019（平成31）年3月発行の「淑徳大学自校教育ガイドブック」について、2023（令和5）年度に「自校教育推進委員会」が主体となり、内容の改訂が行われ、第2版が発行された（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、1-1）。

建学の精神に則り、開学以来入学式・卒業式は仏式で執り行っている。入学式では建学の精神を含む歴史をまとめた映像を新生、教職員、保証人が視聴する機会を設けている。また、大学の理念を示す宗教行事を年3回実施し、学生、教職員が参加している。さらに学生は、入学後に行われる新生セミナーや、全学共通の基礎教育科目であるS-BASICにおける必修科目である「利他共生」で建学の精神の涵養を行っている（根拠資料1-2）。2023（令和5）年9月には、建学の精神をより一般的にわかりやすく示すタグライン（キャッチコピー）を大学ロゴに追加した（根拠資料1-3【ウェブ】）。また理念である建学の精神および大学、大学院および各学部・研究科の目的はホームページ上で社会に向けて広く公表されている（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】建学の精神、【基本情報一覧】【ウェブ】教育研究上の目的）。

2023（令和5）年度外部評価委員会で指摘された課題④について、学生に対しては、2023（令和5）年度より開始した全学共通基礎教育科目（S-BASIC）により、自校教育の中核である「利他共生」を必修科目と位置づけ、学びの場を提供している。教職員に対しては、本学の建学の精神、使命、沿革を理解し、帰属意識を高め、学生教育、研究や学内業務の基盤として役立たせるために試行錯誤を重ね、スタディツアーの開催や、いつでもアクセス可能なオンライン学習システムを開設できるよう、準備を進めている。受験生に対しては、「利他共生」の理解を促す発信の機会等が不足していることが課題であるが、有志の学生の集まりである学生広報チームによって「利他共生」をテーマとしたSNSで発信している他、一部高校訪問の場では「建学の精神」をテーマにした講演会（出張授業）を実施している。また、UI（ユニバーシティ・アイデンティティ）の整理も進められており、「Sマーク」や「しゅくとくま」といった大学独自のデザイン、象徴を使用したユニバーシティグッズの制作や、大学創設60周年を迎える時期と合わせた「淑徳大学ビジョン」の見直し等といったように、学外へのステークホルダーへの発信はもちろん、UIに関連する事業のプロセスに学内構成員を巻き込むことで、帰属意識の醸成を図ることをねらいとしている。（④）（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】淑徳大学ビジョン、根拠資料1-2、1-4、1-5、1-6）。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・1-103：中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・1-104：中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。
- ＊2023年度自己点検・評価結果改善案への対応：⑤（第4クール成果指標）「達成度評価基準」の策定
- ＊2023年度自己点検・評価結果改善案への対応：⑥（第4クール成果指標）「達成度評価」実施年度の設定

評価の視点：1-103

本学では2015（平成27）年の創立50周年を機に、上記の理念に基づき「淑徳大学ビジョン」を定め、学園全体の長期方針を実現するために、大学として5ヶ年ごとの中期事業計画を策定している（根拠資料【基本情報一覧】学校法人大乗淑徳学園「中期計画書」、【基本情報一覧】淑徳大学今期の各カテゴリーの基本方針及び重点施策、淑徳大学アクションプラン（最終年度の到達目標））。また、2016（平成27）年度に策定された「学園グランドデザイン」を2042年までの長期計画として位置づけ、中・長期的な計画の実現に向けて、学園との連携を取りながら計画的な事業計

画に繋げている（根拠資料 1-7）。「現行の中期事業計画（2023年度～2027年度）では教育、研究、学生支援、社会連携・社会貢献、大学運営、財務戦略、教育研究等環境の7つのカテゴリーに分けて基本方針及び重点施策を設定している。

中期事業計画の策定にあたっては、淑徳大学を取り巻く内外の環境の変化や財政基盤などを踏まえて、2022（令和4）年度に中堅職員を中心とした「大学中期事業計画・成果指標策定プロジェクト」を立ち上げ、ボトムアップ型で立案を行った。このことで実際の課題等を踏まえた具体的かつ実現可能なある計画となったと考えている（根拠資料 1-8）。

さらに学園では、各学校の事業計画と学園全体の財政との調和を図るため、学園中期計画「財務計画」も合わせて策定している（根拠資料【基本情報一覧】学校法人大乗淑徳学園「中期計画書」、令和5年度事業計画書、令和6年度事業計画書）。

この計画は、中期計画最終年度（5年後）に到達目標を設定するが、法令や制度の改正、社会経済情勢の変化等の状況により目標設定を見直す必要が生じる可能性があるため、中間年度に計画の見直しを行う「ローリング」を実施する予定である（根拠資料 1-9）。

評価の視点：1-104（点⑤⑥）

中期事業計画の進捗及び達成状況を検証するために、組織レベル・取組主体ごとの成果指標に落とし込んだ「第4クール成果指標」（2023年度～2027年度）を設定した。これを半期ごとに「大学自己点検・評価委員会」が進捗状況を確認し、内部質保証推進委員会が進捗状況の点検や課題の抽出を行い、大学の意思決定機関である大学協議会に報告を行っている（根拠資料 1-10、1-11）。

一例として、2023（令和5）年度自己点検・評価結果改善案への対応として、以下を行った。課題⑤（第4クール成果指標）として、第3クールでは、成果指標ごとに、結果目標（S～D評価）および行動目標（優・良・可・不可）を設定したが、入力者によって評価のばらつきが見られたことを受けて、評価基準の説明の見直しを行い、「達成度評価基準」の策定を行った。課題⑥（第4クール成果指標）として、大学自己点検・評価委員会、毎年度の実施ではなく、第4クール成果指標（5カ年/2023年度～2027年度）のうち中間年度（3年目/2025年度）と最終年度（5年目/2027年度）に実施することを決定した（根拠資料 1-6、資料 1-12）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

◆長所

大学の理念および目的を明確に設定し、教職員、学生に周知し、社会一般に発信している。学内においては「淑徳大学ビジョン」や建学の精神、教育研究活動の目的（学則第1条目的、第2条教育の基本方針）等について、「自校教育ガイドブック」や全学共通基礎教育科目（S-BASIC）「利他共生」、宗教行事等を通じ、教職員、学生に多様な媒体を通じて周知している。社会に向けては、ホームページに理念や目的を公開するとともに、大学の理念を示す大学ロゴのタグライン（キャッチコピー）を設定するなど、より分かりやすく発信する工夫を行っている。

また、中・長期計画の策定にあたって以下のような改善を行ったことも長所に挙げられる。一つは、策定プロセスに大学の全本務教職員が関われるような工夫である。素案は中堅職員を中心としたプロジェクトが担当し、大学執行部が案を確定したのち、全本務教職員を対象にいわゆるパブリック・コメントにあたる意見聴取を行った。二つ目は、計画の達成目標・計画指標を成果指標に連動さ

せ、進捗状況の明確化を行ったことである。

◆問題点

2023（令和5）年度外部評価において「理念が一般の人びとに伝わりづらいところがある」というコメントがあったことを鑑みると（外④）、一般の人々へより分かりやすく大学の理念を伝える努力は継続する必要がある。

また、教職協働で策定した大学中期事業計画については、法人主導で策定している学園中期計画（事業計画と財務計画の2部構成）との関連性を明示しながら周知、運用を行っていく必要があると考えられる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

◆改善・発展方策

まず、すでに取り組みを始めた大学ロゴへのタグラインの追加など、建学の精神をより分かりやすく一般に発信するための努力を継続することが挙げられる。続いて、中期計画の定期的な進捗管理や検証、修正を継続することも必要である。さらに現時点で「淑徳大学ビジョン」の見直し、達成状況の検証は未実施であるため、ビジョンを掲げてから10年（大学創立60周年）の節目である2025（令和7）年度に検証を行い、見直しを実施することが必要と考えられる。また、その際には学長室、内部質保証推進委員会等、ビジョンやグランドデザインの見直しの責任主体をどこにするのか明確にする必要がある。

◆全体のまとめ

理念と目的について明確に設定し、学生、教職員への周知を行っていると言える。社会への周知についても新たな取り組みを含めて努力をしているが、第三者評価において十分ではないという指摘もあるため、努力の継続が求められる。

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定し、これらの進捗及び達成状況を定期的に検証しながら実行に移しているが、現在の中期事業計画（2023年度～2027年度）を策定したのが2022（令和4）年であり、その後本学を取り巻く内外の環境は大きく変化している。また、2025（令和7）年には認証評価の結果を踏まえた改善計画の策定が必要となってくる。今後も内部質保証推進委員会が中心となり、中期事業計画の進捗管理を進めていくが、より重要なのはこれら環境の変化に柔軟かつ迅速に対応していくことである。大学と法人が共通の課題意識をもって、中期事業計画の検証と必要に応じた見直しを行っていく。

第2章 内部質保証（基本情報一覧）

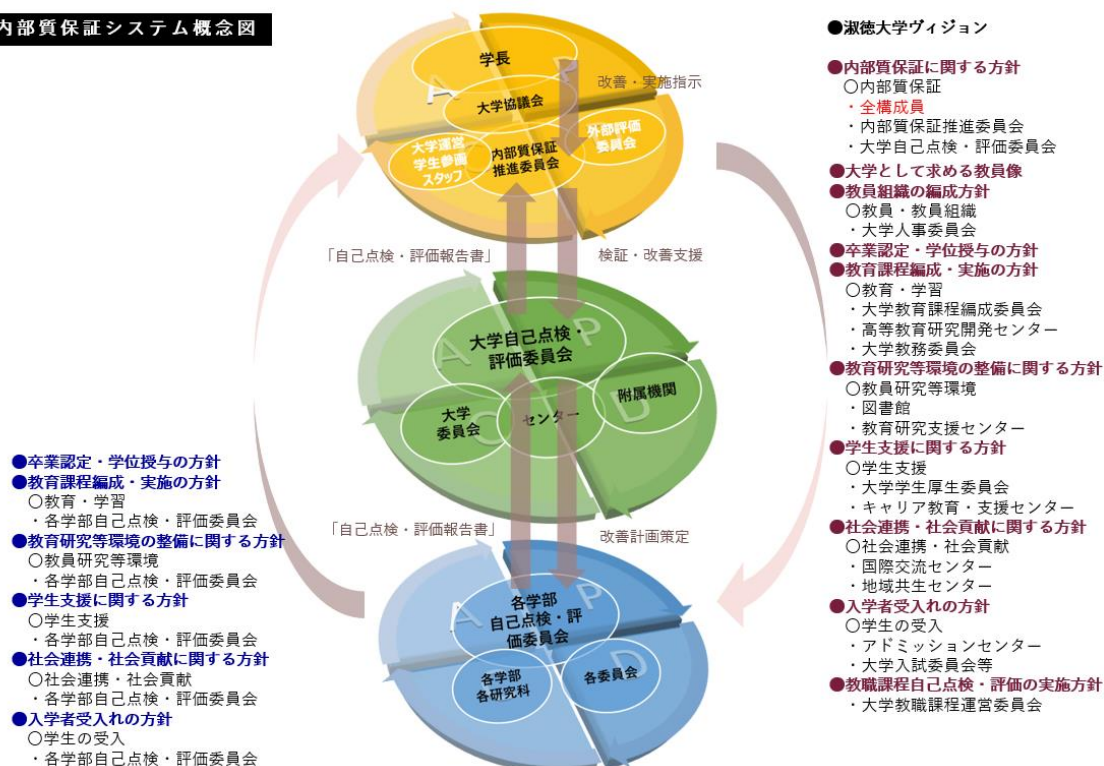
内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
淑徳大学内部質保証に関する方針 本学の内部質保証について 内部質保証システム概念図 自己点検・評価のスケジュール 教育の内部質保証システム概念図	https://www.shukutoku.ac.jp/university/activities/ https://www.shukutoku.ac.jp/university/facilities/ir/
淑徳大学内部質保証に関する規程	淑徳大学規程集
淑徳大学自己点検・評価に関する規程	淑徳大学規程集
淑徳大学 自己点検評価の指針（2024年度版） 淑徳大学 質保証の指針（2025年度版） 淑徳大学 教職課程の自己点検・評価の実施方針	淑徳大学自己点検評価の指針（2024年度版） 淑徳大学質保証の指針（2025年度版） 淑徳大学教職課程の自己点検・評価の実施方針
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
淑徳大学内部質保証推進委員会	本学における諸活動の成果を検証し、改善に努めてその質を自ら保証すること(以下「内部質保証」という。)を目的とする。
	名簿（URL・印刷物の名称）
	内部質保証推進委員会構成員表（2024年度）
備考：	

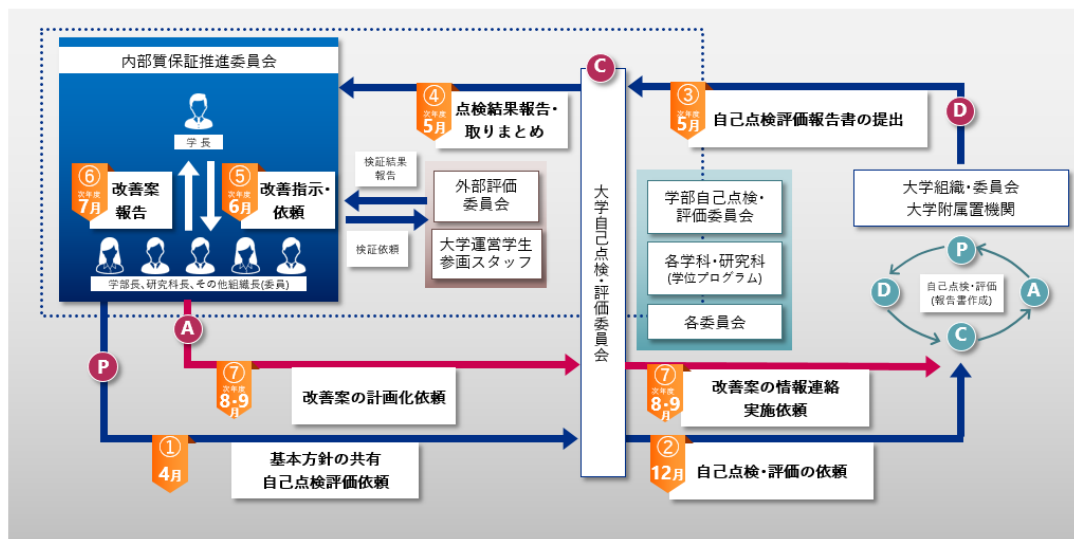
※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《体制図》

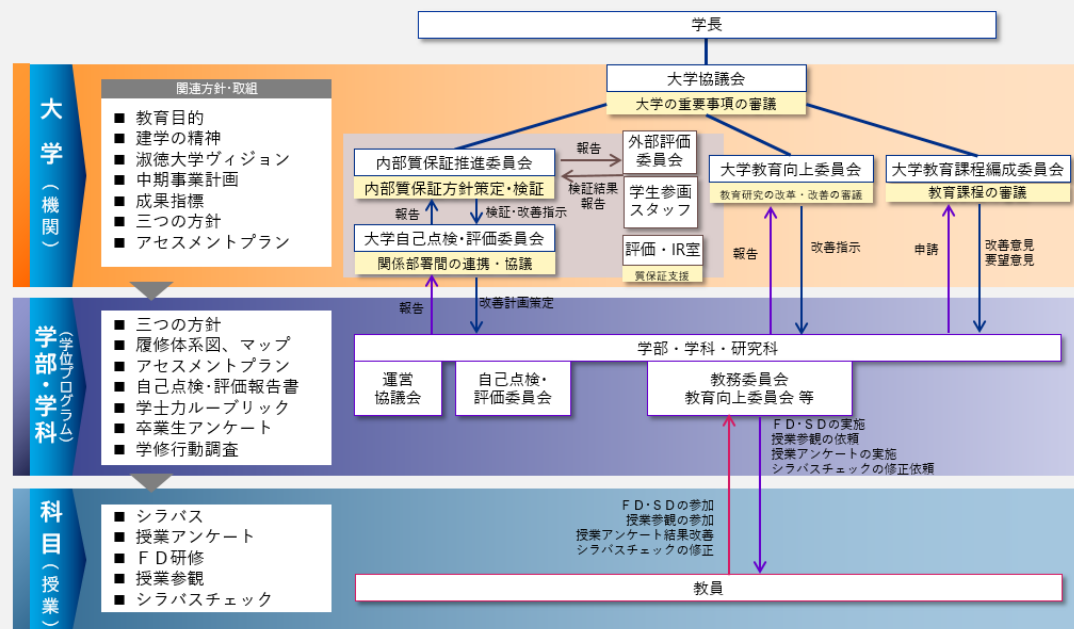
内部質保証システム概念図



自己点検・評価のスケジュール



教育の内部質保証システム体系図



淑徳大学 点検・評価報告書（2025年度：大学評価申請用）

設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）[*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置計画履行状況調査結果など）
設置計画履行状況調査結果 令和5年度	【AC】指摘事項（改善） 教育内容の充実等を通じ、収容定員未充足の改善に努めること（地域創生学部地域創生学科）	令和5年度	（履行状況）・令和5年度の収容定員充足率 63.1%に対し、令和6年度の入学人数は79名、定員充足率は83.1%で、収容定員充足率は72.6%となり、改善結果が得られた。次年度以降も引き続き学生確保及び収容定員充足率の向上に務めることとする。 （今後の実施計画）・入学定員充足へ向け、広報活動やオープンキャンパスの充実を図り、学部の認知度向上を目指す。入試において、「地域創生人材育成入試」制度を通じ、より地域との連携を強化した募集を行う。	https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/performance_report.html 淑徳大学地域創生学部【届出】設置計画履行状況報告書
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL [※]	https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/hyouka.html
改善報告書検討結果 URL [※]	https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/hyouka.html
備考：	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

【専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程】教育課程連携協議会[*]

学部・学科、研究科等名称	名簿の URL
該当なし	該当なし
備考：	

※関係法令：大学設置基準第42条の8条、専門職大学設置基準第11条、専門職大学院設置基準第6条の2

※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員会を明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/hyouka.html
【教育情報】	
教育研究上の目的	https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/
教育研究上の基本組織	
学位授与方針	
教育課程の編成・実施方針	
学生の受け入れ方針	
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	

淑徳大学 点検・評価報告書（2025年度：大学評価申請用）

成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	
授業料、入学科その他の大学が徴収する費用	
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	
[※] 専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	該当なし
財務情報	https://www.daijo.shukutoku.ac.jp/finance/
備考：	

[※] 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第109条第1項、学校教育法施行規則第172条の2第1項及び第2項、教育職員免許法施行規則第22条の8

情報公表 [学修成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	教育情報の公表 https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/
学位の取得状況	卒業・進学・就職等の状況 https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/#anchor04
学生の成長実感・満足度	学修行動調査報告書 https://www.shukutoku.ac.jp/university/facilities/develop/#anchor04
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	※前掲「教育情報の公表」参照
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	※基礎データ表6参照
学修時間	学修行動調査報告書 https://www.shukutoku.ac.jp/university/facilities/develop/#anchor04
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	淑徳大学受験生サイト 入試情報 https://www.shukutoku.ac.jp/admission/
教員一人あたりの学生数	※基礎データ表1参照
学事暦の柔軟化の状況	※後掲「授業期間及び単位計算」参照
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照
授業の方法や内容・授業計画(シラバスの内容)	※前掲「基本資料」シラバス参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	該当なし
FD・SDの実施状況	教育情報の公表 https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙3

情報公表〔教職課程〕

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく、公表すべき教員の養成の状況（6 項目） https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/#anchor04
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	
卒業者の教員への就職の状況に関すること	
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第 22 条の 6

第2章 内部質保証（本文）

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学修成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・2-101：内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・2-102：教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
- ・学修成果の可視化に向けた調整・支援
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援
- ・2-103：大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・2-104：学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

*2023年度外部評価結果への対応：①～④

- ・2-105：行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

*2023年度自己点検・評価結果改善案への対応：⑦（第4クール成果指標）改正後設置基準の対応

評価の視点：2-101

本学は、2017（平成29）年4月に「淑徳大学内部質保証に関する規程」を整備し、2018（平成30）年に、「内部質保証に関する方針」及び手続を設定、「内部質保証推進委員会」と「大学自己点検・評価委員会」を中心とした組織体制をとっており、これらの方針については、大学ホームページに公表している（根拠資料【基本情報一覧】淑徳大学内部質保証に関する規程、【基本情報一覧】【ウェブ】内部質保証の推進について）。本学における自己点検・評価の仕組みは「点検・評価報告書」としてまとめる大学年報の発刊を主軸としており、2004（平成16）年度から合わせて、2024（令和6）年度現在21冊が発刊されており、これらも大学ホームページに公表している（根拠資料2-1【ウェブ】）。毎年度の自己点検・評価報告書の作成は各組織で継続的に行っており、教職員の中にPDCAを積み重ねる意識の醸成を目指している。これらの点検結果に対し、「内部質保証推進委員会」が改善事項を抽出し、取り組み主体へ改善支援をすることで全学的な内部質保証の推進を担っている（根拠資料【基本情報一覧】淑徳大学内部質保証に関する規程、【基本情報一覧】淑徳大学自己点検・評価に関する規程、【基本情報一覧】淑徳大学自己点検・評価の指針（2024年度版））。実際の「点検・評価報告書」の様式の準備や取りまとめについては「大学自己点検・評価委員会」が担当し、職員を中心とした組織として「大学年報編集実務委員会」を置いた。また、2014（平成26）年度には現在の評価・IR室の前身であるIR推進室を設置し、2016（平成28）年度から外部評価委員会を開催しており、全学的な内部質保証体制が構築されている（根拠資料2-

2【ウェブ】、2-4【ウェブ】）。

2023(令和5)年度に、「内部質保証推進委員会」を中心として、内部質保証体制の点検が行われた結果、2024(令和6)年度からは「大学自己点検・評価委員会」を中心とした新体制となり、これらの新しい体制、手続きや方針について、大学ホームページに公表している(根拠資料:【基本情報一覧】【ウェブ】内部質保証システム概念図、【基本情報一覧】【ウェブ】自己点検・評価のスケジュール、【基本情報一覧】【ウェブ】教育の内部質保証システム概念図)。2024(令和6)年度は、その体制が適切かどうかの検討が実施され、「大学自己点検・評価委員会」より自己点検・評価方法等の改善提案が行われ、「内部質保証推進委員会」で審議の上「大学協議会」で変更された「質保証の指針」が承認された(根拠資料 1-5、1-6、2-3、2-6)。

2024(令和6)年度の新体制では、「大学自己点検・評価委員会」の構成員の変更と役割の明確化、機能強化を図っており、自己点検・評価の担当副学長が「大学自己点検・評価委員会」の委員長を務め、学位プログラムの編成、実施や改善等に中核的な役割を担う学科長と各キャンパスの「学部自己点検・評価委員」の職員が新たな構成員となり、大学(機関)レベルと学部・学科(学位プログラム)レベルの結節点として、各キャンパスの情報共有や構成員への理解の深化を図ることを担っている。「大学自己点検・評価委員会」が取りまとめた「点検・評価報告書」は学長を委員長とする「内部質保証推進委員会」へ報告され、改善課題の抽出ののち、「大学自己点検・評価委員会」が改善案の計画化を行い、次年度の「点検・評価報告書」に改善方策として反映させる仕組みをとっており、絶え間なく改善に繋げるシステムとなるように目指している(根拠資料 1-5、1-6)。さらに、2024(令和6)年度に「内部質保証推進委員会」と「大学自己点検・評価委員会」の連携を図り、組織的な対応を強化するため、両委員会の事務局を担う評価・IR室が新設されており、今後、関連委員会を中心とした内部質保証の推進に向けて支援を行っていく(根拠資料 2-2【ウェブ】、2-4【ウェブ】)。

このように、本学では教育・研究活動の充実を図るために内部質保証体制を整備し、その適切性について定期的な点検・評価を行い、形骸化させない工夫と改善を行っている。

評価の視点:2-102

本学の三つの方針については大学ホームページに公表されており、内部質保証の推進に責任を負う全学的組織である「内部質保証推進委員会」において、三つの方針の基本的な考え方や、その策定及び改訂の手続きをまとめ、点検・評価の支援を行っている(根拠資料 1-5、2-5)。体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援については、「大学教育課程編成委員会」が担当しており、2024(令和6)年度には「教育の内部質保証システム体系図」を新設し、教育活動を恒常的・継続的に点検する全学的な組織として既存の「大学教育課程編成委員会」を位置づけた(根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】教育の内部質保証システム概念図)。「大学教育課程編成委員会」は、学位授与方針及び教育課程編成・実施方針に基づき、体系的な教育課程の編成に関する必要な事項を審議する機関として、2025(令和7)年度から適用を予定している大学設置基準改正に伴う主要授業科目、履修モデル、また多様なメディアを高度に活用した授業の教育効果の検証等、教育課程の編成に関する事項の審議機関となり、全学的な教育の質保証を担当する組織となっている(根拠資料 2-7、2-8、2-9、2-10、2-11【ウェブ】)。また、第4章にも述べているように、効果的な教育方法の開発や学修成果の可視化に向けた調整・支援については、「淑徳大学高等教育研究開発センター」が担当しており、学部・学科(学位プログラム)レベルとの連携を図るため、各キ

キャンパスの教学を担当する教職員がセンター構成員を兼ねており、教職協働で教育研究の改革・改善に関する対応を行う体制としている（根拠資料 2-12、2-13【ウェブ】、2-14【ウェブ】）。2025（令和 7）年度の大学設置基準改正への適用を機に、既存の教育課程編成に関する一連の資料や手続きについて「淑徳大学の学位プログラム GUIDE」にまとめ学内外に公表することとし、全学的に集約化されたガイドを起点に、さらなる教育の質向上への議論につなげることを目指す（根拠資料 2-11【ウェブ】）。新体制において「大学教育課程編成委員会」が教育活動を恒常的・継続的に点検する組織として、学部・学科レベルとの結節点となり、より一層の全学的な調整・支援を行っていく必要がある。

評価の視点：2-103

学部・研究科には「自己点検・評価委員会」が設置され、各部局や委員会との全学的な連絡・調整を行う「大学自己点検・評価委員会」が主体となり、決められたサイクルで自己点検・評価が行われている（根拠資料【基本情報一覧】淑徳大学 自己点検・評価の指針（2024年度版））。その結果は、「点検・評価報告書」にまとめられ、「内部質保証推進委員会」へ報告、「内部質保証推進委員会」は改善課題を抽出し、また「外部評価委員会」からの改善課題と合わせて、「大学自己点検・評価委員会」が改善案の計画化を行い、次年度の「点検・評価報告書」に改善方策として反映させるフローとなっている（根拠資料 1-5、2-5）。また、「淑徳大学ビジョン」や重点施策、学園中期計画を具体的な施策として定量的・定性的な目標を定めた「第 4 クール成果指標」に落とし込んでおり、「大学自己点検・評価委員会」が主体となって、各取組主体に「第 4 クール成果指標」の進捗状況の確認を半期ごとに行っている（根拠資料 1-6、1-11）。

「内部質保証推進委員会」からの改善指示に基づいた改善方策の事例として、2022（令和 4）年度改善課題であった「4. 募集等活動について」は、第 5 章に述べているように翌年 2023（令和 5）年度に「募集戦略検討会議」が設置され、全学的な検討が行われた。また、学生広報チームの設置による学生視点での広報活動の強化といった取組に繋がっており、各部局や委員会の自己点検・評価の結果浮かび上がった課題を、「内部質保証推進委員会」が全学的に取り上げ支援し、大学協議会へ報告することで、各部局の PDCA サイクルを機能させるよう工夫している（根拠資料 1-10、2-6）。

教職課程に関する点検・評価の実施については、各学部の教職課程運営委員等から構成される大学教職課程運営委員会が担っており、毎年度自己点検・評価の実施方針に基づき点検・評価を行っている（根拠資料【基本情報一覧】淑徳大学 教職課程の自己点検・評価の実施方針）。2021（令和 3）年 5 月改正、2022（令和 4）年 4 月に施行された「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」により、全学的な体制の整備及び自己点検・評価の仕組みの導入が求められ、2021（令和 3）年度 10 月から大学教職課程運営委員会にて「淑徳大学 教職課程の自己点検・評価の実施方針」の策定が進められた。基準と観点を定め、2022（令和 4）年度～2025（令和 7）年度の 4 か年を 1 クールとし、点検・評価を行い、大学年報として公表している。

評価の視点：2-104（外①～④）

本学では各部局の自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、内部質保証の枠組みのなかに第三者からの評価として「外部評価委員会」と「学生参画スタッフ」を位置づけている。

「外部評価委員会」について、「内部質保証推進委員会」が毎年「点検・評価報告書」をもって

点検・評価結果の検証を「外部評価委員会」に依頼し、「外部評価委員会」は検証の結果を「内部質保証推進委員会」に報告している。具体的には、三つの方針に照らした取組の適切性を点検し、「外部評価シート」に検証結果をコメントし、本学はその結果をふまえた課題への改善を行い、次年度の「外部評価委員会」で報告する流れとなっている（根拠資料 1-4、2-15、2-16）。2023（令和 5）年度の「外部評価委員会」では、4項目の課題が示され、改善計画とその経過を「点検評価・報告書」に記録（①～④）し、2024（令和 6）年度の「外部評価委員会」で内部質保証推進委員長の学長が報告した。また、「外部評価委員会」は 2016（平成 28）年度より開催されており、第 10 回目の開催を迎える 2024（令和 6）年度「外部評価委員会」では、過去の検証結果を本学がどのように受け止め、改善・向上につなげてきたかの振り返りが行われた。このように、学外有識者や卒業生を構成員とする外部評価の取組は、本学の教育研究活動における長所や課題について、忌憚のない意見を得る貴重な機会となっている。

「学生参画スタッフ」について、本学では 2022（令和 4）年度より大学運営に対する学生の参画方法の検討が進められ、2023（令和 5）年度に「淑徳大学学生参画スタッフ活動」を本格的に稼働、2024（令和 6）年度に「淑徳大学学生参画スタッフに関する申し合わせ」を新設し、組織的な取組として活動を開始した（根拠資料 1-8、1-10、2-6、2-17、2-18）。2023（令和 5）年度以降、大学側からの提案テーマとして、全学共通基礎教育科目（S-BASIC）の点検・評価、教職員の実態調査をもとにした大学内での学生アルバイト窓口の統一化（ON CAMPUS JOB）、さらに学生の話し合いのなかから提案された学部やキャンパスを跨いだ交流の場の創出（学部・学科間交流）という三つの取組課題を掲げ、5か年の中期的な計画を立案し、定期的に大学執行部と意見交換を行っている（根拠資料 2-19【ウェブ】、2-20【ウェブ】）。大学執行部を構成員とする「内部質保証推進委員会」への報告を行うことで、意思決定を担う組織へ意見を届ける制度となっており、学生の視点から大学運営の示唆を得る継続的・計画的な取組みを進めている。また、活動報告会へは全構成員が参加可能であり、活動・提案内容はホームページに公表され、構成員に広く開かれた教職学連携の場として、本学の建学の精神である「利他共生」を体現する取り組みの一つとなっている。

このように自己点検・評価の妥当性を高めるため、「外部評価委員会」と「学生参画スタッフ」を「内部質保証推進委員会」に対する第三者的な検証機関と位置付け、ホームページでの公表や「点検評価・報告書」に報告することで、両者の活動をオープンな質保証の取組とする工夫をしている。

評価の視点：2-105（点⑦）

本学が第 3 期認証評価（2018 年度受審）で指摘を受けた事項について、受審翌年度の 2019（令和元）年度に「内部質保証推進委員会」で「受審結果に基づく改善工程表」を策定、担当委員会・部署にてその対応を行い、改善の成果を「内部質保証推進委員会」で確認の上、2022（令和 4）年 7 月に「改善報告書」にまとめ、認証評価機関に提出した（根拠資料 2-21【ウェブ】、2-22）。これらの認証評価の報告書等については学内で共有するとともに、ホームページで公表している。また、認証評価で抽出された改善課題については、「淑徳大学ヴィジョン」や学園の中期事業計画と照らし合わせ、重点施策と連関して、組織的かつ中長期的な対応に繋げている（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】淑徳大学ヴィジョン、【基本情報一覧】学校法人大乘淑徳学園「中期計画書」、【基本情報一覧】淑徳大学中期事業計画（R5～R9））。学園本部の策定する「予算編成方針」でも、認証評価の結果を踏まえた事業計画の策定が方針として掲げられており、事業と予算計画と連動

して組織的な対応が出来る体制となっている（根拠資料 2-23）。

2023（令和 5）年度に届出がなされた新設の地域創生学部について、「設置に係る設置計画履行状況等報告」での「6. 附帯事項等に関する履行状況」に指摘事項のあった箇所については、学部長・学科長を中心に方針を策定し、ホームページで公開している（根拠資料【基本情報】設置計画履行状況調査等への対応（5カ年））。上記のように行政機関、認証評価機関等からの指摘事項については、迅速に学内で共有され、適切に対応している。

関係法令への対応として、2022（令和 4）年 10 月に改正された大学設置基準への対応について、本学では「設置基準対応工程表」を策定し、2024（令和 6）年 4 月に適用開始を目途に学内の準備を進めてきた（根拠資料 2-24、2-25、2-26）。しかし、新基準適用に向けて教職員の理解の深化が必要であり、2024（令和 6）年度「内部質保証推進委員会」で、必要な手続きと精緻な議論が必要であると審議され、2024（令和 6）年度は移行期間とし、2025（令和 7）年 4 月適用開始を目指して対応を進めることとなった（根拠資料 1-5、2-6、2-27）。改正後設置基準対応については「内部質保証推進委員会」が進捗管理行い、学内の意思決定プロセスや学則、規程の変更等の手続きや、課題の共有を行いながら、2025（令和 7）年 4 月適用開始を目標に現在準備を進めている（⑦）。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・2-201：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・2-202：教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

評価の視点：2-201

本学では、学園規程「情報公開規程」を定め、学校教育法、私立学校法等の法令等に基づき、教育研究活動、自己点検・評価結果（大学年報）、財務状況等、法人および大学のホームページで広く社会に公表している（根拠資料 2-28、【基本情報一覧】【ウェブ】教育情報の公表（教育情報の公表、教育の質保証、点検・評価活動、認証評価、設置計画履行状況）、【2-29【ウェブ】）。本学独自に公表している項目については、受験生やステークホルダーを対象として「数字で見る淑徳大学」の特設サイトに集約しており、本学の諸活動の状況を数字で確認できるよう情報発信を行っている（根拠資料 2-30【ウェブ】）。教育情報の更新については、アドミッションセンターが担当しており、全学的な確認を行うとともに速やかに更新を行う体制をとっている。

評価の視点：2-202

教育研究活動の情報について、本学では 2015（平成 27）年度より毎年学修行動等に関する調査を実施し、その結果を「学修行動調査報告書」として大学のホームページで広く社会に公表している（根拠資料 2-14【ウェブ】）。また、2018（平成 30）年度より「卒業時調査報告書」、2022（令和 4）年度より「卒業 1 年後調査報告書」として、各調査の報告書を掲載しており、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を広く社会に公表している。

教育課程に関する点検・評価結果について、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」の施行以前より、各学部の教職課程運営委員会等で自己点検・評価を実施し、大学年報に報告をしていたが、2022（令和 4）年度より「淑徳大学 教職課程の自己点検・評価の実施方針」に基

つき、大学教職課程運営委員会が全学的な組織となり、各学部の教職課程担当組織との連携を図りながら、改善方策及び改善計画を立案している。その結果は、大学のホームページに公表されている（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】教育情報の公表（教育情報の公表、教育の質保証、点検・評価活動、認証評価、設置計画履行状況））。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

・2-301：内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

*2023年度自己点検・評価結果改善案への対応：⑧（自己点検・評価報告書）第4期認証評価受審に向けた全学的な自己点検・評価

評価の視点：2-301（点⑧）

内部質保証の推進に向けた基本方針の策定に関する事項を審議する「内部質保証推進委員会」では、毎年「淑徳大学自己点検・評価の指針」の見直しを図っており、2023（令和5）年度では内部質保証システムの点検の結果、新体制の構築が議論された。その結果、以下の3点の課題が抽出され、それに対応する形で2024（令和6）年度の新体制が整備された。

第一に、「内部質保証推進委員会」と「大学自己点検・評価委員会」の構成員が重複しており、両委員会の役割が不明瞭になりつつあった点である。この課題に対して、構成員を変更し、「大学自己点検・評価委員会」をより部局の裁量が大きい大学委員会に位置づけ、実態に即した形で役割の明確化を行った。具体的には、構成員を学部の「自己点検・評価委員」を兼ねる全学科長と各キャンパスの職員に変更し、各学部との結節点として情報共有、連携の役割を強化した。研究科については、「内部質保証推進委員会」に研究科長、「大学自己点検・評価委員会」には別の教員を選出することで、構成員を切り分けて点検する体制を整備した。さらに自己点検・評価活動の一環として大学年報の発刊を行ってきた「大学年報編集実務委員会」を改組し、「大学自己点検・評価委員会」と統合し、実務面での円滑化を図った。

第二に、恒常的・継続的に内部質保証を支援する組織が必要な点である。この課題に対し、まず「外部評価委員会」と「学生参画スタッフ」を「内部質保証推進委員会」のもとに位置づけ、検証の妥当性を高めるために両者の活動をオープンな質保証の取組とした。次に、こうした取組や委員会の連携が可能になるよう、質保証の裏付けとなるデータを扱うIR推進室を統合し附属機関として「評価・IR室」を新設した。真に意味のある内部質保証システムは、大学の能動的な姿勢、構成員の主体的な関与や部局間の連携協力が必要であり、労力も時間も要するため、「評価・IR室」が自己点検・評価と教学IRを支援する恒常的な組織となり、内部質保証にかかわる4つの組織の事務担当として継続的に支援を行う体制をとっている。

第三に、教育の企画設計、運用、検証及び改善・向上のための指針、教育活動を恒常的・継続的に点検する組織が整理されておらず、この課題について、本学では既存の大学委員会の役割を見直し、「教育の内部質保証システム」を新しく策定することで、「大学教育課程編成委員会」がそれを担うこととした。今後は、大学設置基準の改正に対応した基幹教員にかかる主要授業科目や、遠

隔授業科目、各学科・学位プログラムの検証、カリキュラムの点検・評価等の教育活動の点検・評価について、「大学教育課程編成委員会」が全体の方針や取りまとめを行い、全学的な教育の質保証に取り組むことを目指している。

以上のように、内部質保証システムの整備や機能の状況を点検・評価した結果、大学レベルと部局レベルを繋ぐ中間層に位置する「大学自己点検・評価委員会」の役割が、より重要であるという結論に達し、構成員を学部長から新たに学科長に変更したこと、学部自己点検・評価委員会の職員を入れたことで、自己点検の実質化と機動力の強化、学内構成員への浸透を図った。教育の質保証は「大学教育課程編成委員会」が、外部の評価の視点も踏まえながら、その全面的な支援を「評価・IR室」が継続的に行う体制に大幅な見直しが行われた（根拠資料【基本情報一覧】淑徳大学内部質保証に関する規程、【基本情報一覧】淑徳大学自己点検・評価に関する規程、【基本情報一覧】淑徳大学自己点検・評価の指針（2024年度版））。

また、実働を担っている「大学自己点検・評価委員会」では、自己点検・評価の方法について、各実務担当者へのアンケート調査が実施され、その結果を参考に2023（令和5）年度には様式の変更、情報共有ツールを活用した実務の見直しが行われた（根拠資料 1-10、2-31）。2024（令和6）年度には、既存の「大学年報」と自己点検・評価の在り方を見直しがなされた。（根拠資料 2-3、2-6）。本学では、大学年報の発刊を主軸とした自己点検・評価の取組がなされてきたが、そのような姿勢は教職員に浸透してきており、評価の基準がないことで活動記録的になっていた年報業務の点検や作業量の軽減化を図り、各学部・学科間の情報共有や協働を図る手続きを取り入れる等、実質的な質保証という視点から方法の見直しがなされた。その結果、認証評価の機会を大学として継続的に活用していくために、「自己点検・評価の指針」並びに様式、実施方法の見直しが行われ、4キャンパスと大学機構で情報共有しながら、大学基準に照らし合わせた「点検評価・報告書」を毎年度策定する仕組みに変更された（⑧）（根拠資料 1-6、2-6）。その際、2024年度自己点検・評価の実施方法や体制の効果検証等を目的とし、学内構成員の意識調査として「2024年度自己点検・評価方法に関する振り返りアンケート」を実施した。その結果、「内部質保証に関する理解が深まった」「他キャンパスの取組の理解が深まった」「淑徳大学の課題が明確になった」等の成果が得られたとする評価の割合が、全ての項目において、今回の自己点検・評価シートの作成のほうが、過去の大学年報作成で得られた評価の割合を上回っていた。よって今後は、認証評価の受審を自己点検の仕組みと統合して、さらに活用していく（根拠資料 2-3）。また、持続性のある質保証の取組の流れや自己点検・評価活動における協働文化の醸成を図るため、2024（令和6）年度に実践している動画配信を活用して、大学構成員への理解の浸透を促進していく予定である。

このように、2023（令和5）年度では、「内部質保証推進委員会」によって内部質保証の体制について、2024（令和6）年度では新体制で各部局との情報連携の要となる「大学自己点検・評価委員会」において、そのシステムの有効性や自己点検・評価の在り方について、点検・評価が行われ、抽出された課題に対し改善が行われた。今後も、新体制の機能の検証を継続して行い、認証評価の機会を大学の質保証の取組により実質的に活用し、毎年の活動のなかに恒常的に組み入れていくことで、長所や問題点、改善課題を引継ぎ、教育研究活動の質の向上を目指していく。

文部科学省の設置計画履行状況調査について、設置計画履行状況調査結果（令和5年度）に「指摘事項（改善）」（教育内容の充実等を通じ、収容定員未充足の改善に努めること（地域創生学部地域創生学科））が付されており、入学定員充足へ向けて広報活動等の充実を図り、認知度

の向上を目指す（根拠資料【基本情報一覧】設置計画履行状況調査等への対応（5ヵ年））。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

◆長所

2022年度より開始された「淑徳大学学生参画スタッフ」の活動について、年2回程度の活動報告会を全学生、教職員向けに開催、大学執行部と対話の場を設け、教職学協働の取組となっており、今後さらに全学的な展開が求められる。現在、全学共通基礎教育科目「S-BASIC」について、主管部署である高等教育研究開発センターと連携を取りながら、課題解決に向け、学生の主体的な学びをサポートし、大学側に提案を行う活動を実施している。また、2024（令和6）年度「外部評価委員会」では、本学の質保証を担う「外部評価委員会」と「学生参画スタッフ」が協働する体制をとっており、開かれた質保証システムの取組として、本学の内部質保証の適切性を評価、客観性の担保を目指している。

◆問題点

2024（令和6）年度の新体制において、「教育の内部質保証システム体系図」に位置づけられる各組織において、属人的な業務ではなく、組織（委員会等）として継続性をもって機能させていくために、さらなる工夫が必要である。また、組織内での教育の質やカリキュラムの専門知識を有した人材の育成が必要である。今後は、組織構成員や人材育成の仕組みの検討を行うとともに、学位プログラムの検証、カリキュラム点検・評価等といった教育活動の点検・評価について、「大学教育課程編成委員会」が組織的なとりまとめや支援を行い、教育の質保証を強化していく。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

◆改善・発展方策

2024（令和6）年度の内部質保証の新体制において、今後もその有効性及び適切性について、学内外の視点から継続的に点検・評価を行っていくことが肝要である。自己点検・評価について情報共有の仕組みは整備されたが、2024（令和6）年度に実施された動画配信やアンケート調査等を活用しながら構成員へのさらなる理解浸透を図り、4キャンパスと大学機構の間で、事例紹介や改善に向けた助言を相互に行う等、ピアレビューの仕組みに発展させていくことが考えられる。また、新設された「教育の内部質保証システム体系図」については各階層の機能・役割、構成員を含めた見直しを継続していく必要がある。内部質保証のシステムが有機的に機能しているかどうかの検証やそれを支援する組織体制の整備に加え、第4・10章でも述べているように、学位プログラムの点検・評価を担うカリキュラムコーディネーターや、教学IR機能の充実のための人員配置等、教員と職員の両者において専門的な人材育成やその育成のためのサポート体制を整えていくことが求められる。

◆全体のまとめ

本学では、2017（平成29）年に「淑徳大学内部質保証に関する規程」を整備し、方針や指針を明確に提示しながら、内部質保証システムの構築を図ってきた。その結果、大学年報の発刊を主軸とする毎年度の自己点検・評価活動については構成員に根付いた取組となっており、内部質保証

システムが実質的に機能しているかどうかの点検が行われた。2023（令和 5）年度では、既存の内部質保証システムの点検を実施、2024（令和 6）年度には新体制によって、自己点検・評価の方法の点検が行われ、より実質的な仕組みの構築が目指された。このような体制や方法の点検は、今後も継続していくことが必要であり、本学の内部質保証を担うのは本学の全構成員であるという理解を浸透させるべく、「大学自己点検・評価委員会」が要となって各部局の意見集約や連携を強化し、有機的に機能する内部質保証システムとして進化を続けていく。

第3章 教育研究組織（本文）

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・3-101：大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

評価の視点：3-101

本学は、千葉、千葉第二、東京、埼玉の4キャンパスからなる総合大学であり、2024（令和6）年5月1日現在、7学部13学科2研究科を設置している（根拠資料2-2【ウェブ】）。これらの教育研究組織は、大学の理念である建学の精神および大学全体および各学部・研究科の目的に照らして、学問の動向や社会的要請に配慮したうえで適切に設定されている。以下設立から現在までの経緯を述べる。

本学は1965（昭和40）年に社会福祉学部社会福祉学科の単科大学として、千葉市中央区大巖寺町に開学した。本学は大乗仏教の精神に基づき、宗教・社会福祉・教育を三位一体として、人間開発・社会開発を目的とした社会事業の一環として設立された経緯を持ち、大学の理念・目的は、社会的要請に基づいて設定されている（根拠資料3-1【ウェブ】）。以下、各キャンパスおよび大学院について沿革をまとめる。

（千葉キャンパス）

本学開学時に千葉キャンパスに設置された社会福祉学部は、開学以来30年近く「社会福祉学科」のみの単科大学であった。社会福祉分野への人材供給の社会的要請から入学定員の拡充に努めるとともに、臨時定員増にも取り組んできた。さらに、社会福祉に対するニーズの多様化と高度化に対処すべく、1992（平成4）年に学部名称を社会学部に変更し同時に社会学科を、さらに2001（平成13）年に心理学科を開設した。その後、社会学科、社会福祉学科、心理学科の3学科が目指している、学部全体としての人材養成のための教育内容等の方向性をより一層鮮明にするために、2005（平成17）年に学部名称を総合福祉学部に変更した。さらに、翌2006（平成18）年に、社会学科を人間社会学科に、心理学科を実践心理学科へと学科名称も変更した。

さらに、千葉キャンパスでは、子どもの発達支援、教育福祉的な支援に対する地域社会からの人材供給の要請にこたえるべく、総合福祉学部内の学科編成を変更し、2011（平成23）年に教育福祉学科を設置した。そのことにより、総合福祉学部は現在のような、社会福祉学科、教育福祉学科（学校教育コース、健康教育コース）、実践心理学科の3学科体制となっている。さらに社会福祉学科では、2025（令和7）年4月開設を目標に小学校教諭（二種）免許の取得を目指す教職課程認定申請中である（根拠資料2-6）。

なお、人間社会学科については、今日の日本社会の社会福祉的な諸課題の解明についてより広い学術的観点からのアプローチが期待されていることの重要性を鑑みて学科を閉じ、政策学、社会学、法律学、経済学の幅広い社会科学的アプローチから、地域の経済社会全般の諸活動に貢献するという建学の精神を踏まえた「社会開発に貢献する人材の養成」という教育目的をより一層明確

化するため、コミュニティ政策学部コミュニティ政策学科を2010(平成22)年に設置した。

（千葉第二キャンパス）

千葉第二キャンパスには、2007(平成19)年に看護学部看護学科が設置された。これは、長く千葉市の高度医療機関の中心の一つであった国立病院機構千葉東病院からの要請により、高度医療を維持していくための看護医療人材の養成に 대응するために新設したものである。さらに、2012(平成24)年には、本学園傘下の淑徳短期大学食物栄養学科の伝統をうけつぎ、栄養学の専門職養成の領域にも着手すべく栄養学科を開設し、学部名称も看護栄養学部に変更した。

（埼玉キャンパス）

埼玉県入間郡三芳町にある埼玉キャンパスは、1996(平成8)年に淑徳短期大学(後に学短期大学部)の国文学科と英語学科を改組転換して、4年制の国際コミュニケーション学部文化コミュニケーション学科と経営環境学科の2学科を設置したことで始まる。その後、地域社会からの要請に応え、地域に貢献する人材養成の目的を一層明確化した学部・学科となるべく大規模な再編を実施し、2003(平成15)年に経営環境学科を経営コミュニケーション学科と人間環境学科に改組し、2012(平成24)年に経営学部(経営学科・観光経営学科)を、翌2013(平成25)年に教育学部こども教育学科に改組している。さらに2023(令和5)年度の改組において、地域社会に根差し、地域への貢献を拡大することによる地域貢献型大学のさらなる具現化を目指して地域創生学部を設置した。また、ビジネスとの連携をより重視した教育へと改革を行うため経営学部を東京キャンパスに移転することとし、同年度入学生から順次東京キャンパスでの教育に移行している。

（東京キャンパス）

2014(平成26)年には、人類が創出した言語による表現と人類が積み重ねてきた歴史を柱とする人間の所産に関する教育研究を通じて、幅広い基礎的な研究を展開することにより、新しい知識を創造すること、そして幅広い視野から物事をとらえ、的確な判断を身に付けた人材を社会に輩出することを目的として、東京キャンパス(東京都板橋区前野町)に人文学部(歴史学科、表現学科)を届出により設置した。また同キャンパス内の淑徳短期大学を淑徳大学短期大学部(健康福祉学科・こども学科)に名称変更した。2023(令和5)年度には社会情勢を鑑み淑徳大学短期大学部を募集停止とし、「スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置」により、現代社会の要請に基づいて人文学部内に新たに人間科学科を設置した。また前述の通り経営学部を埼玉キャンパスから東京キャンパスに移転することを決定し、2023(令和5)年度入学生から東京キャンパスにおいて教育を始めている。

（大学院）

千葉キャンパスには、1989(平成元)年に大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻が設置された。1998(平成10)年に名称を社会学研究科に変更し、さらに2005(平成17)年に総合福祉研究科に名称変更し、現在は社会福祉学専攻博士前期課程と後期課程、そして心理学専攻修士課程が設置されている。また、千葉第二キャンパスには、2016(平成28)年に大学院看護学研究科修士課程が設置されている。

附属機関については、淑徳大学学則第7条に定めるように現在9つの機関を設置し、大学の理念・目的の実現に向け、4つのキャンパスを横断する全学的な組織として構成している。以下に各機関の概要をまとめる（根拠資料【基本情報】淑徳大学学則、根拠資料3-2）。

（淑徳大学社会福祉研究所）

淑徳大学社会福祉研究所は、大学の理念・目的や「建学の精神」の実現に向けて、教学組織として社会福祉の理論と実践及びヒューマンケア領域との学際的な研究をすすめることを目的とした組織であり、「総合福祉研究室」「研究サポートセンター」「発達臨床研究センター」の3部門から構成されている（根拠資料3-3【ウェブ】）。

総合福祉研究室は、「総合福祉研究部門」「スーパービジョン実践・研究部門」の2部門で構成されており、「総合福祉部門」では、社会福祉を中心とした調査・研究を、「スーパービジョン実践・研究部門」では、ヒューマンケア領域におけるスーパービジョンの実践と研究を中心に行っている。活動内容は、ヒューマンケア領域の社会福祉に関する調査研究、ヒューマンケア領域のスーパーバイザーの養成、スーパービジョン研究、研究・調査に関する報告書及び資料の発行（年報）などであり、ヒューマンケア領域の専門職を対象とした「スーパーバイザー養成講座」（通年）公開スーパービジョンセミナー、卒業生を対象とした「卒業生支援プログラム」（通年）を開催している。

また研究サポートセンターでは、総合福祉研究室と連携し教職員・大学院生の研究サポート事業を中心として、大学での研究活動の活性化を目指し、研究手法講座・演習などを実施している（根拠資料3-4【ウェブ】）。

発達臨床研究センターは、淑徳大学の開学と同時に「淑徳大学児童相談所（1965～1971（昭和40～46）年）」として設立し、その後「淑徳大学カウンセリングセンター（1972～1976（昭和47～51）年）」に引き継がれ、1977（昭和52）年に「淑徳大学社会福祉研究所相談治療研究室」に改組され、1996（平成4）年からは「社会福祉研究所発達臨床研究センター」となって現在に至っている。本センターは、発達につまずきを示す乳幼児に対する療育支援ならびに発達理解と支援方法についての研究を五十年にわたって積み重ねてきた。その結果、感覚と運動の高次化理論という独自の治療教育法を構築し、音楽療法や言語治療、障害児用教材・教具の開発などの分野で、全国的に知られている。研究の成果は、研究紀要にまとめ発行しているほか、年4回の研修セミナーで外部に向け発信している。さらに、2018年には小学生を対象とする学齢部門を新設し療育支援と研究の対象を拡げている。また、障がいをもつ幼児や児童の支援について実践的に学ぶ場として学部及び大学院の臨床実習生や教員等の長期研修委託生を受け入れている。本センターは、建学の精神に基づき、障がいをもつ幼児・児童・生徒らを対象にした社会福祉の理論と実践の学術的な研究を進めるとともに、学部並びに大学院生の臨床教育の場として有効に機能し、かつその実践的な活動を広く社会に還元している。

（淑徳大学長谷川仏教文化研究所）

淑徳大学長谷川仏教文化研究所は1970（昭和45）年に設立され、当初は学祖・長谷川良信の退職金を基金に事業活動を開始した。1975（昭和50）年に学校法人大乗淑徳学園附属となり、2010（平成22）年10月に淑徳大学附属の教育研究機関となった。事業目的としては、淑徳大学の創立者長谷川良信の偉業を顕彰し、その創立の趣旨に則り宗教、教育、社会福祉に関する研究調査、研修及び図書等の刊行等を行い、建学の精神の昂揚と教育振興に資することであり、本学の

自校史教育の拠点の一つであり、入学時に新入生や新任の教職員に配布される「大乘淑徳教本」は本研究所の編集・刊行である（根拠資料 3-5）。主な事業内容として、建学の精神である大乘仏教の研究・調査、学校における宗教教育に関する研究・調査、仏教社会福祉に関する研究・調査、宗教・教育・社会福祉に関する研究・調査、上記の研究及び調査成果の発表・研究図書・報告書類の刊行、上記の研究及び調査の受託等が挙げられる（根拠資料 3-6【ウェブ】）。

（淑徳大学アーカイブズ）

淑徳大学アーカイブズは、本学の歴史に関する資料や日本の社会福祉に関する資料、学祖長谷川良信に関する資料の収集と保存を行うとともに、収集資料の公開や研究・展示等を通じて、本学並びに日本の社会福祉の発展に資することを目的に2010（平成22）年に設立された（根拠資料 3-7【ウェブ】）。

主な事業内容として、学祖・長谷川良信に関する資料の調査研究・収集・保存および閲覧、淑徳大学ならびに学校法人大乗淑徳学園に関する資料の調査研究・収集・保存および閲覧、淑徳大学ならびに学校法人大乗淑徳学園の事務文書で保存年限が切れた文書のうち歴史的に重要な文書の調査研究・収集・保存および閲覧、わが国の社会福祉史関係資料の調査研究・収集・保存および閲覧、「淑徳大学アーカイブズ・ニュース」の発行、資料集や叢書の刊行、淑徳大学の年史編纂事業、自校教育の支援、淑徳大学ならびに学校法人大乗淑徳学園および社会福祉史にかかわる展示の企画・運営などを行っており、本学の歴史やさまざまな活動の記録を広く内外に発信している。

（淑徳大学高等教育研究開発センター）

淑徳大学高等教育研究開発センターは、本学の教育改革の拠点組織として2013（平成25）年に設置された。高等教育のユニバーサル化に伴い学生の学習目的や学力・意欲などが急速に多様化する中で、「何を教えるか」より「何ができるようにするか」を重視した組織的教育や、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育への質的な転換を図り、加えて「学士」の学位を与えるに値する教育内容と質を保証する機関として、更なる教育方法や学修成果測定、教育プログラムなどの研究開発に取り組んでいる。（根拠資料 2-14【ウェブ】）。2016（平成28）年度までの5年間、本学は文部科学省の大学間連携共同教育推進事業の受託校の一つとして「主体的な学びのための教学マネジメントシステムの構築」を主題に、アクティブ・ラーニング、サービスラーニングの導入推進、また学修成果を可視化するためのルーブリックの開発導入の推進を図り、その事業の拠点になった（根拠資料 3-8）。2022（令和4）年度から「教育開発部門」及び「基盤教育部門」に加え、「数理・データサイエンス・AI 教育部門」を新設し、3部門体制で活動を進めている。また2023年度より開始した全学共通の基礎教育科目（S-BASIC）においては、「全学共通の英語教育プログラム」や「数理・データサイエンス・AI 教育認定プログラム」をはじめ、学生自身が「学び続けられる力」を涵養するプログラムの推進を担っている。

（淑徳大学書学文化センター）

淑徳大学書学文化センターは、1997（平成9）年10月に埼玉キャンパスに設立された大学附属機関であり中国の碑帖拓本を所蔵、貸出、公開している。本学の建学精神である仏教に関係の深い造像銘の整本や、美的価値が高く学術研究に資する貴重な資料が数多く収蔵されている。（根

拠資料 3-9【ウェブ】）。

本センターでは、国際コミュニケーション学部の基礎である淑徳短期大学国文学科時代からの資料収集を基盤とした収蔵で、中国歴代の書道名品の石刻拓本を約 6,000 点所蔵している。本学の建学の精神の基礎である大乘仏教関係の造像記を中心に、歴史的・学術的価値の高い貴重な資料を多く収蔵している。東京国立博物館、台東区立書道博物館、奈良国立博物館、大阪市立美術館、出光美術館等の美術館への貸し出しや、学術研究会や書道展での展示を行っている。また、大学・高校の教科書や企画展図録等へ多数図版の貸し出しを行っている。特に価値の高い作品を選んでデジタル化し、それをデジタルアーカイブズとして公開しており、優れた研究資料として研究者の好評を得ている。

（淑徳大学地域共生センター）

本センターは、本学の建学の精神「利他共生の理念と実学教育」を行動化し、その実践を通じて教育と社会貢献に資することを目的とし、本学の「共生（ともいき）」の伝統を基に取り組んできたボランティア活動や地域活動をいっそう推進するために、2023（令和 5）年 4 月に設立された（根拠資料 3-10【ウェブ】）。

本センターは、その役割をより強め活動を推進するために、以下の 2 つの機関を改組したものである。1 つは「淑徳大学地域支援ボランティアセンター」であり、2005（平成 17）年に、地域で社会活動を行う学生を大学として支援するために設立され、大学としての全学的な地域支援ボランティア活動の統括組織として活動をしていた。もう 1 つが「淑徳大学地域連携センター」であり、本学の地域貢献推進を主たる業務に、地域との様々な産学連携事業等を通じて、地域社会の活性化・発展に寄与することを目的に 2016（平成 28）年に設置され、地方公共団体、地域産業界、地域団体等との連携事業の企画立案、そして実施を担っていた。1 つの組織となったことで、建学の精神「利他共生の理念と実学教育」の行動化が促進され、4 キャンパスの連携が強化されたとともに、「共生（ともいき）」の伝統を継承し、地域共生活動の企画や発信の活性化につながっている。

（淑徳大学アジア国際社会福祉研究所）

アジア国際社会福祉研究所（Asian Research Institute for International Social Work : ARIISW）は、アジアおよび世界における国際社会福祉、ソーシャルワーク研究の向上に寄与するとともに、研究成果の社会還元を目的とし、2016（平成 28）年 4 月に設立された。常にアジアに、そして世界に目を開き、多くのことを受発信する窓口となることを目指し、国際共同調査研究、アジアのソーシャルワーク人材養成、国際組織への貢献、その他多くの事業を展開している。また、大学の「建学の精神」を承継し発展させる「国際」、「仏教」、「福祉」に直接的に焦点を当てたアジア仏教社会福祉学術交流センターが研究所内に 2014（平成 26）年に設置された。

具体的な研究活動としては、共同研究、国際会議、出版、資料収集と供与、人材育成、他国大学支援、国際ソーシャルワーク組織への貢献、組織・人的交流、研究会組織、研究成果の発信、研究基盤の形成その他に及び、その成果は本学の教育研究活動の活性化につながるものである（根拠資料 3-11【ウェブ】）。

（淑徳大学国際交流センター）

淑徳大学国際交流センターは、本学の国際交流に関する事業を整備し推進することを目的に

2017(平成 29)年4月に千葉キャンパスに設立された。本センターでは、学生が留学や国際交流を通して、外国語の語学力の向上だけにとどまらず、異文化を理解し、海外の方と接しながらコミュニケーション能力を向上させられるよう、大学で実施する交換留学や各種語学研修の案内を始め、国際交流や語学学習に関する情報提供やサポートを行っている。上記を含めた主たる業務は、国際交流に関わる事業計画及び運営、教員交流(派遣講義等)、学術交流(協定締結等)、留学生派遣・受入、各種留学相談受付、留学生サポートなどである。2024(令和 6)年度より事務担当組織の改編に伴い、東京キャンパスに移転した(根拠資料 3-12【ウェブ】)。

(淑徳大学評価・IR 室)

全学的な内部質保証の推進ならびに自己点検・評価に関する全般的な支援を行い、本学の教育・研究水準の向上及び管理運営の健全化を図ることを目的として 2024 年 4 月 1 日に設置された。評価・IR 室は本学の諸活動に関する情報の収集と分析を行い、学生、教職員等の全構成員が、教育研究活動等の不断の改善と向上のために恒常的に自己点検・評価活動を実施することを支援している。主な業務は、内部質保証活動の総轄及び実施に関すること、自己点検・評価の企画・実施及び取り纏めに関すること、履行状況報告の取り纏めに関すること、外部評価の企画及び実施に関すること、認証評価の実施に関すること、各種 IR 等のデータ収集及びデータ管理に関すること、各種 IR 等のデータ集計・分析及び情報提供に関すること、IR の普及及び促進に関すること、内部質保証推進委員会に関すること、大学自己点検・評価委員会に関すること等である。(根拠資料 2-4【ウェブ】)。

以上のように本学では、大学の理念・目的に基づき、学問の動向や社会的要請等に応じて 7 学部 13 学科、2 研究科、9 つの附属機関を中心に、教育研究組織(学部・研究科や附置研究所、センター等)を構成している。

教職課程を全学的に実施する組織の状況について、大学教職課程運営委員会が組織されており、各学部の教職課程担当組織の連携を図り、教職課程の円滑かつ効果的な実施を担っている。なお今後は、全学的な統括を行う大学教職・保育士課程センター等を新設することを検討している。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・3-201：教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・3-202：点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

評価の視点：3-201

大学や学部・研究科、附属機関等各組織における教育研究組織の点検・評価については、学部・学科、附属機関において毎年度「自己点検・評価報告書」に取りまとめるとともに、地域共生センターや高等教育研究開発センター等一部の附属機関では年度ごとに年度報告書を発刊し、活動状況に関する振り返りと共有を行っている（根拠資料 2-13【ウェブ】、3-13、3-14）。2024（令和 6）年度の内部質保証体制の新体制では、責任を負う組織である「内部質保証推進委員会」、並びに各キャンパスの情報連携組織である「大学自己点検・評価委員会」の役割が明確化されたことから、教育研究組織の現状や成果について「大学自己点検・評価委員会」がとりまとめるのうえ、「内部質保証推進委員会」で検証され、改善策の計画化が依頼されている（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】内部質保証システム概念図、【基本情報一覧】【ウェブ】自己点検・評価のスケジュール、【基本情報一覧】【ウェブ】教育の内部質保証システム概念図）。

以上のような自己点検・評価の結果及び社会からの要請や永続的な経営の観点を踏まえ、学長主導のもと教育研究組織の適切性について、定期的に点検・評価が実施されており、全学的な教育研究組織の再編に至っている。

評価の視点：3-202

教育研究組織に関わる事項の改善・向上への取組については第 2 章に述べているように「内部質保証推進委員会」が支援を行っている。その一例として、近年の大きな教育研究組織の改組について述べる。2023（令和 5）年度に行われた改組は、18 歳人口の減少や高学歴志向の高まりなど、高等教育を取り巻く環境の変化や学術研究の高度化に伴い学部教育が対象とする専門領域が広範化している等の社会情勢の変化を背景に、2019 年（令和元年）以降推進してきた本学の教育研究組織の整備計画の一環であると同時に、長年にわたる学部教育のさらなる充実を図るものでもあり、「淑徳大学ヴィジョン」の3つの展開軸に沿って行われた（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】教育情報の公表（教育情報の公表、教育の質保証、点検・評価活動、認証評価、設置計画履行状況））。具体的には展開軸の 1 つ「教育の方向」で示している「利他共生の精神を礎とし、様々な分野で活躍する共生実践人材を育成することによる「実学の推進」及び建学の精神である「利他共生」のさらなる具現化を目指して「人文学部人間科学科」が設置された。また同展開軸の 1 つ「社会との関係」で示している「地域社会に根差し、地域への貢献を拡大することによる「地域貢献型大学」のさらなる具現化を目指すものとして「地域創生学部」が設置された。

また、定期的な点検・評価の積み重ねの結果、教育研究組織として 2023（令和 5）年度に「地域共生センター」、2024（令和 6）年度に「評価・IR 室」が新設されており、外部環境の変化や本学が

抱える課題に対して、組織的な改善につながっている。「地域共生センター」では、建学の精神を行動化した S-BASIC 科目「地域活動と社会貢献」との連携や「ともいき基礎知識講座」の設置、「淑徳大学ともいきリーダー」の認定制度等、大学の理念・目的に照らした学生の活躍の場を拡張している。「評価・IR 室」では、恒常的な内部質保証の取組を横断的に支援する組織として、内部質保証に係る「内部質保証推進委員会」「大学自己点検・評価委員会」「外部評価委員会」の 3 つの委員会組織の事務局や、学生参画スタッフの取組支援を担うことで、質保証を支援する体制が強化されている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

◆長所

大学の理念に基づき、学問の動向や社会要請に応じて改組を実施し、継続的に適切な教育研究組織の構成に努めている。また「自己点検報告書」や「年度活動報告書」などを通して教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいる。その例として、キャンパス・学部を越えた全学共通基礎教育科目である S-BASIC の新設などが挙げられる。定期的な点検・評価の積み重ねの結果、「地域共生センター」や「評価・IR 室」の新設を行い、学生の活動の幅の拡張や内部質保証への学生参画を促進している。

◆問題点

新しい内部質保証体制に基づき、「内部質保証推進委員会」が主体的に教育研究組織の改善・向上に向けた取り組み支援を明確に進めていくことが必要と考えられる。

改組および新附属機関などの新たな取り組みは評価できる一方で、今後さらに良い内容にするために改善の余地も多いため、自己点検・評価と合わせて改善を行っていく必要がある。またその際には、学生主体の教育の実現のために学生の声を直接取り入れられるような体制の構築が望ましい。

また、教育研究組織そのものの点検・評価を行う組織の主体は現在だと「内部質保証推進委員会」であるが、過去の経緯から、「内部質保証推進委員会」とは別に改組プロジェクトを担当する部署やワーキンググループ等が設置されている。今後は、教育研究組織の点検や、改組、設置申請・届け出、履行状況報告といった一連の組織的対応、役割と手続きを整理し、一過性に終わらずに組織的に継承していくことが求められる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

◆改善・発展方策

今後の内部質保証新体制では、「内部質保証推進委員会」が中心となり教育研究組織の自己点検・評価の結果から抽出された課題について、学問的・社会的状況等を踏まえて、組織の適正規模や集約化等を念頭に置き、時代に応じた新設や改廃といった議論を行い、「大学協議会」に提案していくことが求められる。その際、教育情報、経営情報といった一元化されたデータを活用することが求められるため、教学 IR 体制を整備することも改善方策として想定される。

◆全体のまとめ

以上のように、本学は社会要請に基づいて設立された大学であり、その始まりから現在に至るま

で社会の要請を反映しながら、時には大幅な改組を含めて教育研究組織の構成を行っている。また、大学の理念のもと、教育研究から自己点検・評価まで広く担当する附属機関を置くことでキャンパスを横断して全学的な取り組みが促進されるよう努力を重ねている。新しい内部質保証体制において、こうした努力が結実し、「内部質保証推進委員会」が中心となって主体的に教育研究の改善・向上が進むことが期待される。

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
淑徳大学・各学科・各研究科の三つの方針一覧	https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
備考：			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

[専門職大学、専門職学科] 科目区分ごとの必要修得単位数[*]

学部、学科等名称	単位数						根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎科目	職業専門 科目	展開科目	総合科目	実験、実習 または実技 の単位数	左記のうち 臨地実務実 習科目	
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
備考：							

※関係法令：大学設置基準第42条の9、専門職大学設置基準第29条、30条

※専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更していない場合は不要）[*]

学期制区分	各学期の 授業週数	1コマあたり の授業時間	URL・印刷物の名称
4学期制	8週	90分	地域創生学部履修規程 地域創生学科 授業・カリキュラム https://www.shukutoku.ac.jp/academics/tiiki/tiiki/curriculum.html

備考：前回評価以降の変更点は、地域創生学部のみ4学期制の導入

単位設定

授業形態	1単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)	規程(条項)	URL・印刷物の名称
例) 講義(工学部)	例) XX 時間(YY 時間)	学則第〇条第〇項	http://*****
備考：前回評価から変更がないため省略			

※関係法令：大学設置基準第21条、第23条、専門職大学設置基準第14条、第16条

淑徳大学 点検・評価報告書（2025年度：大学評価申請用）

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学部・学科名、学年等	履修登録単位の上限値	期間	成績優秀者の割合	成績優秀者の基準	除外科目の有無
総合福祉学部 コミュニティ政策学部	18単位	各学期	○	(1)GPAが、3.5以上の場合、総合福祉学部及びコミュニティ政策学部各学科履修規程第4条第4項の定めに、4単位加えて履修登録することができる。 (2)GPAが、3.0以上3.5未満の場合、総合福祉学部及びコミュニティ政策学部各学科履修規程第4条第4項の定めに、2単位加えて履修登録することができる。 (3)休学等により直前の学期のGPAがない場合は、原則として直近のGPAを適用する。	○
総合福祉学部 コミュニティ政策学部	36単位	1年間	○	(1)GPAが、3.5以上の場合、総合福祉学部及びコミュニティ政策学部各学科履修規程第4条第4項の定めに、4単位加えて履修登録することができる。 (2)GPAが、3.0以上3.5未満の場合、総合福祉学部及びコミュニティ政策学部各学科履修規程第4条第4項の定めに、2単位加えて履修登録することができる。 (3)休学等により直前の学期のGPAがない場合は、原則として直近のGPAを適用する。	○
看護栄養学部	18単位	各学期	○	(1)GPAが、3.5以上の場合、履修規程第8条第1項の定めに、4単位加えて履修登録することができる。 (2)GPAが、3.0以上3.5未満の場合、履修規程第8条第1項の定めに、2単位加えて履修登録することができる。 (3)休学等により直前の学期のGPAがない場合は、原則として直近のGPAを適用する。	○
看護栄養学部	36単位	1年間	○	(1)GPAが、3.5以上の場合、履修規程第8条第1項の定めに、4単位加えて履修登録することができる。 (2)GPAが、3.0以上3.5未満の場合、履修規程第8条第1項の定めに、2単位加えて履修登録することができる。 (3)休学等により直前の学期のGPAがない場合は、原則として直近のGPAを適用する。	○
教育学部	36単位	1年間	○	直前の学期のGPAが3.50以上の場合、履修登録上限単位数は22単位、3.00～3.49の場合は20単位	
地域創生学部	36単位	1年間	○	直前の学期でGPAが3.0以上3.5未満の者は学期での上限を20単位、GPAが3.5以上の者は学期での上限を22単位とすることができる。休学等により前学期のGPAがない場合は、原則として前々学期以前の直近のGPAを適用する。	○
人文学部	36単位	1年間	○	直前の学期でGPAが3.0以上3.5未満の者は、上限を20単位、GPAが3.5以上の者は、上限を22単位まで緩和することができる。休学等により前学期のGPAがない場合は、原則として前々学期以前の直近のGPAを適用する	
経営学部	36単位	1年間	○	直前の学期でGPAが3.0以上3.5未満の者は、学期での上限を20単位、GPAが3.5以上の者は学期での上限を22単位とすることができる	○
備考：					

※関係法令：大学設置基準第27条の2、専門職大学設置基準第22条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場

淑徳大学 点検・評価報告書（2025年度：大学評価申請用）

合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第27条の2第2項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研究科は学位課程別）	卒業・修了要件単位数	既修得等（注）の認定上限単位数	URL・印刷物の名称
総合福祉学部	124 単位	60 単位	学則第 57 条、30 条、履修の手引（千葉キャンパス）P.9
コミュニティ政策学部	124 単位	60 単位	学則第 73 条、30 条、履修の手引（千葉キャンパス）P.9
看護栄養学部	124 単位	60 単位	学則第 68 条、30 条、学生便覧（看護栄養学部）p.49, p.65
教育学部	124 単位	60 単位	学則第 81 条、30 条、学生便覧（教育学部）P.34, 54
地域創生学部	124 単位	60 単位	学則第 93 条、30 条、学生便覧（地域創生学部）P.34, 90
経営学部	124 単位	60 単位	学則第 77 条、30 条、学生便覧（経営学部）P.24, 42, 56
人文学部	124 単位	60 単位	学則第 88 条、30 条、学生便覧 P24, 72, 88, 101
総合福祉研究科 社会福祉学専攻 博士前期課程	32 単位	10 単位	大学院学則第 14 条別表(1)-1・A、19 条 2 項、25 条
総合福祉研究科 社会福祉学専攻 博士後期課程	24 単位	0 単位	大学院学則第 14 条別表(1)-2・A、25 条の 2
総合福祉研究科 心理学専攻 修士課程	30 単位	10 単位	大学院学則第 14 条別表(1)-1・B、19 条 2 項、25 条
看護学研究科 看護学専攻 修士課程	30 単位	10 単位	大学院学則第 14 条別表(1)-1・C、19 条 2 項、25 条
備考：			

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条、第 42 条の 12、
 専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、
 大学院設置基準第 16 条及び第 17 条、

専門職大学院設置基準第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 28 条及び第 29 条

注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[専門職大学] 専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[修士・博士] 大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）

[専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条の 2、第 14 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 27 条の 2 及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

淑徳大学 点検・評価報告書（2025年度：大学評価申請用）

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称 (学位課程別)	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称
総合福祉研究科 社会福祉学専攻 博士前期課程	変更なし	変更なし
総合福祉研究科 社会福祉学専攻 博士後期課程	変更なし	変更なし
総合福祉研究科 心理学専攻 修士課程	変更なし	変更なし
看護学研究科 看護学専攻 修士課程	変更なし	変更なし
備考：前回評価から変更なし		

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称 (学位課程別)	学位論文審査基準（注 1）規程・URL	特定課題研究審査基準（注 2）規程・URL
総合福祉研究科 社会福祉学専攻 博士前期課程	変更なし	変更なし
総合福祉研究科 社会福祉学専攻 博士後期課程	変更なし	変更なし
総合福祉研究科 心理学専攻 修士課程	変更なし	変更なし
看護学研究科 看護学専攻 修士課程	変更なし	変更なし
備考：前回評価から変更なし		

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

注 1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注 2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学修成果の測定方法[*]

学部・研究科等名称	学修成果の測定方法	根拠資料
例) グローバル学部	例) 例年、GPAのほか、TOEIC®のスコア、卒業生アンケートの状況を、推移を含めて確認している。	例) アセスメントプラン、2023年度の学修成果の測定結果について
総合福祉学部	毎年度、全学生を対象とした「学修行動等調査」及び卒業生を対象とした「卒業時調査」を実施し、学生回答結果を学長室 IR 担当・高等教育研究開発センター担当にて集計を行い、大学ホームページ上へ情報公開している。 特に「学修行動等調査」の結果について、教務委員会内にて確認を行い、開講科目の見直しや履修推奨科目の検討材料としている。	・学修行動等調査 ・卒業時調査
コミュニティ政策学部	毎年度、全学生を対象とした「学修行動等調査」及び卒業生を対象とした「卒業時調査」を実施し、学生回答結果を学長室 IR 担当・高等教育研究開発センター担当にて集計を行い、大学ホームページ上へ情報公開している。 特に「学修行動等調査」の結果について、教学委員会内にて確認を行い、開講科目の見直しや履修推奨科目の検討材料としている。	・学修行動等調査 ・卒業時調査
看護栄養学部	ルーブリックの電子化と活用によって、学生は、1年次から経時的に評価し、その変化がグラフ化されて視覚的に確認できるようになっている。 また、学生が自分自身のパフォーマンスをどのように評価しているかを知ることができ、適切な指導につなげている他、学生自身も成長や停滞を見てわかり、目標設定や評価につなげることができている。 学修行動等調査を毎年実施しており、その結果をもとに分科会 FD を実施し、教員間で、学生の学習時間の推移などを確認している。	・ルーブリック ・学修行動等調査 ・卒業時調査
教育学部	一定の評価を得て卒業に必要な単位取得ができていることは累積 GPA によっても示される。 卒業研究については担当教員の評価に加えて、発表会において複数教員によるルーブリックを用いた評価もなされている。	・ルーブリック ・学修行動等調査 ・卒業時調査
地域創生学部	学位授与方針に示した学修成果の測定方法として地域創生学部では、学生の学修成果を量と質の両方から把握するような仕組みを導入する。具体的には、学生の講義における成績評価、学修ルーブリック	・ルーブリック ・学修行動等調査 ・卒業時調査

淑徳大学 点検・評価報告書（2025年度：大学評価申請用）

	クそして卒業アセスメントテストを導入し実施する予定である。	
経営学部	卒業論文執筆ルーブリックを導入している。他科目へもルーブリック活用の推進し、教育力向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ルーブリック ・学修行動等調査 ・卒業時調査
人文学部	卒業年次生については、卒業論文・卒業研究に関するルーブリックを導入し、各学科内共通の基準として定着化できている。 卒業論文・卒業研究以外のルーブリックについては、これまでの効果を検証し、リフレクションを着実に実施するため、学科毎およびコース毎のルーブリックを検討し、授業計画に反映させていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・ルーブリック ・学修行動等調査 ・卒業時調査
総合福祉研究科	ルーブリックによる学修成果の確認に加え、修了時に「修士課程修了認定・学位授与方針に照らした自己評価票」を実施し、学位授与方針に対する成果を把握している。	<ul style="list-style-type: none"> ・ルーブリック ・修士課程修了認定・学位授与方針に照らした自己評価票
看護学研究科	リサーチルーブリックを導入しており、修士論文提出に向けて振り返りと評価を行っている。また、看護学特別研究経過報告書を活用し指導教員および研究科長ともに研究経過の把握を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・リサーチルーブリック ・看護学特別研究経過報告書
全学的な取組（高等教育研究開発センター）	各学部でどのようなアセスメントが実施されているかを整理し、2025年度に向けてアセスメントプランの見直しを実施。2024年度には一部学部で試行的な実施を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントプラン
備考：		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
全学部、全研究科	毎年度、大学自己点検・評価委員会、外部評価委員会にて点検・評価活動を実施 2022年度より学生参画スタッフによる評価活動を開始	淑徳大学年報 https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/nenpou.html 外部評価委員会実績・学生参画スタッフ活動実績 https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/
備考：		

第4章 教育・学習（本文）

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学修成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・4-101：学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学修成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学修成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・4-102：上記の学修成果は授与する学位にふさわしいか。

評価の視点：4-101

大学及び各学位プログラムで三つの方針を策定し、ディプロマ・ポリシー（DP）やカリキュラムマップにおいて、学生が修得すべき知識、技能、態度の学修成果を明確にしている。それらに基づき、学修成果を達成するために必要なカリキュラム・ポリシー（CP）を策定し、各学科、各専攻とも、大学ホームページ並びに「学生便覧」「履修の手引」ないしは「大学院要項」にそれらを公表している（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、【基本情報一覧】【ウェブ】教育情報の公表（教育情報の公表、教育の質保証、点検・評価活動、認証評価、設置計画履行状況）、4-1）。「卒業認定・学位授与の方針」において、大学および各学科、研究科で【1 社会の構成員としての基本的知識・技能・態度】【2 専門教育分野・各分野における知識・技能・態度】を定めており、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学修成果を明らかにしている。「教育課程の編成・実施方針」において、大学および各学科、研究科で【1 教育課程の編成・教育内容】【2 教育方法】【3 教育評価】を定めており、学修成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしている。

評価の視点：4-102

上記の学修成果は、授与する学位にふさわしいと、いずれの学科、専攻とも評価している。学位にふさわしい科目を配置し、それらはカリキュラム表及び履修体系図に明示されており、更に、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーにもその旨が記されている。これらの情報を「学生便覧」「履修の手引」ないしは「大学院要項」に明示している（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、4-1）。

評価項目②

学修成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・4-201：学修成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
 - ※ 具体的な例
 - ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
 - ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
 - ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
 - ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

評価の視点：4-201

いずれの学科、専攻とも、学修成果の達成につながるよう、「教育課程の編成・実施方針」に沿って授業科目を開講し、教育課程を体系的に編成し、専門分野の学問体系等に適った授業科目を開講していると評価している。各授業科目の位置づけについては、カリキュラム表に記載の科目群配置で確認できるほか、各科目のシラバスで、「ディプロマ・ポリシーとの関連性」ならびに「到達目標」を明記している（根拠資料 4-2、4-3）。主要授業科目については、2025（令和 7）年の改正後設置基準への対応を目途に、大学の方針に照らし合わせ、各学科で学位のレベルと分野に応じた必要な授業科目を選定し、各学位プログラムの根幹を形成するものとして設定されている（根拠資料 2-11、4-4、4-5、4-6）。

シラバスは大学でのシラバスチェック項目の精査、学部における入念なシラバスチェックがなされたうえで公表されている（根拠資料 4-7）。学習の順次性については、それぞれの学問体系に基づき、基礎となる科目は初年度に、応用となる科目は学年が上がってからの配置にしており、それは履修体系図や履修モデルで学生が確認できるようにしているなど、可視化もされている。学生の学習時間の確保について、大学のルールとして履修上限単位数を設けており、実際の授業時間と事前・事後学習の時間をシラバスに明記し、計画的な学習が進められるよう学習時間の確保に努めている（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、【基本情報】履修登録単位数の上限設定、2-11、4-1、4-3、4-8、4-9）。

また、免許・資格に関わる学科においては、関連省庁が定める免許・資格取得に必要な科目を配置している。社会福祉学科では、国が定める社会福祉専門職国家資格の科目を配置している。教育福祉学科では、教職課程科目や保育士科目などの学校教育や児童福祉、健康教育に係る免許・資格の科目を配置していることから、専門分野の学問体系等に適った授業科目を開講している。心理学専攻では、主に国が定める公認心理師国家資格の科目を配置していること、さら臨床心理士の科目と研究方法及び研究指導の科目を配置していることから、専門分野の修士課程の学問体系等に適った授業科目を開講しているといえる。看護学科及び栄養学科では、国家資格に必要な科目の他に、現代社会において看護学及び栄養学に要請される多職種と協働しうる基礎的知識・技能の修得を教育内容とする科目を配置しており、学習の順次性を踏まえ、科目間の連携を図った編成となっている。こども教育学科では、専門科目においては、教職課程コアカリキュラムと保育士養成課程を構成する科目双方の要求事項を満たすように、教育課程の編成を行い、順次性・体系性を備えた履修体系図・履修モデル・シラバスを作成している。

学科や専攻に特徴的な事項としては次のようなものがある。コミュニティ政策学科では、実践科目として、コミュニティ政策に対する興味や関心を高めるための動機づけとサービスラーニングによる事例理解を図る科目が配置されている。地域創生学科では、学習内容の定着化を図るため、少数の科目を短期集中的に学ぶことが出来るよう、クォーター制を導入した（根拠資料【基本情報】授業期間及び単位計算）。

評価項目③

課程修了時に求められる学修成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

・4-301：授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学修成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。

*2023年度外部評価結果への対応：①数理・データサイエンス・AI教育プログラムの履修者数

・4-302：ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。

*淑徳大学評価の視点：上記の視点に加え、遠隔授業を実施していない場合は、2020年度以降の遠隔授業実施による効果的な授業となる工夫など

・4-303：授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等などの措置。

*淑徳大学評価の視点：上記の視点に加え、単位の実質化を図る措置は具体的にどのようなことを実施しているか

評価の視点：4-301（外①）

各学科、各専攻とも、授業形態、授業方法が学科・専攻の教育研究上の目的や課程修了時に求める学修成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待される効果が得られていると評価している。各学科とも、「卒業時調査」により、基礎教育科目と専門教育科目での学びの到達度をはかることができる。その結果から、全学科とも、概ね、学修成果が得られているものと評価できる（根拠資料 4-10【ウェブ】、4-11【ウェブ】）。例えば、2023年度卒業時調査によれば、基礎教育について「ある程度満足」もしくは「満足」と答えた学生は 96.4%、また、専門教育については 96.5%が「ある程度満足」もしくは「満足」と答えていた。更に、「人間の文化、社会や自然の知識」の変化については、95.7%が「あてはまる」もしくは「どちらかといえばあてはまる」と回答していた。同様に、「データ・情報の収集・分析・表現力」については 95.9%が、「社会の一員の意識と関与」については 94.8%が、「学んだ知識・経験を統合活用」については 97.9%が、「専門分野に関する知識」については 97.5%が、「問題発見・解決力」については 95.8%が、「自ら学び続ける習慣」については 94.7%が「あてはまる」もしくは「どちらかといえばあてはまる」と回答していた。

なお、淑徳大学「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に定めるように、「情報リテラシー」及び「データリテラシー」の修得を通じて、情報収集や分析・整理の能力を育成することを目的とし、2023（令和 5）年度より「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」を策定、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育

プログラム」認定制度（リテラシーレベル）の認定を受けている。2023（令和 5）年度外部評価委員会課題①として、このプログラムの履修者数が少ないことが指摘された。原因の一つとして、本プログラムにおける学生への周知が行き届いておらず、情報発信の必要性を課題として認識している。そのため、新入生向けのセミナーで本プログラムの説明を行った。一方で、本プログラムの修了条件に必要な科目が履修上限制度や必修科目との兼ね合いにより履修が難しい学生がいるため、今後も全学的な調整を行っていく（①）（根拠資料 1-4、1-5、1-6）。

評価の視点：4-302

大学教育課程編成委員会並びに高等教育研究開発センターが中心となり、ICTを利用した遠隔授業の実施に向けて、学則変更の対応や教室環境と規程の整備、「遠隔授業のガイドライン」の作成や対象科目の検討を進められている（根拠資料 4-12）。学則第 30 条の 5 に遠隔授業を定め、「本学が教育上有益と認めるときは、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で学生に授業科目を履修させることができる」としている（根拠資料【基本情報】淑徳大学学則）。2024（令和 6）年 4 月より「多様なメディアを高度に利用した授業に関する規程」を新設し、各学部で遠隔授業の開講科目の精査を実施しているが、教育的な効果や科目の適切性について、今後継続的な点検・評価が必要である。2024（令和 6）年度の授業アンケートでは、対面授業と遠隔授業で区分が分かるようにコードで管理し、今後分析可能となる見込みである（根拠資料 2-10、4-13、4-14）。

以上は、全学的な評価であるが、以下に学部、専攻における特徴的な取り組みを取り上げる。

人文学部では、学部の特色を鑑み、「多様なメディアを高度に利用した授業に関する規程」に準じて、遠隔授業の形態のほうが学習効果が期待される科目において、遠隔授業を実施している。主に Google Workspace for Education（有償版ライセンス）を使用し、教育効果が高まるよう、教員・学生に対しマニュアルを作成し ICT 活用支援を行っている（根拠資料 4-15、4-16）。

大学院総合福祉研究科心理学専攻では、専門性の高い教育を受けられるように、一部の科目で部分的に遠隔授業が行われている。また、多様な立場の院生が学修機会を確保できるように、一部の演習も遠隔で行われている。大学院看護学研究科看護学専攻では、2024（令和 6）年度より本格的に ICT を利用して同時双方型の遠隔授業と対面授業を組み合わせたハイブリッド型の授業を行っている。大学院生の状況（居住地や勤務の状況等）に合わせ授業に参加することができ、誰もが修学できる環境が整備されている。

評価の視点：4-303

授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行うことはできており、また、それによって学生は意欲的かつ効果的に学習できていると言える。

大学では、新入生に対して英語プレイスメントテストを実施し、入学時の英語力を把握している。その結果を基に、英語教育では習熟度別にクラス分けを行い、個々の学生に適した教育を提供している（根拠資料 4-17、4-18、4-19、4-20）。また、大学教育向上委員会や大学教務委員会が中心となって、シラバスの作成要領の再検討やシラバスチェックの方法を見直し、全科目に対してシラバスチェックを実施している。このような取り組みにより、授業の質の向上を図っている（根拠資料 4-2、4-7）。

また、大学院総合福祉研究科並びに大学院看護学研究科では、各科目のシラバスに評価方法・評価基準を明示すること、またシラバス作成にあたっては第三者チェックが入りその評価方法・評価基準も第三者による確認がされることで成績評価及び単位認定の適切性に向けて組織的な対応を行っている（根拠資料 4-21、4-22）。

学生一人ひとりの学修行動や経験、学修成果を継続的に追跡する「学修行動等調査」を実施し、教育・学修支援の方法や内容を評価し、教育改善に役立てている。また、教員が一人ひとりの担当アドバイザーとなり、履修登録の相談、履修上限緩和に適するかどうかの面談や学修・進路相談など、親身になって効果的な学修指導を行っている（根拠資料 4-23）。さらに、学生生活や健康に関する相談窓口を設け、聴覚や視覚などに障がいを持った学生に対してノートテイクや手話通訳、板書の配慮など多様な学生への対応を行っている（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引）。

各学部では、学生の学修活動や社会活動を奨励し、その成果を共有するための取り組みを行っている。例えば、地域創生学部では「地域創生学生アワード」を実施し、学生の学修成果を表彰することで、学修意欲の向上を図っている（根拠資料 4-24）。また、看護栄養学部では、配慮が必要な学生に対して適切な支援を行い、学習環境の整備に努めている（根拠資料 4-25）。

大学院総合福祉研究科ならびに看護学研究科では、学生に対して、一定の期間を確保して授業の履修計画や学位論文作成に向けた研究計画の指導を院生ごとに実施している。学位論文の執筆には相当数の時間の確保が不可欠であり、効果的な指導体制を取る必要がある。本学では、総合福祉研究科、看護学研究科共に、「大学院要項」のなかで「研究指導スケジュール」を明示し、論文等の作成過程の詳細を周知している。また、研究指導教員の決定の手続きに際し、主研究指導教員の他に、副研究指導教員を定め、複数教員による集団的な指導体制を整えている（根拠資料 4-26、4-27）。論文等の作成過程を、大学院教員全体でサポートするための中間報告会を計画的に開催し、加えて、「教育研究指導計画書」（総合福祉研究科）「研究計画書」（看護学研究科）による研究指導を実施している。

このように、大学全体でシステムティックな方法を開発し、業務の平準化や教育支援の充実を図っている。各学部は、それぞれの特色を生かしつつ、教育の質向上や学生支援に努めており、これらの取り組みが学生の学修成果や進路実現に寄与している。今後も、学生の多様なニーズに応えるために、継続的な見直しや改善を行い、より良い教育環境を提供していくことが求められる。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・4-401：成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・4-402：成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・4-403：既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・4-404：学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・4-405：学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

評価の視点：4-401

成績評価及び単位認定については、客観的かつ厳格で、公正、公平に実施するため、以下のよう
な取り組みを行っており、概ねそれらは達成されている。

それぞれの学部ないしは学科において「履修規程」が定められており、また、各キャンパスで「GPA
制度に関する規程」「GPA 制度及びそれに関わる履修制限に関する規程」も定められており、それら
規程に基づき、単位の実質化に資するような履修登録単位数の制限が行われている（根拠資料 4-
8、4-9）。

すべての科目において、シラバスに「評価方法」と「評価基準」を明示し、それに基づき成績評価を
行なっている。「評価方法」は「到達目標」と関係している項目であることを踏まえ、試験、レポート、
課題、授業内小テストをどれくらい重視するか等、何によって評価するかを具体的に記述している。
授業への出席のみで点数を与える評価は行わず、授業への取り組み姿勢など数値化できない評
価項目を評価に用いないことを徹底している。「評価基準」については、試験、レポート、課題、授業
内小テストなどの評価基準比率を記載した上で、成績の定量化を図っている（根拠資料 4-2、4-3）。

また、シラバス作成時、授業の到達目標に応じた、厳格で公正・公平な評価基準をもうけることを
依頼している。また、GPA 制度に基づき、適切な成績評価と単位認定をおこなっている。なお、大学設
置基準第 27 条の 2 の規定に基づき、成績優秀者に対して履修上限緩和をしており、各学期 GPA が
3.0 以上の学生を抽出、規程に定められた構成員にて審議し、成績優秀者の選定を実施している
（根拠資料 4-9、4-28）。

以上のように、各規程に則り、適切な運用がなされているが、GPA についての規程は、各学部にお
いて規定されていることから、今後全学としての一元化が必要である。

なお、2023（令和 5）年度の全学共通基礎教育科目（S-BASIC）の導入に伴い、成績評価及び単
位認定の教育システムの変更が以下のような過程で実行された。2022（令和 4）年 3 月の学部長
会議で「令和 5 年度以降の教育システムについての意見交換会」が案内され、CAP 制度や再試験
などの各キャンパスからの状況などを踏まえ意見交換が行われた。2022（令和 4）年 7 月の学部長
会議で学長より「令和 5 年度以降の教育システムについて」が発信され、大学教務委員会に対し
て、様々な教育改革の依頼がなされた（根拠資料 4-29）。その一つである単位制度の実質化に向
けた CAP 制度は、2022（令和 4）年 11 月の教育課程編成委員会において、半期 18 単位の履修モ
デルが起案された（根拠資料 4-29）。

評価の視点：4-402

成績評価及び単位認定にかかる基準・手続きについては、いずれの学科・専攻とも以下のように、明示している。

各学部、学科においては、入学時に全学生に対して成績評価及び単位認定にかかる基準・手続を掲載した冊子「学生便覧」「履修の手引」を配布している。そこでは1単位45時間の単位制度に基づき、学修時間と単位数の関係を明示している。また、成績優秀な学生に対する上限緩和については、各キャンパスにおける「GPA制度及びそれに関わる履修制限に関する規程」に基づき行っている。履修上限の緩和が当てはまる場合は、アドバイザー教員による追加履修科目の確認、指導（面談）のうえ承認を得たあとで「追加履修申請書」を提出する手続きを踏む必要がある（根拠資料【基本情報一覧】履修登録単位数の上限設定、4-8、4-9、4-30、4-31）。なお、成績評価に関する学生からの問い合わせについては、「学生便覧」「履修の手引」に示されており、2025（令和7）年度に集約された「淑徳大学試験規程」との関連性のなかで、統一の見解を調整する予定である（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、4-32）。また、上述した内容の他、「学生便覧」「履修の手引」に試験の形態、受験時に注意すること（受験資格を含む）、試験にかかわる不正行為と判断されるケース、成績評価（評価点、評価、可否など）、GPA制度等を明示した上で、年度始めのオリエンテーションで説明している（根拠資料4-33）。成績評価の詳細を知りたい場合は、「成績に関する問合せ申請」を学事部に提出することで授業担当教員より成績の詳細の説明を受けることが可能となっている。

大学院では、淑徳大学大学院学則第14条第3節において、成績評価及び単位認定にかかる基準・手続を学生に示している。大学院学則は年度初めに全院生に配布される「大学院要項」に掲載されており、新年度オリエンテーションで説明している。

評価の視点：4-403

既修得単位や実践的な能力を修得している者に対しての単位認定については適切に実施されている。各学科では、他機関の単位修得者、転学部試験合格者、編入学試験合格者の既修単位を読み替える場合には、学則第30条の3及び各学部の「編入学に関する規程」「転学部に関する規程」に基づき、当該科目のシラバスを参考に、教務委員会・教学委員会が中心となって単位の読み替えに対応している（根拠資料【基本情報】淑徳大学学則、4-34、4-35、4-36、4-37）。

大学院の社会福祉学専攻では、他大学の大学院において専門分野における科目を履修した場合、当該大学と本学との協定に基づき単位認定等の対応をしている。また、心理学専攻では、他大学の大学院において修得した単位は、研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で本大学院の授業科目および単位数を修得したものと見なすことができる。

評価の視点：4-404

「淑徳大学学位規程」に基づき、各学部教授会と各研究科委員会の議を経て、学長が学位を授与することとなっており、学位授与における実施手続及び体制は明確である。「淑徳大学学則」「淑徳大学大学院学則」において、学位授与に関する事項を教授会及び研究科委員会の審議事項に定め、「淑徳大学学位規程」において学位授与に必要な事項を定めている（根拠資料【基本情報】淑徳大学学則、【基本情報】淑徳大学大学院学則、4-38）。

大学院総合福祉研究科では、「淑徳大学大学院学則」第25条で学位授与に関する事項を研究

科委員会の審議事項に定め、さらに「淑徳大学学位規程」で、修士課程修了及び博士課程修了に必要な事項を定めている。いずれの内容についても大学院要項に記載されており、新年度のオリエンテーションにおいて口頭で説明を行っている。修士論文及び博士論文の評価基準については、大学院要項及び大学のホームページに明示している。また、ディプロマ・ポリシーと科目の関連性を、各科目のシラバスに明示している。また、社会福祉学専攻では、新学期ごとにオリエンテーションを開催して、院生らに各学年に応じて学位授与のプロセスを説明している。その際には、「大学院要項」を活用して単位の取得方法、学位論文の申請プロセスなど、スケジュールを示して説明している。大学院研究科における学位論文（修士論文もしくは特定研究課題レポート）の審査基準は、論文提出の資格、提出要領、論文審査と最終試験、及び学位論文等の評価基準を各研究科の大学院要項に明示し学生に公表している。また、提出論文等の審査スケジュールも研究指導スケジュールとして「大学院要項」に明示されている。また、学位論文（博士論文）の審査については、論文提出の資格、提出要領、論文審査と最終試験、及び「学位論文等の評価基準」を「総合福祉研究科大学院要項」に明示し、学生に公表している。また、提出論文等の審査スケジュールは、研究指導スケジュールとして「大学院要項」に明示されている。なお、博士後期課程の学生が学位請求論文を提出する前には、博士候補認定試験を受ける必要があり、これについても「総合福祉研究科大学院要項」に明示している。博士後期課程に在学して単位取得後退学し、その後再入学をして学位論文審査を希望する場合の手続きは、「課程博士学位請求論文の提出、審査、在学期間の延長等に関する規程」として定め、「総合福祉研究科大学院要項」に明示し学生に公表している。なお、課程を経ない場合の論文提出には予備審査制度が適用されるが、その詳細な手続き及びスケジュールについても、「大学院要項」に明示されている。大学院研究科における学位申請論文の審査は、「淑徳大学学位規程」第4条の2により、主査1名、副査2名としており、さらに博士論文審査の場合は外部審査委員を委嘱し、4名体制で行っている（根拠資料 4-39）。

また、大学院看護学研究科では、学位論文の評価項目12項目・評価基準、口述試験の評価項目3項目・評価基準を明示している。学位授与の要件は「淑徳大学大学院学則」第25条に定められている。学位論文審査にあたっては、3人（主査1名、副査2名）の審査委員によって口述試験を含め総合的に行われる。審査結果は、審査委員から論文内容・審査結果・口述試験結果の要旨と、学位を授与することの可否について意見を添え、研究科長に報告し、研究科委員会の議により学位授与を認定し、学長が学位記を授与する体制を取っている（根拠資料 4-40）。

評価の視点：4-405

全学科、全専攻とも、学位授与方針に即して、適切に学位を授与している。

先述したように（評価の視点：4-404）、学部においては、「淑徳大学学則」第15条にて、学位授与に関する事項を教授会の審議事項に定めている。また、「ディプロマ・ポリシーと科目の関連性」をシラバスに明示し、履修体系図には各学科の科目区分と関連付けた「学習目標」「到達目標」が定められており、これらの科目の単位修得によって、ディプロマ・ポリシーの達成を保証する体系的な仕組みとなっている。なお、2025（令和7）年度の基幹教員制度の適用に合わせて、現在、大学としての主要授業科目の方針を定め、各学科の主要授業科目の検討を進めている。

大学院については、「淑徳大学大学院学則」第25条にて、学位授与に関する事項を踏まえ、研究科委員会にて学位授与についての審議のうえ、適切に学位授与を行っている。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価していること。

＜評価の視点＞

- ・4-501：学修成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ＊淑徳大学評価の視点：上記の視点に加え、演習・実習などの講義以外の授業方法において、学修成果の把握・評価をどのように行っているか（複数教員での客観的評価等）
- ・4-502：学修成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学修成果に照らして適切なものか。
- ・4-503：指標や方法を適切に用いて学修成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

評価の視点：4-501

学修成果を把握・評価する目的や指標、方法等については、「学士カールブリック」を「学生便覧」「履修の手引」に掲載することで学生に周知している（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、【基本情報一覧】学位授与方針に示した学修成果の測定方法）。ルーブリックは、各学科の特性に応じて作られており、例えば、社会福祉学科では、実習科目に関する「社会福祉学科教室外プログラム（共通）ルーブリック」を考案・活用し、学生の学習効果の把握に努めている。また教育福祉学科では、保育実習・教育実習・教職実践演習においては、「実習ルーブリック」を作成し、保育・教職における学生の学習効果の把握を実施している。更に、4年間の在学期間を通して、教職履修カルテにあたる「教育福祉学科学生ポートフォリオ」を活用し、学期ごとに学生とアドバイザーが面談の中で、学修成果の確認、把握を行っている（根拠資料 4-41、4-42）。実践心理学科では、演習科目の一つである「心理学調査実習」については、「心理学調査実習のルーブリック」を作成し、心理学研究の主要な方法についての習熟度を学生・教員相互で確認している。コミュニティ政策学科では、実践科目について、年度末に実践科目成果報告会を開催、また「サービスラーニングセンター年報」を作成して、学科の全専任教員が学修成果を確認している。看護学科および栄養学科では、独自の実習ルーブリック、コモルルーブリックを作成し活用している。また、卒業後にカリキュラムアンケートや学生が就職した施設のスタッフを対象としたアンケートを実施している。こども教育学科では、毎年1回、履修指導の際、履修カルテの確認がアドバイザーによってなされている。卒業研究においては、卒業研究発表会を実施し、複数教員による発表内容の客観的評価を「卒業研究ルーブリック」に基づき、行っている。地域創生学科では、本学の学習管理システム（LMS）S-Navi メニューの「マイステップフォロー」にて地域創生学部ルーブリックに基づく学生の学修成果の把握を実施している。経営学部の卒業研究においては、最終発表会を複数ゼミにより合同で実施し、複数教員による発表内容の客観的評価を「コモルルーブリック（プレゼンテーション）」に基づき、行っている。なお、同ルーブリックについては、学生に共有する等の授業内での活用が推奨されている（根拠資料 4-41）。

また、FD研修等で各学部の学修成果の優良事例の共有化を行い、2025（令和7）年度に向けて、高等教育研究開発センターにて「アセスメントプラン」の見直しが図られている。加えてディプロマサプリメントについては、一部学部で実施しており、今後全学での展開を想定し、BI ツールの Tableau（タブロー）を活用した方法を検討している。

大学院の各専攻では、「学修成果の把握・評価」については、「修士カールブリック」「修士課程修了認定・学位授与方針に照らした自己評価シート」を活用している（根拠資料 4-1）。大学院の研究指導演習の単位認定のための修士論文の評価基準は、大学院要項に明示されている。また、

心理学専攻では、心理学の単位認定は、修論発表会後の心理学専攻での審議を経て行われる。大学院看護学研究科では、学修成果を把握する方法として、研究科独自の看護学特別研究経過報告書を作成し、研究の進行状況や発表会等での学びや課題の確認を行い、研究の途上における学修成果を把握し、研究指導に活用している。また修士論文評価基準に照らした「リサーチルーブリック」を作成し、研究指導に活用している。さらに修了時には、修了認定と学位授与方針に照らした自己評価表を用いて学修成果の評価を実施し、教育の改善につなげている。

評価の視点：4-502

学修成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学修成果に照らして適切なものとなるよう、以下のような取り組みを行っている。既に上に述べたように（評価の視点 4-501）、本学の「アセスメントポリシー」および「アセスメントプラン」は、2013（平成 25）年に策定され、高等教育研究開発センター2017（平成 29）年度～2019（平成 31）年度の運営計画には、これらの見直しと学修成果測定の再検討が盛り込まれた（根拠資料 2-13）。2018（平成 30）年度には「アセスメントプランの再構築及び学士カールブリック、学修行動調査の活用に関する研究開発」プロジェクトにおいて、現行のアセスメントプランに基づくアセスメント活動の現状と課題、およびその解決に向けた提案について整理が行われた。2023（令和 5）年 10 月には「アセスメントプランの再構築に関する事項」について、高等教育研究開発センター担当者チームにより、その時点で大学全体、学部・学科、各授業科目の3つのレベルにおいて実施されているアセスメントが整理され、他大学事例等を踏まえた再構築案が活動報告書にまとめられた。同年 12 月にはパブリック・コメントが募集され、2024（令和 6）年度は「アセスメントプランの再提案」に関する検討を行うなどして、アセスメント活動を全学的に推進していく予定である（根拠資料 4-43、4-44【ウェブ】）。

学士力については、前述の通り、「学士カールブリック」を用いた自己評価を行っており、学生自身が自らの学修成果を振り返り、自己改善に役立てることができる重要な手段である。このプロセスにより、学生が学位授与方針で求められる知識やスキルを効果的に身に付けているかどうかを自己評価し、教員もそれを確認することが可能である。更に、「学修行動等調査」の設問項目である授業時間外の学修状況や行動に関する調査は、学習の進行状況や学生の成長を間接的に把握している。この調査により、カリキュラムが学位授与方針に基づいて学生の成長を適切にサポートしているかどうかを確認することが可能である。

大学院総合福祉研究科では、前述の通り、「修士カールブリック」「修士課程 修了認定・学位授与方針に照らした自己評価シート」を活用し、学修成果の多面的な把握、可視化が目指され、学生・教員間で評価基準の共有化がなされている。

大学院看護学研究科では、前述の通り、「リサーチルーブリック」や「看護学特別研究経過報告書」により学修成果の把握・評価がなされている。

以上のことから、学修成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学修成果に照らして適切であると評価できる。

評価の視点：4-503

指標や方法を適切に使い、全学的な取り組みとして「学修行動等調査」「卒業時調査」「卒業後調査」などを実施し、学修成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っている

（根拠資料【基本情報一覧】学位授与方針に示した学修成果の測定方法、4-10【ウェブ】、4-11【ウェブ】、4-45【ウェブ】）。なお、各アセスメントについての具体的な実行計画（実施時期、対象、手法、責任部署、結果の活用など）を策定しており、今後さらなる精緻化を図っていく。「学修ポートフォリオ」や「ディプロマサプリメント」については、「アセスメントプラン」に定めるように大学として設定する目的に加え、キャリア支援などでの活用も想定しており、今後関連部署との検討を行う予定である。

また、このような各学部の学修成果の優良事例を共有し、組織的な対応を促進することを目的として、「各学部の学修成果の把握と可視化」をテーマに大学特別研修会（FD・SD）を実施した（根拠資料 4-46、4-47）。

このように、各学部の文脈や全学的な推進体制を整えながら、組織的な対応が進められてきたが、学修時間の確保については、授業アンケートや「学修行動等調査」を見る限りは、教育方法や各種システムの成果が出ているとはまだ言い難い。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・4-601：教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・4-602：課程修了時に求められる学修成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・4-603：外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- *2023年度外部評価結果への対応：②S-BASICの多様性理解・人権意識向上の教育
- ・4-604：自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

評価の視点：4-601

教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等については、「淑徳大学自己点検・評価の指針」に定めるとともに学部・学科、研究科において「自己点検・評価報告書」に取りまとめ、活動状況に関する振り返りと共有を行ってきた（根拠資料【基本情報一覧】淑徳大学 自己点検・評価の指針（2024年度版）、2-1【ウェブ】）。教育課程の変更手続きについては、大学教育課程編成委員会が主管となり、「教育課程編成の申合せ」で定めている（根拠資料 2-7、2-8）。

2024（令和 6）年度には「教育の内部質保証図」を新規に策定し、教育活動の有効性の検証については「大学教育課程編成委員会」が実施するものとしている（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】教育の内部質保証システム概念図）。この新体制において、三つの方針に照らした教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価結果の検証がなされる予定である。さらに 2025（令和 7）年度からは、教育課程の点検・変更の手続きをより明確にし、大学教育課程編成委員会が取組主体となって各学位プログラムの教育改善の支援を担うことを目指している。教育課程の点検・評価の手続きを整備し、点検シート等の対応をもって全学共通の視点に基づき、教育課程の点

検を毎年度実施、その結果、教育課程の変更が必要とされる場合には、大学教育課程編成委員会にて審議の上、迅速に変更申請を行う予定である。また、ディプロマポリシーとカリキュラム・ポリシーについても、大学教育課程編成委員会が点検を実施する予定である（根拠資料 2-11）。

評価の視点：4-602

課程修了時に求められる学修成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報の活用等については、適切な情報に基づいて取り組んでいる。なお、BI ツールである Tableau を活用し、「学修ポートフォリオ」や「ディプロマサプリメント」の作成を検討しており、教育現場での活用についても検討中である（資料 4-48）。

各学部では、大学全体として取り組まれる各種調査（「学修行動等調査」、「卒業年次生内定率報告」等）の結果を教授会等で共有し、今後の教育活動の改善に繋げている（根拠資料 4-49、4-50、4-51）。

学科としての取り組みとして、社会福祉学科では、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験対策室での取り組み状況を教員間で共有している。教育福祉学科では、保育士・教職の保育・教職課程センターでの取り組み状況を教員間で共有している。実践心理学科では、就職状況を教員間で共有している。看護栄養学部では、資格試験や進路状況の追跡について、資格試験の取得状況や卒業生の就職先への卒後調査（就職先でのパフォーマンスに関するフィードバック）を活用し、これにより教育成果の実用的な側面を評価している（根拠資料 4-52、4-53）。

大学院総合福祉研究科の社会福祉学専攻では、前述のように「社会福祉学専攻 修士課程 修了認定・学位授与方針に照らした自己評価シート」を活用している。心理学専攻においても、「心理学専攻修士課程 修了認定・学位授与方針に照らした自己評価シート」を活用している。大学院看護学研究科でも、学修成果の測定や授業アンケート、学生生活に関するアンケート等の結果を使用しながら点検・評価を行っている。

評価の視点：4-603（外②）

外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための取り組みとして、大学全体としては、第 2 章に述べているように 2016（平成 28）年度より外部評価を毎年度実施している。外部評価委員会で「本学の三つの方針に照らした取組（教育方法及び教育評価、入学者選抜、その他）」の適切性について、外部者による検証を受けており、教育活動の改善に繋げている（根拠資料 1-4、2-16）。2019（令和元）年度の外部評価委員会では、「経営学部の LA プログラム」について良い取組であるとの評価を受け、ホームページを通じた情報発信を行い本学の特色ある取組として発信するとともに、全学的な展開に発展させた（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、4-54）。2023（令和 5）年度全学共通基礎教育科目「S - BASIC」の科目として「チームワークとリーダーシップ」をカリキュラムに配置し、卒業要件必修科目として本学の学生全員が履修する科目として設置された。

2023（令和 5）年度の外部評価委員会では、S-BASIC や数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの現状について説明を行った。外部評価委員会課題②として、S-BASIC の多様性理解・人権意識向上についての指摘を受け、2023 年度には該当する開講科目はなかった。そのため、S-BASIC「自己管理と社会規範」（1 年前期）のコアシラバスの内容に盛り込むこととした。今後、社会情勢も考慮したうえでシラバス内容は継続的に見直しを進めていく（②）（根拠資料 1-4、1-5、1-6、4-

55)。

また、2022(令和4)年度より立ち上げた「学生参画スタッフ活動」では、2023(令和5)年度から全学共通基礎教育科目(S-BASIC)のカリキュラム評価について、高等教育研究開発センター基盤教育部門担当教員と連携の上、カリキュラムへの意見を提案する機会を設定している。今後、この取り組みを発展させ、大学評価の枠組みに学生の意見を取り入れる仕組みを検討していく予定である。

なお、看護学科においては、その専門性の高さから2022(令和4)年3月「一般財団法人日本看護学教育評価機構」の専門分野別評価を受審し、適合認定を受けており、看護学科の看護学教育プログラムの質的保証に繋げている(根拠資料4-56【ウェブ】、4-57【ウェブ】)。

このように、本学では外部の視点や学生の意見を取り入れ、教育課程の改善・向上に取り組んでいる。

評価の視点:4-604

各学部には、「淑徳大学教育向上に関する規程」第6条第2項に基づき、「学部教育向上委員会」が置かれており、この委員会を主体として、自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上することに積極的に取り組んでいる(根拠資料【基本情報】淑徳大学学則、4-58)。一例として授業公開があり、年間を通じて、各教員が2回ずつの公開授業参観を実施している。その際に公開授業参観報告書の作成を求めているが、この報告書は授業参観した感想を漠然とまとめたものではなく、参観者による報告に加えて公開者のコメントが加筆される。結果として、参観者と公開者との双方向の交流の中で、教育方法の改善を図っている(根拠資料4-59、4-60)。

また、特徴的な取り組みとして、埼玉キャンパスでは、大学全体として遠隔授業なども実施できる体制の整備について、「多様なメディアを高度に利用した授業に関する規程」が令和6年度に新設されることに関連して、「遠隔授業の授業デザイン及び教育方法」という大学共通のテーマに基づいたFD研修会を開催し、教育方法の改善・向上に取り組んだ(根拠資料4-61)。

しかしながら、各学部単位での教育課程の点検・評価はなされてきたが、全学的な教育課程の点検が周期的に実施されてこなかったことが、自己点検・評価の結果、明らかとなった。そこで、2025年度以降は、大学教育課程編制委員会が教育の質向上を担う取組主体となって、全学的な教育課程の点検及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいく予定である(根拠資料2-8、2-11)。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

◆長所

大学及び各学位プログラムで三つの方針を策定し、ディプロマ・ポリシー(DP)やカリキュラム・ポリシー(CP)を明確にし、明示している。各科目のシラバスとディプロマ・ポリシーの関連性についてはシラバスチェックを実施している。また、授業形態及び授業方法は、教育研究上の目的や課程修了時に求める学修成果及び教育課程の編制・実施方針に応じたものとなっており、期待される効果が得られている。成績評価、単位認定及び学位授与についても客観的かつ厳格で、適切に行っている。学修成果を把握・評価する方法としては、学士カールブリックをはじめ、各種ループブリックを作成し活用している。

◆問題点

アセスメントポリシー及びアセスメントプランについては、2013（平成 25）年に策定され、2018（平成 30）年度にはアセスメントプランの再構築に関するプロジェクトにおいて、アセスメント活動の現状が整理され、2024（令和 6）年度には一部学科での試行的な実施に至っているが、全学的なアセスメントプランの再構築、実施検証までには至っていない。今後は、アセスメント活動を全学的に推進していくことが必要である。また、カリキュラムについては、三つの方針に照らして、教育課程及びその内容、教育方法を定期的に点検していくことが必要であるが、これまで十分な点検等は行われてこなかった。この点については、学位プログラムといった全学的な教育プログラムの策定に向けた議論の中で、検討していく必要がある。

学修時間の確保については、授業アンケートや「学修行動調査報告書」を見る限りにおいては、教育方法や各種システムの成果が十分出ているとは言い難い。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

◆改善・発展方策

2024（令和 6）年度の「アセスメントプランの再構築」に伴う一部学科での試行的な実施を受け、その結果を検証し、今後全学的な取り組みとして、アセスメント活動を全学的に推進していく予定である。また、「学修ポートフォリオ」や「ディプロマサプリメント」については現在一部学部において実施しており、今後全学での展開を想定している。その際、BI ツールの Tableau（タブロー）を活用することを検討している。第 2・10 章でも述べているように、これらのデータを活用し、学位プログラムの点検・評価を担うカリキュラムコーディネーターの育成や、IR 機能の充実化によって、データを活用し、議論を促進するような教学 IR 体制の整備が望まれる。

定期的なカリキュラム点検等については、今後、学位プログラムといった全学的な教育プログラムの策定に向け議論を重ね、教育活動の有効性を検証する大学委員会の役割・構成といった在り方の見直しを行っていく予定である。

◆全体のまとめ

全般的には、教育改革に積極的に取り組んでいると言える。ただ、大学全体として俯瞰した場合、全学的な体制が整備されつつある半面、教育改革の取り組み内容や取り組みへの姿勢が様々であり、学部・キャンパスでの進捗状況が一律とは言い難い。SDやFDの実施方法やその内容を含め、取り組むべき課題の優先順位をつけることによって、着実な改革の歩みを続けたい。現在の教育課程や学修成果の達成度については、基本的な枠組みと方法が整備されているが、時代の変化に応じて、さらなる改善が求められている可能性がある。具体的には、教育課程の定期的な見直しや、評価基準の統一や透明性向上、教育方法の改善といった方向があろう。学生の学修成果を適切に把握し、その結果を教育改善に反映させることが、より良い教育環境の構築に繋がるだろう。現在、高等教育研究開発センターで議論を展開しているアセスメントの方法を理解しつつ、個々の学生に即した学修成果の把握の方法の検討が求められる。

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
総合福祉学部 コミュニティ政策学部 看護栄養学部 教育学部 地域創生学部 経営学部 人文学部	入試ガイド 2025 https://www.shukutoku.ac.jp/admission/info/
総合福祉研究科	入試要項（2024年度版） https://www.shukutoku.ac.jp/academics/din-sougou/
看護学研究科	2024年度大学院看護学研究科「入試要項」 ※2025年度版完成次第、大学HPアップロード予定 https://www.shukutoku.ac.jp/academics/kango/exam/
留学生別科	入試要項 https://www.shukutoku.ac.jp/academics/ryugakusei/#anchor04
備考：	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
淑徳大学大学募集・入試委員会規程	淑徳大学規程集
淑徳大学キャンパス募集・入試委員会規程	淑徳大学規程集
淑徳大学特待生入試奨学生規程	淑徳大学規程集
総合福祉研究科 入試対応組織	大学院研究科委員会規程（淑徳大学規程集） 総合福祉研究科委員会 大学院入試要項 https://www.shukutoku.ac.jp/academics/din-sougou/exam/youkouword.html
看護学研究科 入試対応組織	大学院研究科委員会規程（淑徳大学規程集） 大学院研究科委員会 看護学研究科入試案内 https://www.shukutoku.ac.jp/academics/kango/exam/
地域創生学部地域創生人材育成入試による学生家賃補助規程	淑徳大学規程集
備考：	

第5章 学生の受け入れ（本文）

評価：B

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・5-101：学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・5-102：学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・5-103：学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・5-104：入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・5-105：すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

評価の視点：5-101

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）については、大学の理念に基づき、まず大学全体で以下のように定めている。

本学は、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針との関連性を踏まえて、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定める。

【1 求める学生像】

- (1) 高等学校の学習内容を理解できている。
- (2) 本学の教育方針及び教育分野に興味と関心を持ち、本学での学修に目的と意欲を有している。
- (3) 本学での学修により学位授与が見込まれる資質・能力を、高等学校での活動等からうかがわれる。
- (4) 自分の考えを、口頭や文章で適切に表現できるコミュニケーション能力を持ち、他者と協調・協働して行動でき、主体的に物事に進んで取り組むことができる。

【2 入学者選抜の方法】

次の3つの方法を単独又は複数組合わせて選抜を行う。

- (1) 高等学校での学習成績の状況及び活動の履歴・成果等に関する書類審査
- (2) 面接
- (3) 高等学校での履修科目に対する学力検査

【3 入学前に学習しておくことが期待される学習内容及び学習態度】

高等学校での学習において、科目学習における基礎的な知識の修得及び学習意欲の保持が望まれる。

さらに上記を踏まえ、学部学科および研究科専攻課程ごとに、それぞれの専門性に基づいて個別のアドミッション・ポリシーを明確に定めている（根拠資料：【基本情報一覧】【ウェブ】教育情報の公表（教育情報の公表、教育の質保証、点検・評価活動、認証評価、設置計画履行状況）、【基本情報一覧】【ウェブ】淑徳大学・各学科・各研究科の三つの方針一覧）。なお、2025（令和7）年度に向けてアドミッション・ポリシーの見直しを行っている。

評価の視点：5-102

学生の受け入れ方針については、入学試験要項、大学案内、大学ホームページなど受験対象者に対して周知を図っている。また、その項目として、「求める学生像」、「入学者選抜の方法」、「入学前に学習しておくことが期待される学習内容及び学習態度」を明示している（根拠資料【基本情報一覧】入試要項（2024年度版））。

また、各キャンパスで実施する「オープンキャンパス」においても、「入学者受入れの方針」に基づいた詳細な入学者選抜制度について説明し、その際それぞれの、「卒業認定・学位授与の方針」や「教育課程編成・実施の方針」に関連して、入学後の教育課程と到達目標、具体的な学習内容やその方法、さらに取得可能な諸資格や学生生活全般についても説明する機会を用意している（根拠資料 5-1）。大学院についても同様に、入試説明会を実施している。

評価の方針：5-103

入試が公平・公正に行われるよう、入学希望者に対しては選抜方法の基準点を入試要項に公表している（根拠資料【基本情報一覧】入試要項（2024年度版））。

また、入学者選抜のための入学試験については、入試・学生募集に係る企画立案及び入学者選抜の評価を担当する専任職員を配置した上で、キャンパスごとに入学者選抜の教学組織（入試委員会等）と事務組織（アドミッションセンター等）の連携により、詳細な試験の実施要領を作成して、教員と職員による教職協働体制を構築して実施している。

入学者選抜の結果に基づく合否判定は、募集・入試委員会とアドミッションセンターが合否判定資料を作成し、合否原案を教授会に提案し、その議を経て入試委員長が学長に上申する手続きとなっている。

大学院においては、「淑徳大学大学院学則」第4条第3項ならびに「大学院研究科委員会規程」に基づき、研究科委員会が合否原案を審議し、その議を経て学長に上申する手続きとなっている（根拠資料 5-2、5-3）。

以上のように、学部・大学院研究科とも、入学者選抜については透明性・公平性・客観性が確保されている。

評価の視点：5-104

本学では入学者選抜にあたり合理的配慮を行っている。具体的な仕組みは以下の通りである。学部においては、特別な配慮を必要とする志願者に対して、各入試区分の出願開始3週間前までに、設置学部のあるアドミッションセンターへ連絡をするように入学試験要項、大学ホームページ等にて周知を図っている。その上で配慮希望内容によっては、入学後の支援を想定し、あらかじめ意向を確認の上、受験日までの間に事前面談の機会を設ける場合がある。受験希望者の対応としては、出願書類と合わせて「受験配慮願」の提出を求めている（根拠資料【基本情報一覧】入試要項

（2024年度版））。

大学院において、総合福祉研究科では受験配慮の願い出に対しては、専攻主任会議にて検討し、合理的配慮を行っている（根拠資料 5-4）。また、看護学研究科では、志願者は志望する専門分野の研究指導教員に事前相談（面談）することが必須となっているため、その際に受験時に必要な配慮や入学後の生活等について確認できる（根拠資料 5-5）。

評価の視点：5-105

オープンキャンパス開催時の学部学科ごとの説明や個別相談など、プログラム内での情報提供のほか、大学ホームページ内に「受験生サイト」を設置し入試情報、今年度の入学試験の変更点、入試個別相談会の案内など、すべての志願者に対して分かりやすく情報提供を行っている（根拠資料 5-6【ウェブ】）。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・5-201：学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。
- *2023年度外部評価結果への対応：③社会福祉学科の入学定員確保・人材育成
- *2023年度自己点検・評価結果改善案への対応：⑨（自己点検・評価報告書）学生の受入

評価の視点：5-201（外③・点⑨）

外部評価委員会課題③として、社会福祉学科の入学定員確保・人材育成についての指摘を受け、コロナ禍を経て福祉業界の厳しい労働環境の印象が先行し、福祉を学びたいと考えている受験生が減少傾向にあることが現状の課題である。その課題に対し、新たなアプローチとして、福祉の視点から子どもと家庭を支援できる教員を養成することを目的に、2025（令和 7）年度より社会福祉学科内に新コース（社会福祉士+小学校教諭（二種））を設置予定であり、学びの広がりが期待できる。また、社会福祉を学びながら一般企業への就職を目指す学生に向けて、公務員（福祉職）就職サポート体制を強化し、就職先の多様化に対応している。このような様々なアプローチにより、従来の福祉のイメージにとらわれない福祉分野の学びがあることを受験生に発信していく（③）。

（根拠資料 1-4、1-6）

2024（令和 6）年 5 月 1 日現在での大学全体での収容定員充足率は学部において 98.9%、大学院において 106.78%である（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】教育情報の公表（教育情報の公表、教育の質保証、点検・評価活動、認証評価、設置計画履行状況））。また過去 5 年分の入試結果については次の資料の通りである（根拠資料【大学基礎データ】表2）。しかしながら社会福祉学科において 2024（令和 6）年度の収容定員充足率が 0.89、こども教育学科で 0.81 であり改善課題である。また、入学定員充足率の 5 年平均について地域創生学科が 0.73 であり是正勧告の対象、こども教育学科が 0.86 で改善課題である。（根拠資料【大学基礎データ】表2）。

本学では「淑徳大学ビジョン」に基づいて策定した「教育・研究・管理運営等に関する目標・成果指標」において、入学定員及び収容定員、そして在籍学生数の適正管理を目標の一つに掲げている（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】淑徳大学ビジョン）。また、2023（令和 5）年度外部評

価結果への対応③として「福祉の淑徳」の原点である社会福祉学科の定員確保のための取組、および第4クール成果指標の取組点検・2023（令和5）年度自己点検・評価の結果をふまえた課題④、入学定員が充足していない学科及び研究科について、アドミッション・ポリシーと照らし合わせた入試制度の見直しや、募集活動の強化を行う等の対応についても本視点にて記述する。

まず大学全体として年度当初（5月）に、学部単位にて収容定員（在籍学生数）、入学定員超過率、また、授業やフィールドワークの実施、また、教室の収容人数等を考慮のうえ、教育の質の担保を前提とした「入学者定員管理について（通知）」を共有周知のうえ、入学者定員の管理を行っている（根拠資料2-6、5-7）。

全学的な定員充足の取り組みとして2024（令和6）年度より一般選抜A・Bで「外部英語検定試験」の成績を評価対象に導入、新学部・学科設置を踏まえて、キャンパス、学部を超えて第三希望までの併願制度を導入した。また2025（令和7）年度入学者選抜より全学部にて、9月総合型選抜に新潟県での地方会場入試および12月総合型選抜に「基礎学力型」を導入する。

さらに、特に定員未充足の学科・研究科を中心に、各学科、研究科において以下のように入学生確保のための独自の取り組みがなされている。

社会福祉学科では、2025（令和7）年度入学者選抜より福祉人材の受入れと養成を目的とし、全国福祉高等学校長会へ加盟する高等学校200校を対象に学校推薦型選抜内に「福祉系特待生指定校」を設定している（根拠資料5-8）。

地域創生学科では、地域連携協定締結自治体からの推薦を条件とした「地域創生人材育成入試」を創設し、寮費（家賃補助）並びに入学金免除の優遇措置を講じている（根拠資料5-9）。また、総合型選抜にて、これまでの「小論文型」に加えて、各高等学校にて盛んに取り組まれている探究活動の内容を、プレゼンテーションする形式の「探究型」を2024（令和6）年度入学者選抜より試験的に導入した。大学側から与えられた課題による小論文試験ではなく、OCの個別相談で事前にテーマ相談する等の準備を通して、就学意欲や本学への理解を高める狙いがある。また、2025（令和7）年度入学者選抜より、同様の内容にて5学部（地域創生、総合福祉、コミュニティ政策、教育、人文）で実施する。

こども教育学科では、2025（令和7）年度入学者選抜より教育人材の受入れと養成を目的とし、高大連携協定締結校、並びに教育、福祉コース等を設置の高等学校に対し、従来の指定校推薦とは別に「教育系特待生指定校」を設定している（根拠資料5-10）。

大学院について、総合福祉研究科では、社会福祉学専攻博士前期課程、後期課程について、定員の適正管理のために、定員数を現状に照らして減じる措置を取り、博士前期課程15名を5名に、博士後期課程5名を3名に絞った（根拠資料5-11）。さらに社会福祉学専攻博士前期課程では、近年需要が高まっている発達障がいのあるこどもたちの療育人材を育成することで社会ニーズに対応し、発達臨床心理士資格を取得可能とし、周知のパンフレットの作成、子ども系学部の県内他大学への積極的な募集活動を行うことで、安定的な定員確保に繋げるべく取り組んでいる（根拠資料5-12）。また、博士後期課程では、福祉系心理学の人材を受け入れられるように人員の配置やカリキュラム改正を行い、新たなニーズを掘り起こしている（根拠資料5-13【ウェブ】）。

看護学研究科では、2020（令和2）年度入学者数4名、2021（令和3）年度3名、2022（令和4）年度4名と、入学定員5名を割っていたが、2023・2024（令和5・6）年度より入学者数5名となって入学定員数を満たしている。具体的には以下のような取り組みを行っている。まず在学生3・4年生への研究科の紹介、大学祭において研究科のコーナーの設置、オープンキャンパスの実施、研究科

紹介動画の作成（ホームページに掲載）、大学ホームページの“Shukutoku Picks”から月1回研究科の情報発信などの学内広報活動である。さらに学外に向けて学部実習施設を中心に広報活動を行っていること、さらに研究科主催の公開講座（2022年度は4回、2023年度は2回の実施）や研究科FDを広く医療施設にも周知し参加を呼びかけ、さらにオンラインでの参加も可能として広報活動につなげたこと、「入試要項」「大学院案内」を、在学生や本学卒業生、本学関連医療施設にも送付していること、看護栄養学部のオープンキャンパス開催日に相談会を設け（年5回）情報提供を行っていること、2024（令和6）年度入試より「指定法人入試（医療機関と連携協定を結び受験生を募っている）」を設けたことなど、様々な対策が入学人数の増加につながっている（5-302参照）（根拠資料5-14、5-15、5-16）。また、オンライン・ハイブリット型授業の実施を開始し、学びの環境を整えたことも、入学希望者の増加につながっている（根拠資料5-17）。

こうした取組の効果を検証しながら、引き続き学生数の適正な管理に努めていく。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・5-301：学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・5-302：点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

評価の視点：5-301

毎年4月1日付けにてアドミッションセンターとしての学生募集方針、並びに学生募集計画を策定し、部署内で共有を図る事と合わせ、全学的に、前年度の振り返り・評価と、今年度の学生の受け入れについての目標と課題の共有を目的とした「学生募集・入試総括」を実施している。募集広報について、受験対象者が大学進学検討のうえで参考とする媒体の選定、ベンチマークとする他大学を学科ごとに設定し、予備校実施の模試データを活用した情報の発信などを実施業者からの報告データを基に部署内で点検評価のうえ実施をしている（根拠資料5-7）。また、年1度の自己点検・評価報告書の作成を通して入学定員確保への取り組みについて、点検・評価を行いながら、次年度の広報活動等を確認し、具体的な取り組みへとつなげている（根拠資料2-1【ウェブ】）。

評価の視点：5-302

受験対象者の進学先確定動向を踏まえ、入試日程、内容の変更・追加、学校推薦型選抜の人数枠、出願基準の見直し、特待生奨学金の新たな活用、既存の教育間連携協定高校との取り組みと、新規協定高校の開拓、学生募集に効果的な広報の更なる強化等を推進している。

また、中途退学者の抑制に向けて、総合型選抜、学校推薦型選抜での受験者に対して、出願前にオリエンテーションの受講を出願条件の一つとし、大学の内容や、学部・学科の特徴等を十分に理解のうえで受験に臨めるよう設定をしている。さらに入試を経て合格となった学生に対しては、合格通知、入学手続き書類と合わせて、入学手続き期間に実施をしている「個別相談会」の案内を同封し、入学手続き期間に、保証人を含め、大学、並びに学部・学科の内容を理解したうえで正式な入学手続きができるよう、ミスマッチの抑制を図る考えから実施をしている（根拠資料5-7）。また、2023（令和5）年度「募集戦略検討会議」を立ち上げ、広報活動の強化や学生が参画する広報活

動スタッフ、アドミッションスタッフ等の学生が参画する取組を充実させ、先輩学生の活躍によって入学志願者に入学後のイメージをもって本学を志願してもらうような施策を対応している（根拠資料 5-18）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

◆長所

まず学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施している。さらに受験動向を反映した、入試制度の検討を年度ごとに実施していること、出願者伸長に結び付く入試制度の設計、広報活動の新たな取り組みの推進等を行っていることが挙げられる。教育間連携高校との新たな取り組みの推進や新規連携高校の開拓を行っている。

こうした取り組みと努力により、序章にも述べているように前回の改善課題であった大学院の定員未充足については解消され、現在は適正な充足率を保つことができている点も長所として挙げられる。

次に、オープンキャンパスについては「アドスタッフ」、広報活動については令和6年度より「学生広報チーム」を組織化し、学生主体の活動を実施していることで、入学希望者が建学の精神である「利他共生」を体験する機会を設けており、学生によるキャンパスツアー、学生生活のプレゼンテーション等、イベントの主体として学生が参画することで、入学希望者が身近に学生生活を感じられる機会となっている（根拠資料 1-4）。「学生広報チーム」の具体的な活動内容としては、高校生が情報収集源とする SNS の発信強化として、学生目線から大学の魅力を発信すべく、YouTube ショート/Instagram を利用して各月 8 本（年間各約 100 本）の投稿計画で、2024（令和 6）年 1 月より活動を開始、その他に制作物の作成、動画作成の際のナレーションなどを担当している。また、キャンパス横断的な学生スタッフ（アドスタッフ）の合同研修会、交流会を開催している。

全ての学科・研究科で定員充足ができている訳ではないが、効果が現れている学科・研究科もあり、こうした取り組みを継続していくことが必要である。

最後に、学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいることが挙げられる。

◆問題点

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）と入試制度の整合性について、募集入試委員会を中心に、定期的な自己点検・評価の一環として継続的に検討を行い、より適切な内容に更新していく必要がある。

入学者選抜について、特別な配慮を必要とする志願者への合理的配慮は行われているが、明文化されていない部分については、今後検討をしていくことが必要である。

学生の受け入れについて、長所に挙げられたように多岐にわたる取り組みを行ってはいるものの、一部定員未充足の学部があることを鑑みるとさらなる対策が求められる。またその効果の検証についても今後の課題である。検証の際には、受験生の傾向だけではなく、入学後のミスマッチを避け退学を抑止するためにも、入学者の傾向や動向に関するデータを積極的に活用することが望ましい。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

◆改善・発展方策

まずアドミッション・ポリシーの点検・更新を行い、入試制度との整合性を図ることが挙げられる。

さらに、収容定員を充足、維持するには、入学者の適切な確保および在学者の退学抑止が必要となる。これらの実現化には、受験生向け、在学生向けといった一方向的な対応ではなく、切れ目のない対応が必要とされる。今後はよりエンrollment・マネジメントの充実と実施が求められる。

◆全体のまとめ

大学の理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表しているとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行っている。一部の学科において定員の未充足はあるが、大学全体での収容定員充足率は学部において98.9%、大学院において106.78%（2024年5月1日現在）であり、大学全体としては適正に定員管理ができていると認識している。

未充足の学科に留まらず大学全体において定員充足のための取組を継続しており、そうした努力の効果も見られている。しかし、今後の高等教育全体を取り巻く社会情勢の変化を考えれば、これまで以上の取り組みが求められることは必然であり、今後も学生募集、入試、広報の業務の効果的な展開に向けて、受験動向を含めた現状の正確な把握と、適切な実施体制の構築、入学から卒業までにわたるエンrollment・マネジメントを推進していく必要がある。

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
大学として求める教員像 教員組織の編成方針	https://www.shukutoku.ac.jp/university/activities/
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部への運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
淑徳大学基幹教員一覧(2025年度予定)	教育情報の公表 https://www.shukutoku.ac.jp/university/discloseinfo/
備考：	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[*]

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料		
全体（注1）		174	97	大学基礎データ（表1）		
学部・学科等	総合福祉学部 社会福祉学科	18	14			
	教育福祉学科	19	13			
	実践心理学科	12	7			
	コミュニティ政策学部 コミュニティ政策学科	12	6			
	看護栄養学部 看護学科	12	8			
	栄養学科	10	5			
	教育学部 こども教育学科	10	10			
	地域創生学部 地域創生学科	12	6			
	経営学部 経営学科	10	7			
	観光経営学科	8	5			
	人文学部 歴史学科	6	6			
	表現学科	6	5			
人間科学科	8	5				
学部・学科等（薬学）（注2）	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注3）	うち、みなし専任教員の数と割合	根拠となる資料
						大学基礎データ（表1）
備考：						

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、「専門職大学及び専門職学科」及び「専門職学位課程」表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

淑徳大学 点検・評価報告書（2025年度：大学評価申請用）

注3：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

【修士課程】

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
総合福祉研究科社会福祉学専攻(D)博士前期課程	20	13	15	6	大学基礎データ(表1)
総合福祉研究科 心理学専攻(M)	10	6	9	2	
看護学研究科 看護学専攻(M)	10	7	13	0	
備考：					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

【博士課程】

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
総合福祉研究科社会福祉学専攻(D)博士後期課程	10	10	10	3	大学基礎データ(表1)
備考：					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
未定	指導補助者については、今後導入を検討する予定
備考：	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
淑徳大学採用及び昇任人事の手続に関する覚書	淑徳大学規程集
備考：	

第6章 教員・教員組織（本文）

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学修成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

・6-101：大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学修成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・6-102：クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・6-103：教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・6-104：授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

評価の視点：6-101

本学が求める教員像については、「大学として求める教員像」として定めている。（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】大学として求める教員像）

本学では教員に対して、建学の精神に立脚した教育理念の理解、大学の目的と学部・研究科の人材養成の目的を達成するための3つのポリシーを踏まえた教育研究活動等への積極的な参画、そして大学運営への協調的な態度等を求めている。加えて、個々の教員が属する教育課程が求めている教育研究活動上の能力開発・向上への積極的な姿勢や、学生指導への熱意ある取組みを求めている。

「教員組織の編成方針」は、大学の目的、学部・研究科等の人材養成の目的を実現するための三つのポリシーを踏まえ、11項目に関して明示するとともに、大学の中期事業計画に基づいた編成方針として定めている（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】教員組織の編成方針）。

大学人事委員会では、「組織単位ごとの中期人事計画（本務教員）（R5（2023）～R9（2027）」及び「各学部教員組織の編成方針」に基づき、各学部人事委員会と連携しながら大学設置基準に定める必要教員数を遵守した教員組織の編成の点検・評価を行っている。また、各学部人事委員会において教員採用選考時における「淑徳大学大学教育職員の職務内容及び職位ごとに定める要件に関する申合せ事項」に基づく審査結果から大学人事委員会にて点検・評価を行っている。専任教員採用面接時に学長・副学長との面接を通して、「本学の理念・目的、大学として求める教員像等」について確認・説明を行っている（根拠資料 6-1、6-2、6-3）。

なお、2024（令和 6）年度時点では複数学部等の基幹教員を兼ねる者はおらず、2025（令和 7）年度から内部質保証推進委員会及び学長室と連携しながら基幹教員制度を適用できるように準

備・検討を進めている。

各学部では、求める教員像に基づき、組織編成方針および中期人事計画を策定し、必要教員数を遵守しながら、年齢およびジェンダーバランスに配慮している。専任教員は自己管理目標制度に基づき、教育研究目標として、論文・書籍の年間2本以上の業績を設定し自己評価を行い、その結果を学部長・学科長が面談で確認し調整を図り、学長に報告している。また、教務委員会にて担当授業科目とコマ数を検討し教授会で決定するが、授業以外の業務も多く、教員の業務負担の調整が難しい状況にある。

なお、看護栄養学部及び大学院看護学研究科においては、大学設置基準及び保健師助産師看護師学校養成規則等に定める教員配置基準を遵守するとともに、各専門分野において教授から助教（助手）までの教員をバランスよく配置し、教育研究の質と継続性を担保できるよう努めている（根拠資料 6-4）。

評価の視点：6-102

2024（令和6）年5月1日時点では、クロスアポイントメント等での任用はいずれの学部においても実施されていないが、基幹教員制度の導入と合わせて、今後、制度の構築を検討していく見込みである。

評価の視点：6-103

各学部において教員・職員が各々の役割を分担及び連携しており、組織的に協働している。学部やキャンパスの各委員会は、教員と職員で構成され、連携して業務を行っている。また、学部設置されたさまざまなセンターにおいても、教員と職員が協働して業務を行っている（根拠資料 6-5、6-6）。

具体的には、総合福祉学部の実習教育センターや保育・教職課程センター、国家試験受験対策室では実習のコーディネートやサポート、受験対策講座の実施を、コミュニティ政策学部のサービスラーニングセンターでは、専門教育科目実践科目の実習のコーディネートやサポート、サービスラーニング活動の開発と実施を、教育学部では教員・保育士養成支援センターが運営委員会を通じて教育実習や保育実習の運営を行っている。また、地域創生学部では、地域創生教育研究センターが運営委員会で地域実習関連科目の運営を行い、経営学部では、キャリア支援やインターンシップ、就職支援においても各キャンパスの支援室と連携して活動を行っている（根拠資料 6-7）。

評価の視点：6-104

授業において指導補助者に補助を担当させる場合について、大学設置基準の改正に伴う指導補助者の制度については、現在検討を進めている段階である。各学部において SA、LA、助手といった補助者が授業の補助を担うことで、円滑な授業運営の一助となるとともに細やかな教育を行っている。以降は、既に実施している本学の指導補助者のことを指す。

2023（令和5）年度より開設された、全学共通基礎教育科目（S-BASIC）の業務委託科目において、本務教員の役割が明示され、委託業者が授業を実施している。また、「チームワークとリーダーシップ」科目では2年生以上の学生がLAとして授業補助を行い、授業後に振り返りと次回の授業準備を実施している。

各学部における実施状況は以下の通りである。

総合福祉学部では、実践心理学科の実習科目において、総合福祉研究科の修士課程の学生をTAとして採用し、教員の指導の下で授業補助を行っている。

コミュニティ政策学部では、社会調査実習において、総合福祉研究科の大学院生が教育助手補として授業補助を行っている。実践科目においてもSAを採用し、適切な運用が行われている。

看護栄養学部では、実習や演習の補助業務を担当する教員が配置されているが、近年はTAの活用が難しい状況にあり、SAの活用が進められている（根拠資料 1-10、6-8、6-9、6-10、6-11、6-12、6-13、6-14、6-15）。

地域創生学部では、地域実習関連科目に関して「地域創生教育研究センター学外協力者参画内規」を定め、指導補助者や実習コーディネーターを依頼できるようにしている（根拠資料 6-16）。

経営学部はキャンパス移行期において、兼任講師の数を増やし、授業補助に参画してもらっている。任用した兼任講師は期初に大学運営や学部の状況を把握し、授業にあたっている。また、LA科目やSLDP（淑徳リーダーシップ・ディベロップメント・プログラム）科目では上級学生に補助業務を担わせ、毎回授業後に振り返りと準備を実施している。成績優秀な学生には試行的にティーチング・アシスタントの制度を導入し、担当教員が個別に指導を行っている。情報科目にはSAを配置し、授業の補助を担当させている。全学共通科目や経営学部の科目でLAを配置し、適切な運営のための研修を実施している（根拠資料 6-17、6-18、6-19、6-20）。

これらの各学部における指導補助者の制度を集約し、今後は全学的な研修や担当授業科目の選定基準等を定め、大学設置基準にある指導補助者の制度を活用できるよう継続して検討を進めていく。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・6-201：教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・6-202：年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

評価の視点：6-201

本学では、「淑徳大学大学人事委員会」が教員の募集、採用、昇任等の責任主体に位置づけられている。「大学人事委員会」は、教育職の採用に関する事項、教育職の職位等に関する事項を審議し、採用に関する事項を取り扱うため、各学部に「学部人事委員会」を置き、職位に関する事項を取り扱うため、「職位判定審査会」を設置している。また、「大学教育職員の職務内容および職位ごとに定める要件に関する申し合わせ事項」や「採用および昇任人事の手続きに関する覚書」を定め、「大学人事委員会」が統括をしている（根拠資料 6-3、6-21、6-22、6-23、6-24、6-25）。

「大学人事委員会」による統括に至る経緯は次の通りである。すなわち、2013（平成25）年3月13日付の「教員組織整備の背景について」（大学協議会資料）において、学校教育法や大学設置基準等の関係法令の改正とその趣旨や大学基準協会からの指摘事項等を踏まえ、教員の職位ごとの職務内容、教員組織のあり方あるいは編成方針、募集・採用・昇任等の審査基準や諸手続きを一層精緻化するために、大学の教員人事に関連する諸規程を全面的に見直した（根拠資料【基本情報】【ウェブ】情報公表点検・評価報告書）。

専任教員の募集・採用・昇任、兼任講師の募集・採用等に関して、関係する諸規程等を整備し、

透明性を有するとともに厳格な運用に努めている。本学の教職員には、各学部の教授会や事務組織の定例的な連絡会を通じて、周知が図られている（根拠資料 6-26）。

教員採用人事を開始するにあたり、学園中期財務計画の本務教職員数計画表で計画されている教員数を踏まえ、今後、年度当初の大学人事委員で、本学の教員人事に関する諸制度その他の関連事項を情報共有する機会を設けていく予定である（根拠資料 6-49）。

各学部においては、「淑徳大学採用及び昇任人事の手続に関する覚書」に基づき、公正な手続きで専任教員の採用及び昇任人事を進めている。教員公募案内には「大学として求める教員像」や各学部の教員組織の編成方針に則した人材の応募資格を明記し、選考過程でそれらを満たしていることを確認している。資格審査委員会と職位判定審査会を設置し、業績審査と職位判定を行い、基準を充足していることを確認して、学部人事委員会で採用候補者と職位を選定している。昇任人事においては、教育経験や指導実績、研究業績数を毎年点検し、該当者の審査を行っている。

評価の視点：6-202

各学部における「組織単位ごとの中期人事計画（本務教員）（R5（2023）～R9（2027））」及び「教員組織の編成方針」に則り、各学部人事委員会において教員の職位、年齢構成に偏りが出ないように留意しているが、看護学科等の一部の学部・学科及び専門的な領域においては年齢構成及び性別の偏りが生じている。

各学部においては、「組織単位ごとの中期人事計画（本務教員）（R5（2023）～R9（2027））」に基づき、年齢構成やジェンダーバランスに偏りが生じないよう人事を進めている。しかしながら、学部によっては、年齢構成において若手の採用が難しかったり（総合福祉学部、看護栄養学部、経営学部）、性別構成においてやや偏りがみられる（コミュニティ政策学部、地域創生学部）。また、専門的な領域での公募については、業績や経験に申し分ない教員の確保に苦戦している（コミュニティ政策学部、看護栄養学部、経営学部）（根拠資料：【大学基礎データ】表5、【基本情報一覧】【ウェブ】教育情報の公表（教育情報の公表、教育の質保証、点検・評価活動、認証評価、設置計画履行状況））。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・6-301：教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・6-302：教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・6-303：大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・6-304：教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

評価の視点：6-301

FD はこれまでに大学や学部等、各レベルで実施してきており、アクティブ・ラーニング、教育評価、授業方法の理解などはできている。大学レベルの FD である大学特別研修会では、アンケート調査

等を実施し、研修会の効果や意見等を改善に繋げている。

FD等は、大学教育向上委員会が主体となり、定められた「FD・SD等計画」に基づき、大学全体のFD研修会を実施するとともに、各学部の教育向上委員会が、キャンパス単位でのFD研修会を年間複数回実施している。また、学科別のFD活動や実習指導に関する独自のFDも年数回行っており、教育能力の向上を図っている。教員相互の授業公開・参観を年間2回実施し、授業方法の改善に努めている。これらのFD活動は年度末に成果報告書にまとめられ、キャンパス内の教職員で共有されている（根拠資料6-28）。

評価の視点：6-302

教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための全学的な取り組みとしては、2024（令和6）年度は研究に関するFDが1回、社会貢献に関するFDが1回、実施されている。更に以下のような取り組みが各学部において行われている。

総合福祉学部では、自治体や研修講師の依頼が多く、2023（令和5）年度だけでも自治体委員が43件、研修講師が83件に上っている。このため、学部長や学科長が新規依頼の振り分けを行っている。（根拠資料6-29）

コミュニティ政策学部では、学内外の研究者が参加するプロジェクトが組織され、新型コロナウイルス感染症の流行後の社会への影響について、読売新聞と共同で千葉県調査を実施した。この調査の成果は「第1回 淑徳大学・読売新聞共同千葉県調査報告書」にまとめられ、社会の課題を明らかにしその解決に寄与することを目的としている。さらに、文部科学省私立大学等改革総合支援事業（タイプ3）に採択された「ちば産学官連携プラットフォーム」において、淑徳大学を含む12校が地域の課題解決に取り組んでいる。淑徳大学の学長が委員長を務め、学長特別補佐が運営委員長として取り組みを主導している（根拠資料：6-30、6-31、6-32）。

看護学研究科では、研究手法に関連したFDを年1回以上開催し、参加率は90～98%に達している。公開講座の開催や周辺医療機関での看護研究指導に携わる教員数の増加などの成果が見られている（根拠資料6-33、6-34、6-35）。

教育学部では、教育学部・地域創生学部年報を含めた論文執筆・投稿に計画的に取り組んでおり、学長裁量の研究資金や科研費などの競争的資金の獲得を推進している。また、近隣自治体からの要請を受けて学生のボランティア活動を積極的に推進しており、学部として組織的に学生指導にあたっている。これにより、「利他共生」の精神の涵養にも資する成果を上げている。

地域創生学部では、学部開設記念行事として「地域創生戦略フォーラム」を福島県郡山市、茨城県笠間市、千葉県千葉市、山梨県都留市、静岡県小山町、和歌山県田辺市で開催した。フォーラムでは専任教員や客員教授が講師やパネリストを務め、研究成果を公表し、地域住民に対する公開講座として社会貢献にも寄与した。

経営学部では、経営学部年報を含めた論文執筆・投稿に計画的に取り組む、情報機器を活用した教育手法や初年次教育に焦点を当てた教育手法の開発・実践を学科としての戦略的研究テーマと位置づけている。学長裁量の研究資金や科研費等の競争的資金の獲得を推進している（根拠資料2-1【ウェブ】、6-36、6-37、6-38）。

人文学部では、人文学部研究論集への執筆・投稿に計画的に取り組んでおり、科研費などの競争的資金の獲得を推進している。また、各学科の専門性や特性を活かした地域連携活動を積極的に実施している（根拠資料6-39【ウェブ】）。

評価の視点：6-303

基本的には、自己管理目標制度により、計画・報告書を作成し進めている。各学部においては、本務教員が自己管理目標制度に基づき、教育研究等活動の目標を設定し、定期的に自己評価を行っている。各教員は、年度末に教育活動等報告書、教育研究活動状況報告書、教育研究活動計画書を提出し、学部長と学科長が評価を行い、必要に応じて面談・助言を行っている（根拠資料 6-40）。その後、各キャンパス担当副学長が各学部長から所属教員の研究状況のヒアリングを行い、学長に報告している。自己評価の基準を明示し、研究費の傾斜配分が行われ、顕著な実績を示した教員を大学特別研修会で表彰している。また、現在、様式の見直しを検討しており、従来の教育活動（ティーチング・ポートフォリオ）のみに力点を置いた様式から、教員の包括的な業務（教育・研究・社会貢献・管理運営）に広げて統合的な観点から確認するアカデミック・ポートフォリオの様式へ 2025（令和7）年度より変更する予定である。また、研究活動の推進に係る各研究助成（学術研究・学術奨励研究・学術出版・在学研究・国外研究）制度があり、研究活動の振興を図っている（根拠資料 6-41、6-42、6-43）。

評価の視点：6-304

教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合は、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っている。全学共通基礎教育科目（S-BASIC）の「チームワークとリーダーシップ」において、2年生以上の学生が LA（ラーニング・アシスタント）として授業補助を行っている。この授業では毎回、授業時間後に振り返りと翌週の準備を実施している。

また学部によって次のような補助者を配置している。総合福祉学部の実践心理学科の実習科目では、総合福祉研究科修士課程の学生を TA（教育助手補）として採用し、教員の指導の下で授業補助を行わせている。コミュニティ政策学部では、サービスラーニングセンターに助手を採用している。助手は「コミュニティ政策学部サービスラーニングセンター助手規程」に基づき運用されており、正課外教育であるサービスラーニングプログラムの教育補助を専任のセンター委員の指導の下で行っている。看護栄養学部では、カリキュラムや教育、指導方法、評価の方法、留意点について担当教員が説明を行い、実習補助者が教員と連携して役割を理解し、適切に指導サポートを実行しているかを評価している。人文学部では、情報科目に SA を配置している。また、経営学部の SLDP では LA を配置し、適切な授業運営のために事前研修を実施している（根拠資料 6-44、6-45、6-46、6-47）。

これらの取り組みにより、各学部では学生や助手が教育活動を補助し、教育の質の向上に寄与している。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・6-401：教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・6-402：点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

評価の視点：6-401

「大学人事委員会」並びに「学部人事委員会」において、教員組織にかかわる事項を定期的に点検・評価している。点検の結果、本務教員の担当授業コマ数の数算出方法がキャンパスで異なっており、正確な数値が集約できない状況にあることが明らかになった。そのため、2024（令和6）年度9月実施の「大学教務委員会」にてコマ数算出方法の統一化を促し、2025（令和7）年度以降から本務教員の平均年間コマ数について、組織的に把握していく予定である（根拠資料6-27）。

各学部学科の状況として、看護栄養学部では、助手や助教について学部長、学科長、研究科長が面談を行い、教育や研究などの必要事項を確認し、助言をしている。今年度は対象を全教員に拡大し、教員あたりの平均年間コマ数や開講科目の担当教員割り当ての調整を行っている。その他学部においても、教員の担当授業コマ数を取りまとめ、平均年間コマ数を把握し、翌年度の時間割編成時に授業担当の適合性と担当時間数の偏りが生じないように調整を行っている。ただし、一部学部においては、教員の担当授業コマ数を取りまとめているが、担当分野や領域によって状況が異なるため、コマ数の平準化や科目適合性の確認が不十分な状況である。

これらの定期的な点検・評価の結果を、今後の教育研究活動の評価と改善に繋げていく必要がある。

評価の視点：6-402

上述のように、点検・評価の結果を活用して、教員間の担当コマ数の平準化が進んでいる。また、「建学の精神に共感し、宗教行事等への協力」「本学の理念・目的、大学として求める教員像等」についての採用予定教員の理解を促進するために、専任教員採用面接時に学長・副学長が参加し、確認・説明が行われている（根拠資料6-27、6-48）。また、第1章に述べているように、建学の精神および目的について、教職員は入職時に配布される「自校教育ガイドブック」に明示されており、採用時の研修会等で説明を行っている。

更に、自己管理目標制度に基づき計画と報告書を確認し、学部長が全員と面談を行ったり、教育研究活動の改善に努め、教員の教育能力向上を図っている。本制度に基づき計画と報告書を作成し、学科長と学部長が確認を行っている。教育研究費の取り扱いも同様に管理・確認を実施し、業績本数が目標に達していない教員には学部長が面談を行っている（根拠資料6-41）。

しかしながら、組織的な点検・評価活動が不足しているため、改善・向上の取り組みとしてはまだ十分とは言えない。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

◆長所

「大学として求める教員像」や「教員組織の編成方針」に基づき、教員組織は編成されている。ま

た、各学部において教員・職員が各々の役割を分担及び連携しており、組織的な協働がなされている。教員の募集、採用、昇任等に関しては、大学人事委員会が責任主体として機能している。FD等については、大学教育向上委員会が主体となり、大学全体のFD研修会を、各学部の教育向上委員会ではキャンパス単位のFD研修会を年間複数回実施している。教員の業績評価については、自己管理目標制度により、計画・報告書を作成し進めており、提出された報告書・計画書については、学部長と学科長が評価を行い、必要に応じ、面談・助言を行っている。

◆問題点

基幹教員制度については、現時点では開始しておらず、2025（令和7）年度からの実施に向け、「内部質保証検討委員会」及び学長室が連携しながら、準備・検討を進めている。また、基幹教員制度の導入と合わせて、クロスアポイントメント等での任用について検討していく必要があるが、現時点ではいずれの学部においても実施されていない。

一部の学部・学科における問題としては、教員組織の編制において、年齢構成及び性別の偏りが生じている。また、研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上に焦点をあてたFDについては、一部キャンパスにおいては実施されていない。

コマ数の平準化や科目適合性の確認は未だ不十分な状況である。教育研究活動の改善、教員の教育能力向上については、組織的な点検・評価活動が不足しており、まだ十分とは言えない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

◆改善・発展方策

コマ数の平準化については、2024（令和6）年度実施の「大学人事委員会」において、コマ数算出方法の統一化を促し、令和7年度以降から専任教員の平均年間コマ数について把握していく予定である。そのうえで、全学的なコマ数の平準化を図る。基幹教員制度については、上述のとおり、2025（令和7）年度から実施予定である。なお、指導補助者の制度活用による授業負担の軽減や、クロスアポイントなどでの任用については、今後、制度の構築を引き続き検討していくことが望ましい。

◆全体のまとめ

「教員組織の編成方針」および「組織単位ごとの中期人事計画」に基づき、法令上求められる必要教員数の遵守を担保しつつ、実習指導や教職課程を担う教員をバランスよく採用している。実務家教員の採用により、実習指導等で大きな成果が期待できる実績ある人材の確保がなされている。また、社会福祉施設や教育機関での実務経験が豊富な教員を多数配置し、学生の実状に応じた実習教育や受験対策を行っている。

教員の教育能力向上や教育課程の開発・改善に向けたFD・SD活動は計画的に行われており、教員の自己管理目標制度に基づき研究・教育能力の向上に努めている。各組織は自己点検・評価活動を行い、内部質保証推進委員会や外部評価委員会がその適切性を検証し、改善の取り組みを行っている。質の高い教員の確保には苦戦しているが、淑徳大学の求める教員像を理解し体現できる教員の採用を継続している。

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
学生支援に関する方針	https://www.shukutoku.ac.jp/university/activities/#anchor02
備考：	

第7章 学生支援（本文）

評価：S

1. 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

・7-101：学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

*淑徳大学評価の視点：

・学生支援に関する大学としての方針が策定されているか。

・方針に基づいて、各キャンパスにおいて学生支援に必要な体制は整備されているか

・学生支援体制において、教職員間の情報共有、連携は行われているか

・7-102：各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

*淑徳大学評価の視点：各キャンパスにおいて、学生支援に関する専門的なスタッフを配置しているか（例、ソーシャルワーカー等）

・7-103：学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

*淑徳大学評価の視点：上記の視点加え、学生支援において、学生の声を反映する仕組みはあるか（1年次のオリエンテーション以降の情報等があれば）

[修学支援（学習面）]

・7-104：学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。

・7-105：障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

・7-106：学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。

*淑徳大学評価の視点：

・進級が難しい学生へどのような対応をしているか（看護栄養学部）

・退学希望者への各キャンパスでの対応方法と、退学者抑制に関する取り組みを実施しているか

・7-107：遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。

*淑徳大学評価の視点：

・各キャンパスにおいて学生への機器貸与（利用環境の確保）はどのように行っているか

・学生が利用する通信環境確保において、実態を把握し適切に対応しているか

・7-108：ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあつては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

・7-109：学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

*淑徳大学評価の視点：

・各キャンパスで実施している経済的支援の一覧と利用者数（授業料減免、学内外の奨学金、

その他ボランティア活動での補助金等)

[生活支援]

- ・7-110：学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・7-111：学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・7-112：各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

*淑徳大学評価の視点：

- ・各学科におけるキャリア教育・キャリア形成支援等に向けた活動の取組実績
- ・学生の目指すべき進路（資格取得、一般企業への就職等）に対して必要な支援を行っているか。その有効性について検討しているか。

[その他支援]

- ・7-113：上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・7-114：ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

*淑徳大学評価の視点：

- ・学生の基本的人権の保障を図る体制が整備され、運用されているか
- ・基本的人権の保障に関する知識を深めるための場は提供されているか（FD・SD等）

評価の視点：7-101

大学の理念・目的、各学部・研究科の人材育成の目的を達成するために、「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」そして「入学者の受入れの方針」を踏まえつつ、すべての在学生における初年次から卒業に至るまでの各段階での成長を促すことを目的とし、学生個々の意欲に基づく様々な支援を行うことを「学生支援に関する方針」として明示し、大学ホームページに於いて広く社会に公表している（根拠資料：【基本情報一覧】【ウェブ】学生支援に関する方針）。

本学における「学生支援に関する方針」は、履修指導を含めて学生一人一人の目標を達成するための日々の学習活動を組織的に支える「修学支援」、学生生活を含め日常生活で遭遇する様々な困難に対処するための「生活支援」、そして学生個々の社会的職業的な自立に向けてのキャリア支援である「進路支援」の3項目で構成されている。これらの学生支援の実際について、その適切性の検証を所管部署が定期的に担うことについても定めており、検証結果を内部質保証推進委員会に報告することになっている。

また、大学の第4クール成果指標にて「01. 学生支援制度の構築・運用（キャンパスソーシャルワーカーの配置）」が重点施策に掲げられていることを踏まえ、各キャンパスで、各部署を横断する学生支援・相談担当者会を設置し、学内連携の強化と学生支援体制の整備を進めている（根拠資料1-11）。

教職員間の情報共有、連携については、学生厚生委員会および上述のような部署を横断する学生支援・相談担当者会の中で行われている（根拠資料7-1、7-2）。

評価の視点：7-102

各キャンパスで、学生支援に関する専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置している。具体的には2024年5月1日現在、千葉キャンパスにおいて保健相談室に看護師1名、学生相談室にカウンセラー2名、学修支援室にキャンパスソーシャルワーカー1名、千葉第二キャンパスにおいて保健室に看護師1名、学生相談室にキャンパスソーシャルワーカー1名、カウンセラー（公認心理師）2名、埼玉キャンパスにおいてでは保健相談室に看護師1名、学生総合相談支援室に職員4名、キャンパスソーシャルワーカー（社会福祉士の有資格者）1名、カウンセラー（臨床心理士及び公認心理師の有資格者）3名、東京キャンパスにおいて保健相談室に看護師1名、キャンパスソーシャルワーカー（公認心理師及び精神保健福祉士の有資格者）1名、キャンパスソーシャルワーカー（社会福祉士及び精神保健福祉士の有資格者）1名、カウンセラー（臨床心理士及び公認心理師の有資格者）2名を配置している。

評価の視点：7-103

各学年の新年度オリエンテーションや大学HP、大学内掲示により広く情報提供を行っている。また健康診断の機会に学生相談、保健相談の希望の有無を確認している（根拠資料7-3【ウェブ】、7-4）。また各キャンパス独自に掲示物や学生相談センターだよりの発行、ミニイベントの実施、QRコードを利用した学生総合相談支援室の特設サイトへのアクセス促進、保証人対象の説明会などの取り組みを行っている（根拠資料7-5）。

評価の視点：7-104

本学では学生支援に関する方針内の修学支援として「修学に関する相談体制を整備するとともに、関連する部局が常時連携することにより、教職協働により一体的な支援体制を構築する」ことを掲げ各キャンパスで学習支援の仕組みを整備している（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】学生支援に関する方針）。

全学の取り組みとして、英語教育については入学時点での学生の習熟度別によりクラス編成することを基本としている（根拠資料7-6、7-7）。さらに入学後は教員がアドバイザーとなり、学生の学習を支援する体制が構築されている。教員がアドバイザーとして果たす役割については、アドバイザーマニュアルにより周知がなされている（根拠資料7-8）。各学期成績発表後には、各学部のGPAに係る規程等に基づき、GPAが思わしくない学生を中心として、学生と保証人との面談を実施しており、加えて保証人懇談会等の場でフォローアップを行っている（根拠資料根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、7-9【ウェブ】）。

さらに各キャンパスで独自の取り組みを行っている。

たとえば千葉キャンパスでは、各学生の能力に応じて自律的に学習を進められるように図書館や図書館内の自習室をはじめ、学修支援室やラーニング・コモンズなどの施設を整備している。また学修支援室を設置し、各学生の学習に関わる相談（例えば、新入生であれば、大学での学び方やレポートの書き方、プレゼンテーションの仕方など）に対応して学習面のサポートをしている。実践心理学科においては、TAを活用した授業展開を実施している。総合福祉研究科心理学専攻所属の大学院生を採用し、実践心理関連科目の一部においてTAとして学習支援協力体制を構築している

（根拠資料 6-8、6-9、6-10、7-5、7-10、7-11）。

千葉第二キャンパスでは、看護学科において模擬試験を効果的に活用する仕組みを構築している。2023年度から模擬試験において学習ノートや復習ノートの作成方法を伝え、正答率8割に達するまで再試験を繰り返す仕組みを作り、やって終わりにならないように予習－実施－復習－再実施のサイクルを回している。計算問題が苦手な学生のサポートとして、1.2年生対象に計算力アップ講座を4回開催した。さらに自律的に学習を勧められるように、日常生活の中で自然に学べたり、クイズ形式で楽しく学べる取り組みを実施している。具体的には、解剖生理学の知識として暗記が必要なものに関してはトイレの個室に学生とともに作成した「トイレで暗記」ポスターを掲示している。また、学内の人体模型を活用し毎月「模型クイズ」を出題し、模型や教科書を見ながら回答する機会を創出し、講義以外の時間でも学べる取り組みを実施している（根拠資料 7-12、7-13）。

また栄養学科においては、次年度入学者を対象に、12月に入学前セミナーを対面開催し、高校科目の復習のための準備テスト、3月までの課題に取り組んでいる。友人作りのためのグループワーク、パソコン等の準備物の説明を取り入れ、入学までの不安の解消を目指している。さらに1年生を対象にフレッシュマンセミナーを前期（全員）に9回、後学期（GPA2.5未満）に8回開催した。学修支援室、アドバイザー、科目担当教員と連携し、基礎学力向上に加え、試験に向けた準備、先輩学修サポーターからのアドバイスなどを取り入れた。夏季・春季休暇には基礎学力向上のためのeラーニング課題を課し、休暇明けに実力確認テストを実施した。次の学年への進級の準備として、3月に東京アカデミーによる春期講習を実施している。3年次の2・3月には模擬試験、3月に東京アカデミーによる春期講習を3日間実施している。栄養学科キャリア支援委員会と合同分科会を開催し、低学年の学修支援と4年次国家試験対策の情報を共有している（根拠資料 7-14、7-15、7-16、7-17、7-18、7-19、7-20）。

東京キャンパスでは、歴史学科において歴史資料室員（学生スタッフ）を配置し、歴史資料の整理や学生のピアサポートの役割を担っている。また人間科学科では共同研究ルームや行動観察室を設置している（根拠資料 7-21）。

評価の視点：7-105

本学では「障がいと理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」を定めホームページで広く周知を行っている。障がいのある学生に対する修学支援については同ガイドライン内に「合理的配慮に関する基本的な考え方」を策定し、各キャンパスの障がい学生支援を所管する部署や委員会、学校医・保健室担当者、学生相談室などが連携し、学生の学習活動が円滑に展開し試験等においても不利益が生じないように対応している（根拠資料 7-22【ウェブ】）。

留学生に対する修学支援については、各キャンパスの学生厚生担当が担うこととしており、充実して有意義な大学生活を送れるよう様々な支援を行っている。具体的には在留手続き、在留資格更新手続き、一時帰国・渡航する際の手続きの支援や、入学後のサポートとして、日本語学習サポートプログラム、アパートマンションの紹介、各種行事の実施などが挙げられる（根拠資料 7-23、7-24【ウェブ】）。

評価の視点：7-106

学業生活不振の学生（成績不振、出席状況が思わしくない等）を把握するために、本学ではGPA制度に基づく成績不振学生の把握を行っている。また出席確認システムによ

って欠席回数が多い学生を把握するとともに、個別授業における欠席状況等を踏まえた担当教員からの情報提供等を総合して、「学業生活が振るわない学生」の早期の発見に組織的に取り組んでいる。上記出席確認システムによる出欠状況については、学生本人及び保護者も、随時 WEB から確認することが可能である（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、7-25）。

これらの学生に対しては、学部・キャンパスにより多少の違いはあるが、基本的にはアドバイザーや担当部署が個別的な面談・指導にあたることとしている。

一例として看護学科においては、後期の学期末に進級要件である必修科目の未修得者に対してアドバイザー及び学科長、学部長による個別の面談を実施し、個々の学生に合わせた細やかな対応を実施している。加えて教務委員会と連携し、学期末に GPA に基づく指導を実施している（根拠資料 7-26）。

こども教育学科では、アドバイザーマニュアルに基づき、主としてアドバイザーが「履修登録の相談と指導」「個別面談」を実施し、必要に応じて、学事担当や学生総合相談支援室、教員・保育士養成支援センター（こども教育学科）と連携し対応している。特に、成績不振の学生への継続的な支援と指導は、アドバイザーと学生総合相談支援室が連携して相談対応に当たっている。1 年生に対しては欠席状況調査を実施し、欠席者が抱える問題の早期発見と修学意欲回復を目的に、個別の連絡と相談を実施、1 年生前期の GPA（成績平均値）が 1.0 未満であった学生に対し、抱える問題の早期発見と修学意欲回復を目的に、キャンパスソーシャルワーカー等による個別面談を実施、1 学期の成績が不振であった学生に対しては、個々の状況に応じて保証人等同席のもとアドバイザーとの面談にて指導とアドバイスを実施し、必要に応じて学生総合相談支援室にて支援を実施している。また、S - Navi の掲示にて、「大学での学修継続に悩みを抱えている方へ」と題し、相談窓口について情報提供を実施している。退学希望の学生に対しては、理由に応じてアドバイザーによる面談に加え、キャンパスソーシャルワーカー等との面談を実施し、問題解決の支援を実施している。

評価の視点：7-107

本学では遠隔授業をはじめ教育等で ICT を活用しており、PC を設置した情報教室の整備や学内用 PC の貸し出しサービスを設けている。また、学内では Wifi をスムーズに利用できるよう通信環境を整え、学生の通信環境を確保している（根拠資料 7-27）。さらに 2021（令和 3）年 4 月 1 日より、教育の情報化の推進を目的とし「淑徳大学情報センター」を設置し学生・教職員がより良い環境で学修などが可能となるよう学内 PC や遠隔授業ツールなどを利用中に発生した機器操作に関する疑問やアカウントログイン時のエラーといった情報機器・情報ツールで困った時のサポートを実施している（根拠資料 7-28【ウェブ】、7-29、7-30）。

評価の視点：7-108

ICT を利用した遠隔授業については、大学全体での「遠隔授業ガイドライン」の策定を進めている（根拠資料 4-12）。その中では、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）についても明記される予定である。またコロナ禍における対応の経験の積み重ねから、各キャンパスや学部学科においてこうした工夫がそれぞれなされているところであり、各学科のなかでグッドプラクティスの共有がなされている。たとえば、千葉キャンパスにおいては、ICT を利用した遠隔授業の実施にあたり、自宅等の個々の場所で学習する学生相談体制として、各授業において Google Classroom の利用を勧奨しており、学生に分かりやすいように専用の Web サイトを開設し情

報の一元化を図っている（根拠資料 7-31【ウェブ】）。また学生の通信環境への配慮及び再視聴機会の確保のため、オンデマンド配信を主体として授業を構成するよう教務委員会から遠隔授業対象科目担当教員に依頼しており、Panopto という動画配信システムを活用している（根拠資料 7-32、7-33）。

また埼玉キャンパスでは地域創生学科において 2024（令和 6）年度から始まる学外長期実習時には、状況に応じて遠隔授業により実習指導を行うことや、講義科目等に関して授業動画等を活用することが確認されている（根拠資料 7-34）。

東京キャンパスにおいては、学科の特色及び「多様なメディアを高度に利用した授業に関する規程」に基づき、遠隔授業の形態が該当科目において期待する学習効果が高く、学生の学習活動の活性化が望める科目を対象として、科目選定を行っている（根拠資料 7-35）。

評価の視点：7-109

本学では、日本学生支援機構奨学金に加え、本学独自の奨学金等による経済的支援の制度を整備し、学生対象の配布物、説明会等を開催することによってその周知を図っている（根拠資料 7-36【ウェブ】）。特色ある給付奨学金制度として、GPA 奨励金制度を設けており、成績優秀者、成績向上者に対して奨励金を支給し、学生の学修意欲を高める工夫を行なっている。奨学金給付・貸与状況については、大学基礎データ表7の通りである（根拠資料【大学基礎データ】表7）。

評価の視点：7-110

学生は、修学上の問題はもとより、日常生活の面でもさまざまな困難に出会うものである。本学では学生へのサポート体制として、第一義的にはアドバイザー教員が対応することとなっているが、多様な学生の問題や悩みごとを受け止め、解決の手助けをすることを目的として各キャンパスにカウンセラーやソーシャルワーカーを配置し、「学生相談の窓口」を設けており、アドバイザー、各事務部窓口と相互に連携して対応している。千葉キャンパスでは「学生相談センター（保健相談室、学生相談室）」、千葉第二キャンパスでは「保健相談室」「学生相談室」、埼玉キャンパスでは「保健相談室」「学生総合相談支援室」、東京キャンパスでは「学生相談室」がこれにあたる。これらの体制に関しては、入学時のガイダンスやオリエンテーションの機会に説明するほか、学生便覧等によって周知を行っている（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、7-3）。

評価の視点：7-111

学生の孤立化を防止するため、人間関係構築を目的の 1 つとした新入生セミナーを学部・学科単位で毎年実施している。また 2024（令和 6）年度には入学者の変化や多様性への配慮、学部・学科の個性ある教育の尊重を考慮したうえで、「新入生セミナー」の基本的な考え方について担当副学長より方針を示した（根拠資料 7-37）。さらに各キャンパスにおいて、独自に人間関係構築を目的とした支援を行っている（根拠資料 7-38）。なお、本学は 2024 年 5 月 1 日現在、対面授業を基本としており、遠隔授業のみで修学する学生は基本的に存在しないことから、対面での授業や活動を中心に人間関係構築につながる措置を講じている。また、大学に来られない学生がいればキャンパスソーシャルワーカーが中心となってアドバイザーや保健室、学生相談窓口などが状況に応じて個別の支援を行っている。

評価の視点：7-112

本学における進路支援について、2023（令和5）年4月、学生一人ひとりが納得できる進路選択を後押しすべく、本学のキャリア教育・支援体制を全学的に統括するキャリア教育・支援センターを設置した。キャンパス間のキャリア教育・支援の統一化を図り、各キャンパスの特色を活かしながらノウハウの一元的集約、そして大学全体のキャリア支援に対する専門性の維持と向上を図っている（根拠資料 7-39【ウェブ】、7-40）。また、全学共通基礎教育科目として、必修としたキャリア教育科目「社会的・職業的自立Ⅰ・Ⅱ」を全学共通で2年次に開講し、早期からのキャリア教育を推進している。新しく制作された本学独自のテキストに沿った学習内容のもと、各キャンパスのキャリア支援室と連携、社会人OB・OGをゲストスピーカーとして招聘し、卒業生の職業体験談を聞く授業を展開するなど、職業観の醸成を行っている。働く動機を身近な社会人にインタビューする授業では、2年生全員に名刺を作成配布し、対面による社会との積極的なかかわりを促す支援を行っている（根拠資料 7-41、7-42）。さらに年に4回キャリア教育・支援委員会を実施し、全学でのキャリア形成支援の方向性を確認し、卒業者に占める進路決定者の割合を全学科平均90%以上とすることを目標とし、毎年達成している。

また上記に加えて以下のような取り組みを全学的に行っている。まず「全学共通キャリア支援プログラム」の運用計画を策定し、全キャンパス統一の課題である、留学生や障がい学生支援、地方就職学生支援などのオンラインガイダンスを実施し各キャンパスが効率的に業務を進められるよう推進している。DX化に対応するため、新卒採用企業管理並びに学生就職支援管理システム「淑徳キャリアナビ」を導入し活用を開始している。各キャンパス配置キャリアカウンセラーの支援の質向上のため、カウンセラー研修を年2回実施している。また、学園本部の自己啓発支援の一つにキャリアカウンセラーの資格取得支援があり、専任職員がこの制度を活用することで、職員がチームとなって、学生支援の場に還元している（本報告書の評価の視点：10-303に再掲）。月に1回、現状報告と目線合わせを目的とした全キャンパスのキャリア支援室職員ミーティングを実施し、好事例の共有やオンライン個別面談枠の相互開放など協力体制がとれるようになってきた。広報ツールとして「Note」を配信、月間1000ビューを超え、学生・保証人・企業に向け、各キャリア支援室・センターの取り組みや就活に役立つ情報をリアルタイムで発信している（根拠資料 7-43、7-44【ウェブ】、7-45、7-46【ウェブ】）。

さらに各キャンパスで専門性に応じた独自の取り組みを数多く行っている。

たとえば千葉キャンパスでは、就職活動前の全学生を対象としたキャリア全員面談や障がいのある学生を対象としたキャリアガイダンス等を学内で実施している（根拠資料 7-47、7-48）。千葉第二キャンパスでは、看護学研究科においてキャリア形成の一つとして、在籍中、また卒業後に修士論文の研究科紀要や学会学術雑誌への投稿、学会発表などにつなげる支援を行っている。また2023年10月には看護学研究科第1回ホームカミングを開催した。栄養学科においては、1・2年生対象に「おしごとセミナー」を実施し、管理栄養士職に対して具体的イメージを理解して資格取得・就職への意欲を高めるサポートを行っている。埼玉キャンパスではこども教育学科において3年次後期にキャリアカウンセラーとの全員面談を実施している。経営学科・観光経営学科では、3・4年次には個別に全員面談を実施している。また、働くことや、自身について考え理解を深め、就職活動への前向きな一歩を踏み出すための機会として両学科共同で就勝合宿を実施している（根拠資料 7-49）。

評価の視点：7-113

学生の主体的かつ自主的な様々な活動に対して、経済的かつ物理的な支援を行っている。特に、学生が自主的に結成する学生団体に対しては、その活動状況により区分して活動支援を行っている（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、7-50）。また、学生のボランティア活動の活性化のために、地域共生センターを設置している。ボランティア活動への支援の一つとして、活動経費を助成する制度を設け幅広いボランティアへの取り組みができるよう、全学的な支援を整えている（根拠資料 3-10【ウェブ】、7-51）。

また各キャンパス独自に以下のような支援を行っている。

一例として、千葉第二キャンパスでは、地域連携委員会が新入生オリエンテーション及び新学期オリエンテーションでボランティア講座の参加者を募集し、ボランティア活動にはGoogle classroomを活用している。登録者数は2023年度138名、2024年度187名である。地域からボランティア依頼が来ると、必要人数、ボランティア内容と時間、持ち物、その他必要事項についてGoogle classroomを活用し連絡をしている。ボランティア数日前にリマインドで連絡を行い、終了後はGoogle formsよりボランティア報告を行うことを義務づけている。ボランティアの意義、留意事項等に関する動画を視聴し、ボランティア実践を2回行うことで年度末に修了証を渡している（根拠資料 7-52）。

埼玉キャンパスでは学園祭の他、サマーナイトフェスタ、サイレントナイトコンサートを開催し、文化系団体の活躍の場を創出している。またこども教育学科では「淑徳教師養成塾」、「子育て支援プログラム」といったボランティア活動に関して、積極的な参加を促進するとともに、教員・保育士養成支援センターの兼務嘱託教員が中心となって、ボランティア活動に対する心構えや現場体験活動に関しての事前指導を行っている（根拠資料 7-53【ウェブ】）。地域創生学科では学生の学修活動や社会活動を奨励し、成果の向上・共有を図るために、学生の申請に基づく「地域創生学生アワード」を実施している。申請及び審査は、4つの部門（①地域実習部門（グループ）、②正課外活動部門（個人もしくはグループ）、③学生生活部門（グループ）、④研究活動部門（個人もしくはグループ））ごとに行っている（根拠資料 7-54【ウェブ】）。

東京キャンパスでは、2014（平成26）年度に板橋区と淑徳大学との間で「地域連携に関する基本協定」を締結した。主な連携事業として、広聴広報課と連携した「広報いたばし」の取材・記事制作や魅力発信リーフレット「こもれび」の制作、選挙管理委員会事務局と連携した「若者向け選挙啓発冊子」の制作、赤塚支所と連携した農業体験農園・農業まつり収穫体験ボランティア等の活動を行っている。また、表現学科のゼミや農業体験サークル等を中心に区内で地域活動に取り組んでいる（根拠資料 7-55【ウェブ】、7-56【ウェブ】）。

評価の視点：7-114

本学では、ハラスメント防止、プライバシー権の保証や苦情申立への対応のための様々な体制を整備している。まず「ハラスメント防止ガイドライン」を策定しHP等で広く公表の上、本ガイドラインに則り「ハラスメント防止規程」「ハラスメント調停委員会規程」「ハラスメント調査委員会規程」を定めて運用している（根拠資料 7-57【ウェブ】、7-58【ウェブ】、7-59【ウェブ】、7-60【ウェブ】）。

具体的にはハラスメント防止委員会のもとに、ハラスメント相談員が配置され事案発生時の把握と対応のシステムを整備している。ハラスメント相談員の顔写真と相談受付方法はHP上に掲出し周知の上、同内容の相談窓口・相談員紹介リーフレットをキャンパス内に常設、配布し周知している

（根拠資料 7-61【ウェブ】、7-62）。

さらに学生に対しては新入生オリエンテーション内のプログラムにて時間を設け、ハラスメント防止リーフレットの配布及び「ハラスメント相談の場面」の本学独自の動画制作、視聴により、理解の浸透を図っている。また在校生に対して全学的に「ハラスメント相談の場面」の動画視聴を促している（根拠資料 7-63）。

教職員に対しては、非常勤・臨時職員・派遣職員・業務委託含んだ教職員を対象にハラスメント防止ガイドラインの配布と共に動画視聴を求めている。また、ハラスメント防止対策として年に2回SD研修を開催しており、大学部門だけでなく学園全体でのハラスメント防止に取り組んでいる（根拠資料 7-64、7-65、7-66、7-67）。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・7-201：学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・7-202：点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

評価の視点：7-201

本学における学生支援の適切性の定期的な検証は、一つには4年に一度実施される「学生生活実態調査」により、もう一つはそれぞれのキャンパスの学生支援部署の日常的な業務の中で学生のニーズを吸い上げ、大学としての、またキャンパスごとの学生支援の方針やあり方の見直しを図ることにより行われ、支援体制の整備に当たっている。

学生生活実態調査は4年ごとに行われており、2021（令和3）年度の調査を含めて8回実施された。「学生生活実態調査」結果については、大学ホームページにおいて直近2回分について広く学内外に公表している（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】教育情報の公表（教育情報の公表、教育の質保証、点検・評価活動、認証評価、設置計画履行状況））。

東京キャンパスにおいては、キャンパスソーシャルワーカー（CSW）、学事担当部長・教務担当課長、学生厚生職員、学生厚生委員長らが出席する学生相談室定例会議を月1回実施し、学生相談室を利用している学生の状況について情報共有を行い、課題と対応について検討を行っている。

評価の視点：7-202

大学学生厚生委員会が主体となって自己点検・評価のサイクルに準じて実施している自己点検・評価結果を踏まえて、学生支援の更なる強化・充実を図っている（根拠資料 2-1【ウェブ】）。

具体例として、休学・退学防止に向けた取組を全学で進めていく中で、2021年度に「休学・退学念慮の分析」（山本学長特別補佐担当）を実施し、2022年度より各学科の特性に応じた取組を明確にし、具体的な方策を講じてきた。そのひとつとして、多様化する学生への学生支援体制を強化すべく全キャンパスにソーシャルワーカーの配置に取組を進め順次、対応を進めている（根拠資料 7-68、7-69）。

上記の一例として、東京キャンパス学生相談室では、次のような取り組みを行っている。まず休退学防止の為、4月の健康診断時「Follow up Sheet」を活用、既往歴や心身の不調の記載がある

学生の情報を共有し、新学期の早い段階から学生サポートを開始している（根拠資料 7-70）。さらに新入生・在学生オリエンテーション時に学生相談室の紹介をし、相談窓口の周知を行っている（根拠資料 7-71）。その後も学生同士の交流や学内での居場所作り及び学生相談室の利用を促し、ミニグループ（座談会）を実施している（根拠資料 7-38）。また、欠席が多い学生を抽出し、電話連絡及び S-Navi 連絡を行い学生面談へと繋げ、休退学防止に努めている。学生対応における組織対応としては、キャンパス連携会議を実施し、学内関係者との情報共有・連携を図った学生対応を行っている。また随時、学内関係者で対応の統一が必要場合や情報共有の場として、個別ケースカンファレンスも実施し、休退学防止に努めている。さらに教職員を対象に学生相談室が主体となって学生支援に関する実践的な FD・SD を実施する等、組織的な学生支援体制の整備、発展に努めている。加えて「大学学生支援連携会議」というキャンパス間合同連携会議を実施し、東京・千葉・埼玉の各キャンパスの学生相談室関係者による情報共有を行い、適切な学生サポートに繋げている（根拠資料 7-72）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

◆長所

大学の方針に基づき、アドバイザー制度の構築がなされ、マニュアルも整備、更新されている。またアドバイザー教員と保健室や学生厚生担当職員等による教職協働の学生支援体制が構築されている。全キャンパスにおいてキャンパスソーシャルワーカーやカウンセラーなどの専門職による支援体制もほぼ整備されている。こうした体制は埼玉キャンパスにおける実績（グッドプラクティス）を全学に展開した取り組みであり、その点も評価できる。こうした支援体制のもと、障がいや疾病のある学生に対して、誰もが等しく学べるような学修環境整備を目指して必要な支援や合理的配慮を機動的に実施している。

修学支援については GPA 制度に基づく支援制度が整っており、GPA の低い学生に対しては各学期の開始前に GPA 面談を実施し、個別の指導を実施している。また、GPA の優秀な学生に対しては各学期に成績優秀者の表彰を実施している、また、L. A. と S. A. の制度を活用し学生相互の学びの支援を積極的に行っている。

学生の中退学理由の一つである経済的困窮に対して、修学継続のため学内外の奨学金制度を設け広く周知している。

進路支援においては、全学組織であるキャリア教育・支援センターを設置し、全学共通基礎科目として早期からのキャリア教育を推進する一方、各学部学科、研究科の専門性に基づいた独自の支援策も充実しており高い就職率を維持することができている。

各キャンパスにおいて、ボランティア活動等を通じ、大学所在地と連携している点は長所の一つに挙げられる。また大学の理念である利他共生を学ぶ機会にもつながり本学の強みであると言える。

「ハラスメント防止ガイドライン」を策定し HP 等で広く公表の上、本ガイドラインに則り「ハラスメント防止規程」「ハラスメント調停委員会規程」「ハラスメント調査委員会規程」を定めて運用し、定期的に SD も開催している。

◆問題点

全学へのソーシャルワーカーの配置が進んでいるが、教職員間での情報共有の方法や基準等、実務的な体制作りや周知等はこれからの課題と位置付けられる。

障がいのある学生への対応は、合理的配慮の提供の義務化に対応しており身体障がいに対する対応はある程度高い水準にあると考えられるが、発達障がいや精神疾患のある学生の支援については、十分とは言えない状況にある。また外国人留学生の支援については、専門の職員を配置し、対応にあたっているが、外国人留学生の増加に伴い、1人1人のニーズを十分くみ取っているかについては丁寧な確認が必要である。

中退学率は高い割合ではないものの、一定数の退学者、休学者が存在している。対応の検討を継続する必要がある。

またICTを利用した遠隔授業についても教育的な効果や科目の適正性については継続的な点検・評価が必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

◆改善・発展方策

ソーシャルワーカーを中心とした学生支援体制の整備を鈍化させることなくより一層進めていくことが求められる。また上記体制整備と運用の中で、これまで支援が十分とは言えなかった発達障がいや精神疾患の学生への支援についても具体的な方策の策定が進むことが望まれる。

休学・退学防止に向けた取組については全学を挙げて進めていく中で、2021年度に「休学・退学念慮の分析」（山本学長特別補佐担当）を実施し、2022年度より各学科の特性に応じた取組を明確にし、具体的な方策を講じてきた。全キャンパスへのソーシャルワーカーの配置はそのひとつであり、こうした取組を継続し、休退学者の抑制を継続的に図っていく必要がある。

◆全体のまとめ

本学の各学部・キャンパスにおいては、学生支援に積極的に取り組み、組織的な対応を行うことは出来ている。教職協働による学生相談体制および公認心理師やキャンパスソーシャルワーカーなどの専門職による相談体制が構築され、また進路については全学的なキャリア・教育支援センター、ICTについては情報センター等も整備されているが、効果的な運用に向けては継続した取り組みが必要である。今後も学生からの様々な要望、個々の学生が置かれている状況に応じて、適切な学生支援ができるように、より体制を整えたい。

第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
教育研究等環境の整備に関する方針	https://www.shukutoku.ac.jp/university/activities/#anchor02
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
教育研究等環境の整備に関する方針	https://www.shukutoku.ac.jp/university/activities/#anchor02
備考：	

第8章 教育研究等環境（本文）

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・8-101：教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・8-102：学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・8-103：学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

評価の視点：8-101

教育研究等環境の整備に関する方針に基づいた淑徳大学中期事業計画に従い、財務計画「経年による改修が必要な施設および設備」に示すように、当該環境整備の緊急性及び必要性等を考慮し、優先順位を付けた上で修理改良計画を策定し、環境整備を行っている（根拠資料【基本情報一覧】淑徳大学中期事業計画（R5～R9）、【基本情報一覧】【ウェブ】教育研究等環境の整備に関する方針）。大規模な整備例として、東京キャンパスでは教育研究等環境の充実を図るべく2024（令和6）年3月に9号館を新設した。9号館は定員180名の教室を4室設置し、更なる教育研究活動の向上を図ることのできる施設となった。また、3号館を大規模改修し、令和5年に新設した人文学部人間科学科における研究や実験の充実を図る「行動観察実験室」「心理学実験室」「行動観察室」を設置した（令和6年9月竣工予定）（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引）。

評価の視点：8-102

全キャンパスにおいて高速ネットワーク環境・ICT機器を整備及び促進を行っている。さらに大学情報センターの設置、システムエンジニアの配置、ネットワーク環境の強化やPCのリプレースメントなど、学生・教職員に対し授業環境の支援及び情報機器・情報ツールに対してサポート体制を構築している（根拠資料7-28【ウェブ】、7-29、8-1、8-2、8-3）。

また、遠隔授業を効果的に実施するための取り組みや体制の準備を進めている（根拠資料4-12、4-13）。また、2024（令和6）年度以降大学全体で電子教科書システムの導入を予定しており、コロナ対応以降、学生のPC必携化が進んでいる（根拠資料8-4）。

評価の視点：8-103

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組みは適切になされている。大学として「SNS利用に関するガイドライン」を策定し、SNS利用者、特に学生に対して、利用者としてのモラル欠如ひいては法律への抵触等によるトラブル防止の観点から、周知を図っている（根拠資料8-5【ウェブ】）。また、学内ユーザーID・パスワード等のアカウント情報、個人で作成したデータ等の管理方法について、学生便覧及び新入生オリエンテーションを通じて学生に周知を行い、情報リテラシー教育に取り組んでいる（根拠資料【基本情報】学生便覧・履修の手引、8-6）。また必修科目として「情報リテラシー」を全学共通基礎教育科目（S-BASIC）として全キャンパスでカリキュラムに組み込み、デ

ータサイエンスの基礎知識と情報リテラシーの獲得を推進している（根拠資料 8-7）。

生成 AI の活用についても、大学として方針を定め、広く周知を行っている（根拠資料 8-8【ウェブ】）。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

＜評価の視点＞

- ・8-201：教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・8-202：図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

評価の視点：8-201

淑徳大学附属図書館は、昭和 40 年 4 月淑徳大学社会福祉学部社会福祉学科（入学定員 100 名）創設とともに現千葉キャンパス（千葉県千葉市中央区大巖寺町）に設置され、初代館長は学長兼務のもとに、蔵書数 9,610 冊で発足した。以来、学科の増設、大学院の設置等、大学の発展に伴って、所蔵資料、施設等も次第に拡充・整備され、平成 4 年 2 月には新図書館・学生厚生棟（4 号館）が竣工し、施設面における充実がはかられた。また、平成 8 年 4 月には、埼玉キャンパス（埼玉県入間郡三芳町）に国際コミュニケーション学部が設置された際、同キャンパスにも大学附属図書館としての「みずほ台図書館」が設置された。さらに、平成 19 年 4 月には、千葉第二キャンパス（千葉県千葉市中央区仁戸名町）に看護学部が設置された際、同キャンパスにも大学附属図書館としての「看護学部図書室」が設置された。また平成 26 年 4 月には、東京キャンパス（板橋区前野町）に人文学部が設置され、同時に「淑徳短期大学」を「淑徳大学短期大学部」に名称変更し、同キャンパスの「東京図書館」を大学の附属図書館として運用を開始した。

淑徳大学附属図書館は上記の 4 つの図書館・室となり、それぞれのキャンパスの地理的隔たりや、各キャンパスで展開されている教育研究の専門性の相違から、どうしてもそれぞれ独立的に機能・整備せざるを得なく、管理運営上もそれぞれ独立的にならざるを得ないという状態にある。しかし、4 館の共通する事柄については附属図書館運営委員会で調整を行い、淑徳大学附属図書館としての整合を図り運営を行っている。

4 つの図書館・室で共通した図書館システムが構築され、その所蔵データベースは、OPAC として公開されている。電子情報（電子ジャーナル、データベース）については、契約の制限があるものを除き 4 キャンパスで共通して附属図書館のホームページから利用（学内限定）が可能である（根拠資料 8-9、8-10、8-11）。

評価の視点：8-202

4 つの図書館・室には、図書館・学術情報サービスを提供するための専門的知識を有する者を配置しており、根拠資料の通り図書館司書資格所有率は 62.9% である（根拠資料 8-9）。令和 6 年 5 月 1 日時点での大学全体での図書冊数は 671,658 冊、雑誌種数は 3,415 種である。各図書館の蔵書数（和書、洋書、視聴覚資料、電子ブック）、雑誌全所蔵種類数（和雑誌、洋雑誌、電子ジャーナル）は、年次報告書第 22 号の通りである。なお「年次報告書」は 2002（平成 14）年度から刊行を開始し、管理運営、業務報告を記録するとともに、文部科学省が実施している学術情報基盤実態

調査の主要統計との比較を取り入れながら、現状分析と改善方策をまとめている。座席数は各キャンパスの在籍学生数に対し十分な数を用意できており、図書館内ないし隣接棟にラーニング・commonsやグループ学習室、コミュニティスペース、ノート PC 自動貸出ロッカー等を設置する等、図書館等の施設環境の整備に努めている。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・8-301：研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・8-302：研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

評価の視点：8-301

本学では、研究に対する大学の基本的な考え方を「教育研究等環境の整備に関する方針」内に以下のように定めている（【基本情報一覧】【ウェブ】教育研究等環境の整備に関する方針）。

「大学の理念・目的、学部・研究科の人材育成の目的をふまえ、学生が卒業後、社会において有意な人材として活躍できるよう、教職員の教育研究活動の向上と社会貢献活動の活性化に寄与する研究を主として実践する。」

この考え方に基づいた学部等の教育研究上の目的及び人材養成の目的の達成に向けて、本学では、専任教員個人が教育研究目標を設定し、その進捗状況について自己評価を行う「自己管理目標制度」を設けている（資料 6-41、6-42）。具体的には、科目担当・学生指導等の教育業務、専攻分野・授業運営に関する研究業務について計画を立案し、年度当初の「教育研究活動計画書」と年度末の「教育研究活動状況報告書」を学部長に提出する（根拠資料 8-12、8-13）。学部長は、報告書の内容に基づき、研究活性化や教員一人当たり年2本の論文等発表を実現するため、研究を阻害している要因についてヒアリング、とりまとめをしている。最終的には学部長から学長に、当該年度における学部の教育研究上の目的等の達成状況について報告を行っており、これらの様式や制度について2024（令和6）年度に見直しがなされ、2025（令和7）年度より新様式に刷新された（根拠資料 8-14）。教育活動（ティーチング・ポートフォリオ）のみに力点を置いていたところから、教員の業務は教育・研究・社会貢献・管理運営であることを再確認する機会とし、今後はアカデミック・ポートフォリオとして、学部長等の面談や教育研究支援センターとの連携体制を大学人事委員会が統括し、統合的な教員業務の視点から研究活動の活性化につなげていく。

専任教員の教育研究活動を支援する経費は、2017（平成29）年度からその制度を一新した。それらは、「一律に支給される研究費」と「申請により支給される研究費」とに大別することができる。まず、専任教員の日常的な教育研究活動において使用する「教育・研究費」については、年度初めの教育・研究計画書の提出をもって、年間35万円の範囲で請求により支給される。これに加えて前年度の教育研究活動の実績に応じて支給される「教育・研究費」があり、最大5万円が支給され

る。後者は傾斜配賦による支給と位置づけられる（根拠資料 6-42）。次に公募による研究費は、「学術研究助成」、「学術奨励研究助成」、「学術出版助成」、「研究推進事業」、「教育改革推進事業」の5種類があり、意欲的な研究に対して支給されている（根拠資料 8-15、8-16、8-17、8-18、8-19）。

2012（平成 24）年に学内外の競争的資金及び教育研究費を担当する教育研究支援センターを立ち上げた。教育・研究費の管理はもとより、科研費の応募申請の説明会、個別相談会等を実施し、教員の相談に乗るなど外部資金獲得のためのサポートを行う他、本学の科研費採択の状況分析も行っている。教育・研究費について、必要な事項は「淑徳大学教育・研究費規程」に定められており、教員への説明資料として、「淑徳大学公的研究費取扱要領」を作成して配布している（根拠資料 8-20、8-21）。

研究時間の確保について、第 6 章にも述べているように、各教員の研究日を確保した時間割編成、担当コマ数の少ない専任教員に対する業務委託科目の割り振り等、平準化及び研究推進を前提としたカリキュラム編成を可能な限り実施している（根拠資料 6-27、8-22）。また海外及び国内研究・調査等に関する運用規程は令和 4 年 4 月 1 日より規程改定され、現在は「淑徳大学在外研究及び国内研究に関する規程」にて運用されており、2024（令和 6）年度に 1 名の在外研究実績がある（根拠資料 8-23、8-24、8-25）。

評価の基準：8-302

本学では、教職員の研究倫理の確立・向上に努めるとともに研究活動の不正を未然に防止するために、以下のように各種の規程を整備し、かつ教職員、学生に対し研究倫理の遵守を測る取り組みを行っている。

2015（平成 27）年に「淑徳大学における研究活動及び公的研究費の使用に関する行動規範」が学長裁定の形で出され、同時に「淑徳大学公的資金不正防止計画」が策定された。これらに基づき、「淑徳大学研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」が、それまでの関連規程を統合整理する形で制定された。責任体制、管理運営、モニタリング、通報の手順も定めている。さらに、「淑徳大学物品発注・検収取扱要領」で実際の手続きを示している。毎年内部監査として、通常監査と特別監査（物品抽出監査）を実施し、不正防止に努めている（根拠資料 8-26）。また令和 5 年度よりコーポレートカードを導入し、研究者を支払いに関与させない支出方法の導入により不正防止対策を強化している。

研究倫理関連の規程として、大学として「淑徳大学研究倫理規準」を定め、全学に「研究倫理委員会」、各キャンパスに「研究倫理審査委員会」を置き、倫理審査を実施している（根拠資料 8-27、8-28、8-29）。

研究倫理教育に関しては、学部学生に対しては入学時にオリエンテーション内で「淑徳大学学術研究倫理ガイド「研究倫理を知っていますか？」」を配布して説明している（根拠資料 8-30）。教員・大学院生に関しては、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコース「eLCoRE」の受講の他、教員には「公的研究費に係るコンプライアンス研修」の受講を義務化している。さらに研究を開始するにあたり公的研究費取扱要領に定める事項を遵守することが明記された誓約書の提出を求めている（根拠資料 8-31）。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・8-401：研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・8-402：点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

評価の視点：8-401

研究等環境に関わる事項を含め、自己点検・評価のサイクルに準じて自己点検・評価を実施している（根拠資料 2-1）。また、大学として達成すべき施策及び取り組みについて成果の指標を掲げており、教育研究等環境整備に関する各項目の取り組みについて、定期的な進捗や達成状況の確認を行い、取り組みに対する課題等の情報収集及び進捗管理を行っている（根拠資料 1-11）。

評価の視点：8-402

教育研究等環境整備に関する取り組みに関して自己点検・評価の実施、成果指標に対する取り組み状況の進捗確認・報告を通じて、各担当者が現状に対する課題の認識及び今後の改善へと繋げている

具体例として、「第4クール成果指標」にて、科研費申請率および平均採択率、また学内研究助成への申請件数の内、グループ研究の申請数、その他、学術研究助成・学術奨励研究助成、学術出版助成、在外・国内研究助成の申請数について数値目標を掲げており、教育研究支援センターが取組主体となって、研究推進につなげている。2023（令和 5）年度の実績として大学全体での科学研究費の総獲得件数は 84 件、研究費の合計は 50,265,641 円、民間の研究助成財団等からの研究助成金は 3 件、研究費の合計は 1,370,000 円、受託研究費の総獲得件数 4 件、研究費の合計は 943,375 円、共同研究費の総獲得件数 1 件、研究費 90,500 円であった（根拠資料【大学基礎データ】表8）。また同センターでは教育研究開発センターニュースを定期的に発行し、研究を推進するための情報を発信している。また、2024（令和 6）年度は若手の研究者に対して、科研費の研究活動支援スタート支援に申請する人に複数回の添削を行い、1 名の採択があった。科学研究費以外の外部研究費についても担当者間で定期的にとりまとめ、専任教員へ案内を行っている。

その他、直近の取り組みとして、千葉キャンパスでは 2023（令和 5）年度 Google ドメインを全学統一化（有償への切替）を行い Google Classroom の活用等授業のオンライン化の促進、PC教室・自習室等のPC入替を実施、東京キャンパスでは、3号館の改修に伴い、研究設備の整備を行った（根拠資料 8-32、8-33）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

◆長所

学園中期計画に基づき、優先順位をつけながら大規模な改修工事を含めた教育研究環境の整備を継続的に行っている点は長所に挙げられる。例えば東京キャンパスでは、2023（令和 5）年図書館2F ラーニング・コモンズ、2024（令和 6）年 9 号館新設、2024（令和 6）年 3 号館大規模改修等を

行い、教育研究環境の整備を行っている。2024（令和 6）年に、1号館1F 事務部機能を4号館に移転したことに伴い1号館にラーニング・コモンズが新たに設置され、学生の自学自習スペースが増加した。

「情報倫理教育」について、入学時の新入生オリエンテーションから基礎教育科目に至るまで、情報倫理に関する意識を学生に持たせる取り組みが行われている点は評価に値する。これにより、学生が早期に情報倫理の重要性を認識し、学業や将来のキャリアにおいて適切な行動を取るための基礎が築かれている点は評価できる。

研究の支援体制として、学内においては教育研究費のほか、学術研究助成、学術奨励研究助成、研究推進事業、教育改革推進事業といった申請ベースでの獲得機会が豊富である。また、在外研究の制度を整備し、特に若手研究者に対して推進をしている。またこの制度で在外研究を行ったものは、組織内でグループ研究の代表者となることを求めており、組織全体の研究力向上につながる取り組みである。

さらに科研費獲得に関するウェビナーを教員の費用負担なく視聴できる体制を大学全体で構築している。大学全体で若手研究者の育成を目的とした制度が整備されており、制度を活用する教員が増加していることから若手研究者育成や研究活動の推進に繋がっている。

上記に加え、各学部でも独自の研究支援を行っている。たとえば経営学部では、科研費を含む外部競争的資金の積極的な応募、獲得を目指して、年度初めの「学部長所信表明」等において、目標値等を定めて教員への周知をはかってきた（根拠資料 8-34）。例え結果が不採択であっても、応募する姿勢を教員一人ひとりが持つことの重要性を説いており、結果も徐々に表れている。また看護栄養学部では「淑徳大学学術研究助成規程・淑徳大学学術奨励研究助成規程の看護栄養学部での取り扱いに関する申し合わせ」により対象に助教、助手を含めることで、若手研究者育成のための仕組みを整備している。

図書館について、4 キャンパスに図書館を設置し、蔵書検索システムを導入していることに加え、電子ジャーナルやデータベースへのアクセスが充実しており、他大学や国立国会図書館との連携により、幅広い資料へのアクセスが可能となっている。また、十分な座席数の確保、授業開始前からの開館時間設定、ラーニング・コモンズの設置、ノート PC 自動貸出システムの導入など、現代的な学習ニーズに対応した施設づくりを行っている。また、蔵書の内 1994（平成 6）年度に私学助成金の交付を受けて購入した「16-20 世紀イギリス救貧法及び社会福祉の歴史」のコレクションは、エリザベス救貧法（1597 年法）を中核としたイギリスの社会福祉制度・政策の変遷を示す第一級資料である。2003（平成 15）年度の文部科学省「高度情報化推進特別経費、教育学術情報データベース等の開発」補助を受け、その全てを画像によりデータベース化し、国内外の研究者に広く公開している（根拠資料 8-35【ウェブ】）。

◆問題点

教育研究環境全般について、点検・評価の具体的な基準や指標について不明瞭なところがあり、キャンパスや部署間で偏りが生じている部分がある。また、学生や教員からの要望収集の点においてやや不十分であり、設備等の耐用年数などの観点を重視しているのが現状である。具体的には、全学部・研究科の学生が自学自習に自由に利用できるスペースが不足しているため、改善が求められる。

研究環境について、学科によってはカリキュラムの特性により、教員間で担当コマ数に偏りが生じ

てしまっており、研究時間への影響が懸念される。またコマ数の計算や平準化を全学で統一的に主管する部署がなく、部分的に偏りがみられる。また、科研費採択の支援を組織的に行っているものの、特定の学部に限定されたものも多く、また継続的、安定的に採択数が多い状態にあるとは言えない。科研費以外の外部資金の獲得も含め、支援の継続と工夫が求められる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

◆改善・発展方策

キャンパスや部署間の点検評価の基準・指標について統一的な運用を行うために、具体的な評価指標（KPI）を設定し、定量的な評価を実施する。また、キャンパス計画や施設戦略を担う委員会等、全学の施設担当者の連絡会議の設置が必要と考えられる。

教員の担当コマ数の多さ、平準化の問題については、研究専念期間（サバティカル）制度等、集中的な研究時間を確保の検討を行う。また、ティーチング・アシスタント（TA）を拡充し、教員の教育負担を軽減する。加えて、間接経費を研究推進や研究支援に効果的に活用するため、今後教育研究支援センターが中心となって、より研究推進や研究支援に資する形で使用する。また、外部資金獲得の支援体制をさらに充実させていく。

全学部・研究科の学生が自学自習に自由に利用できるスペースが不足している点についても対応が必要であるが、一例として東京キャンパスのラーニング・コモنزの設置等の施設整備を行っており、今後も全学的にこうした努力を継続する必要がある。

◆全体のまとめ

大学の理念に基づく中期計画に沿って、優先順位付けを行い、大規模事業については学園本部の承認を得るなど、計画的かつ体系的な教育研究環境の整備を行っている。一方で、キャンパスや学部独自の取組に留まっている内容も散見されるため、良い取り組みを全学的に広め、偏りをなくしていくための全学的な組織の整備と具体的な活動が求められる。

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
社会連携・社会貢献に関する方針	https://www.shukutoku.ac.jp/university/activities/#anchor02
備考：	

第9章 社会連携・社会貢献（本文）

評価：S

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・9-101：社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・9-102：社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

評価の視点：9-101

大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえ、本学の教職員による教育研究活動の成果について、それらを適切に社会に還元するための「社会連携・社会貢献に関する方針」を定めている。なお、「社会連携・社会貢献に関する方針」については、大学ホームページにおいて広く社会に公表している（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】社会連携・社会貢献に関する方針）。また、「淑徳大学社会貢献の指針」を定め、2025（令和7）年3月にFD・SD研修を実施し、大学の理念の達成に向け、より地域社会の課題に密着した実現可能な取り組みについて注力していく予定である。

本学では、学部・研究科、各種研究所・センター等の附属機関が開学当初から、それぞれ独自に多種多様な社会連携・社会貢献活動を展開してきたが、2005（平成17）年に地域で社会活動を行う学生を大学として支援するために、全学的な地域支援ボランティア活動の統括組織として「淑徳大学地域支援ボランティアセンター」が設置され、更には、2016（平成28）年に全学的な地域連携・産官学連携・公民連携の取組みに関するマネジメント機能を有する「淑徳大学地域連携センター」が設置された。それら2つのセンターは2023（令和5）年に統合され、「淑徳大学地域共生センター」として、社会連携・社会貢献の中核的組織として発展してきた（根拠資料3-10、3-13、3-14）。

以下においては、「淑徳大学地域共生センター」に加え、「淑徳大学社会福祉研究所」「アジア国際社会福祉研究所」「淑徳大学大学院総合福祉研究科附属心理臨床センター」及び「ちば産学官連携プラットフォーム」等の活動を中心にその取り組みについて評価を行う。

（淑徳大学地域共生センター）

地域共生センターは、「淑徳大学地域連携センター」と「淑徳大学地域支援ボランティアセンター」が統合・発展した組織であり、2023（令和5）年に設立された。

前身の1つである、淑徳大学地域連携センターは2016（平成28）年に設置され、全学的な地域連携・産官学連携・公民連携の取組みに関するマネジメント機能を有すると共に、補助金や外部の競争的資金の獲得、共同研究の受託等を行い、大学の知的資産を社会に還元するためのシンクタンク機能を持っていた。また、各キャンパスの地域連携の取組みに関する企画立案・総合調整機能を担っていた。具体的取組みとしては各自治体との包括協定に基づいた共同研究、委託事業の受託業務等がある。また、「地域連携ビジョン」を検討し、組織的な取組みの体制強化に努めるとともに、履修証明プログラム事業の実施による社会人の学び直し教育の推進にも取り組んで行くことを計画しており、それらは地域共生センターの活動へと発展している（根拠資料3-10、3-13、3-14、9-1

【ウェブ】）。

もう一つの淑徳大学地域支援ボランティアセンターは、2005（平成 17）年に地域で社会活動を行う学生を大学として支援するために設立された。大学としての全学的な地域支援ボランティア活動の統括組織であり、「共生の理念と実学教育」を行動化することによって、その実践を教育と社会貢献に資することを目的としていた。主たる事業としては、ボランティア活動を必要とする支援ニーズの把握、ボランティア活動の企画・実施、ボランティア活動の情報発信と広報である。これらの通常のボランティア活動以外の取組みとしては、東日本大震災に関する復興支援活動、認知症サポーター養成研修、地域連携センターとの連携によるキャンパス周辺地域での災害対策対応、東京オリンピック・パラリンピック対応、千葉キャンパス近隣の白旗商店会の白旗七夕まつりや生実町の花火大会などへの協力や種々の募金活動、献血活動推進、学生消防団の結成、各地の地震等の災害支援、石巻市雄勝地区の復興支援などがある。地域支援ボランティアセンターとしての活動及び各キャンパスにおけるボランティア活動については、学生の成長の軌跡として活動報告書にまとめ毎年刊行してきた（根拠資料 3-13、3-14）。地域交流、地域連携事業については、大学全体としては、地域支援ボランティアセンターが責任主体となって実施している学生のボランティア活動支援のほか、キャンパスごとに様々な地域交流・地域連携事業を展開してきた（根拠資料 9-2【ウェブ】）。本学の教育研究活動の成果をこれまで以上に広く社会に発信し、各キャンパスでは地元自治体等との適切な連携体制を作り上げていくために、積極的に包括協定の締結に努めてきた。今後は、これを基盤として本学の教育研究活動の成果をもとに、組織的に社会連携・社会貢献活動を推進していく。なお、包括協定の提携先としては千葉県（千葉市・酒々井町）埼玉県（三芳町・富士見市・和光市・八潮市）東京都（板橋区）茨城県（笠間市）がある。

以上の2つのセンターの活動内容を引継ぎ、全学的な地域共生活動に関する事項を取り扱い、本学の建学の精神「利他共生の理念と実学教育」を行動化し、その実践を通じて教育と社会貢献に資することを目的として、2023（令和 5）年に「淑徳大学地域共生センター」が設置された。地域共生センターでは、こども食堂や児童向けの防災展示教室等キャンパスの置かれている地域の共生活動、東日本大震災復興支援プログラム「パネルシアターキャラバン」や能登半島地震復興支援プログラム「珠洲市復興支援プロジェクト」等の被災した地域の災害復興支援活動等の企画・運営、地域共生活動の情報集約・発信を行っている。

地域共生センターとしての新たな活動として、S-BASIC 正課科目「地域活動と社会貢献」と連動し、「淑徳大学認定プログラム：淑徳大学ともいきリーダー」を展開している。正課科目の単位修得と正課外の体験活動を一定時間実践することで、認定証を発行する流れとしており、実践知を育み、地域社会で活躍する人材育成に寄与している。

大学の知を社会に広く還元する特色のある取組の一環として、淑徳発祥の児童文化財「パネルシアター」をテーマとした「履修証明プログラム」を実施している。パネルシアターの基礎的な知識および技術を習得するとともに、個人の専門分野を活かした探求活動を行うことを目的としたプログラムとしており、2024（令和 6）年度は 13 名の受講生が学んでいる（根拠資料 9-1【ウェブ】）。

（淑徳大学社会福祉研究所）

淑徳大学社会福祉研究所は、総合福祉研究室、研究サポートセンター、発達臨床研究センターの3部門から構成されているが、各部門が社会連携・社会貢献に関わっている（根拠資料 3-3【ウェブ】）。

総合福祉研究室では、2023(令和 5)年度の改組に伴い、ヒューマンケア領域に対する専門職養成のための支援方法であるスーパービジョンを本学の教員を中心に講師として2022(令和 4)年度から「スーパーバイザー養成講座」(通年)を開講、さらに、「公開スーパービジョンセミナー」(2023(令和 5)年度)を開催し、千葉県内外の社会福祉・介護・医療・保育・心理等の専門職、実習指導者が参加し、教育支援を行っている。

研究サポートセンターでは、1997年から4年単位で学内の教員を中心とした研究活動を行っている。近年では、2022(令和 4)年度～2024(令和 6)年度に「ヒューマンケア領域における人材育成とスーパービジョン実践の研究」を実施し、成果を報告している。2023(令和 5)年度には学園調査の一環であるコロナ後の千葉県内の住民を対象とした社会調査を学内外の研究者で組織し、実施。「第1回 淑徳大学・読売新聞共同千葉県調査」として成果を取りまとめ報告し、一部が新聞報道されている。

発達臨床研究センターは、乳幼児および学齢児を対象に発達支援活動及び研究活動を展開している。年間を通じて組織的な治療活動が実践され、開設以来1,800名を超える児童・生徒の支援を行って来た。また、それに必要な独自の教材を多数開発し、ホームページやセミナーで公開していることは特筆すべきである。センターでは千葉市とその周辺地域を中心に、発達支援が必要な幼児25名と就学後の発達フォローを必要とする小・中学生約10名を受け入れ、定期的に通所して来ている。2018(平成 30)年からは、学齢児支援コースを新設し、新たな臨床研究および地域貢献を展開している。また毎年4回のセミナー・講座を行っており、特に夏季のセミナーの開催は42回を数えている。特別支援学校の教員や障がい児福祉施設の職員等の関係者が全国から300名近く参加し、個別指導や集団指導に関する実践的課題について研修を行っている。さらに地元千葉県の教員の研究委託生を受け入れているほか、センタースタッフが各地で講演活動を行っている。

このように、淑徳大学社会福祉研究所は、本学の建学の精神に基づいた、社会福祉の理論と実践の学術的な研究を進めるとともに、学部並びに大学院生の臨床教育の場として有効に機能し、かつその実践的な活動を広く社会に還元している。

(アジア国際社会福祉研究所)

アジア国際社会福祉研究所は、アジア仏教ソーシャルワーク研究並びに国際ソーシャルワーク研究の知見の蓄積を国内外の社会福祉関連学会、社会福祉教育団体に還元している。「仏教ソーシャルワーク探求シリーズ」(和文・英文各11巻)の刊行を始め、多くの研究成果報告書を公開している(根拠資料9-3)。特に、2021(令和 3)年2月18日～19日に開催した第5回淑徳大学アジア国際社会福祉研究所主催国際学術フォーラム「ソーシャルワークのグローバル化に世界のソーシャルワーク研究者は抗う:脱植民地化・土着化・スピリチュアリティ・仏教ソーシャルワーク」(オンライン)は、アフリカ・オセアニア・東南アジア・北米を24時間をつなぎ、各リージョンの参加者たちがそれぞれのキーワードに沿って各国のソーシャルワーク実践、教育の抱える課題を提起し、世界中で進んでいる「ソーシャルワークのグローバル化」への警鐘を鳴らした。コロナ禍で国内外の移動が難しい時期に、世界中からリアルタイム接続者が述べ426人という大掛かりなフォーラムを成功裡に開催した。他にもアジア仏教ソーシャルワークのウェビナー「仏教ソーシャルワークセミナー」(2023(令和 5)年1月25日)、「仏教×SDGs広がれワークショップ」(2023(令和 5)年2月21日)を開催した。国内においては研究員が、「広がれボランティアの輪ネットワーク」国際プロジェクトチームメンバーとしての「全国ボランティアセミナー」での分科会企画、千葉県社会福祉士会有志

による勉強会「福祉道場」の企画協力などに関わっている他、日本ソーシャルワーク教育学校連盟国際委員会、日本ソーシャルワーク学会国際委員会、日本仏教社会福祉学会代表理事として貢献している。海外においては、アジア太平洋ソーシャルワーク教育学校連盟（APASWE）選出理事としても活動している（根拠資料 3-11【ウェブ】）。

（淑徳大学大学院総合福祉研究科附属心理臨床センター）

淑徳大学大学院総合福祉研究科附属心理臨床センターは、臨床心理士養成のための教育実習施設であるが、同時に、心理臨床の実践部門でもあり、地域に開かれた施設として心の悩みや発達上の問題に関する臨床相談等を行う地域貢献活動の場でもある。具体的な事業内容としては、①センター相談指導員、センター研修生や大学院実習生が担当する各種の心理相談と教員によるスーパービジョン、②福祉学や教育学等の、心理臨床隣接領域の専門家向け研修と他専門職との連携、③当センター修了生に対するリカレント教育、臨床心理士受験対策講座、ロールシャッハ等の心理臨床専門職対象の各種講座等であり、センターの研究成果を幅広く公開している（根拠資料 9-4【ウェブ】）。

（ちば産学官連携プラットフォーム）

2018（平成 30）年に設立されたちば産学官連携プラットフォームは、千葉市内とその周辺に所在する大学・短期大学で構成され、「教育」「就職」「学生募集」「生涯学習」「地域支援」の部会を軸に幅広い事業を展開している。本学は設立当初より、基幹校として会長校、運営委員長、事務局長の他、教育活動連携事業部会の幹事校を務め、組織運営の中心を担っている（根拠資料 9-5【ウェブ】）。

この他の社会連携・社会貢献の取り組みとしては、千葉キャンパスにおける「地域連携室」、「淑徳大学アーカイブズ」「書学文化センター」の取り組みがある。地域連携室では、授業開放講座を実施し、大学の教育・研究を広く地域に提供する目的で、本学の学生に開設している正規授業の一部を一般開放している。年齢や学歴を問わずどなたでも受講することができ、生涯学習の一助に、あるいは社会人の学び直しの機会を設けている（根拠資料 9-6【ウェブ】）。また、淑徳大学アーカイブズでは、本学の歴史に関する資料及び日本の社会福祉に関する資料の収集・保存を行うとともに、収集資料の公開や研究・展示等を通じて、本学及び日本の社会福祉の発展に資することを目的としている。展示のテーマは淑徳大学に関することをはじめとして、社会福祉に関するもの、淑徳大学が所在する千葉県に関するものなど多岐にわたり、さまざまな機関や団体、個人のご協力を得て展示をおこない、その成果を地域などに還元している。展示には大学関係者だけでなく、学外の方々も見学に来ていただいている。2023（令和 5）年度は「福祉の先覚者 長谷川良信—良信先生の夢と挑戦—」と題した展示を開催した（根拠資料 9-7【ウェブ】、9-8、9-9、9-10【ウェブ】、9-11）。更に、書学文化センターでは、書学に関する研究を通して、淑徳大学の研究・教育を促進し、社会へ貢献することを目的としており、書道や書道史に関する文献の閲覧・貸し出し、拓本の展示等を行っている。

この他にも各学部において社会連携・社会貢献は行われており、例えば、看護栄養学部では、栄養学科と地域住民が協力し、こども食堂を 2023（令和 5）年度から 12 回/年実施している。また、教育学部では、地域の子ども向け講義やボランティア活動を通じて実践的指導力を育成する子ども

大学や学生が近隣の小学校で学習支援や学校行事の補助を行う教師養成塾が開かれている。更に、地域創生学部は、千葉市、三芳町などと地域創生に関する連携協定を締結し、教育研究と社会貢献活動を実施している。経営学部では、三つの市町村と観光まちづくりに関する協定を締結し、研修や地域交流を実施している。東京キャンパスのある板橋区との連携事業としては、「板橋アートフェスタ」の運営や板橋区教育委員会と連携した中山道板橋宿の研究活動等を進めている（根拠資料 7-52、7-55【ウェブ】、9-12、9-13、9-14）。

評価の視点：9-102

こうした社会貢献・社会連携に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながった事柄としては、以下のようなものがある。

（淑徳大学地域共生センター）

東京キャンパスが立地する前野町では、子どもたちの居場所として期待されるこども食堂が存在せず、地域の課題解決の一助となるべく、2023（令和 5）年 8 月から、地域団体と協働した「まえのふれあいこども食堂」の企画・準備・運営に本学学生が携わっており、月 1 回程度開催している。

被災した地域の災害復興支援活動として、東日本大震災復興支援活動を継続しており、学習支援ボランティア、スタディツアー、パネルシアターキャラバンの三つのプログラムを実施している。復興 10 年の 2021（令和 3）年には、「東日本大震災復興 10 年 TOMOIKI 企画」を開催し、持続可能な地域社会の創生に貢献を続けている。千葉県にキャンパスを有する本学として、東北 3 県に加え、津波被害のあった千葉県旭市にランチサービスやがれきの撤去等のボランティア活動を行った。2019（令和元）年には、房総半島台風での活動として、農家のビニールハウスの解体作業、民家の後片付け、泥かき作業等を行い、3 地域、5 回、延べ 56 人の学生・教職員が現地にて災害ボランティア活動を行った。2024（令和 6）年には、能登半島地震復興支援プロジェクトである「珠洲市復興支援プロジェクト」を立ち上げ、被災された家庭での家財の片づけや、災害ゴミの搬出等、珠洲市災害ボランティアセンターのコーディネートのもと、現在も活動を継続している。2024（令和 6）年 6 月には、参加学生による「能登半島地震復興支援活動報告会」を開催し、活動内容を振り返り、取組を学内外に広く共有した。

千葉キャンパスからほど近い鎌ヶ谷市の安全対策課と鎌ヶ谷市の南部小学校と協働し、「入ると自然と防災に興味をわく教室を小学校に作ろう!」の取組を 2024 年 1 月から 3 月にかけて開催した。小学校の空き教室を利用し、児童向けの防災展示教室の企画・準備・運営に本学学生が携わった。（根拠資料 9-15、9-16【ウェブ】、9-17【ウェブ】、9-18【ウェブ】、9-19【ウェブ】）

（淑徳大学社会福祉研究所）

総合福祉研究室では、地域への社会貢献として市民に向けた企画後援会を年に 1 度開催している。また、ヒューマンケア領域に対する専門職養成のための支援方法であるスーパービジョンを本学の教員を中心に講師として 2022（令和 4）年度から「スーパーバイザー養成講座」を開催、さらに「公開スーパービジョンセミナー」（2023 年度）（参加者 81 名）を開催し、千葉県内外の社会福祉・介護・医療・保育等の専門職、実習指導者が参加し、教育支援を行っている（根拠資料 3-3【ウェブ】）。

研究サポートセンターでは、先述したように、2023（令和 5）年度にコロナ後の千葉県内の住民を対

象とした社会調査を学内外の研究者で組織・実施し、「第1回 淑徳大学・読売新聞共同千葉県調査」として成果を取りまとめ報告し、一部が新聞報道されている（根拠資料 3-3【ウェブ】）。

発達臨床研究センターでは、感覚と運動の高次化理論に基づく療育を実施し、これまで延べ 900 名以上の子どもが療育を受けた。また、特別支援学校、幼稚園・保育園、福祉・療育関係等の現場で働く教職員を対象に、毎年夏と秋の2回の研修セミナー、年間4回のセミナー・講座を継続的に開催し、夏のセミナーは 2023 年に第 48 回を迎えた。千葉県内をはじめ全国からの参加がある（根拠資料 9-20【ウェブ】）。

（アジア国際社会福祉研究所）研究所は、国内においては国際化する日本社会における国境を越える人々の抱える福祉課題を意識化する活動、国外においては、日本国内で唯一の国際ソーシャルワークに特化した研究機関として、日本の社会福祉教育校と海外の研究者・社会福祉専門職教育団体をつなぐハブの役割を果たしている。特に、アジア仏教ソーシャルワーク研究ネットワークのメンバーからは、事務的機能を持つ機関として信頼を持たれており、その信頼関係が国際ソーシャルワーク研究に有機的につながるという利点を持ち活動を続けている。（根拠資料 9-21【ウェブ】）

（淑徳大学大学院総合福祉研究科附属心理臨床センター）

心理臨床センターでは、2023 年、年間延べ 700 件あまりの相談を受けた。個人の相談に加え、家族の相談、心理査定、専門職等へのコンサルテーションを行っている。この中には、近隣の医療機関や教育機関、福祉施設等からの紹介が含まれている。こうした活動により、地域・社会の問題解決に貢献している（根拠資料 9-4【ウェブ】）。

（ちば産学官連携プラットフォーム）

千葉市内の大学・短期大学のプラットフォームの事務局として活動している。千葉市内の各種行事に学生がボランティアとして参加するなど、地域での活動やボランティアの参加のコーディネートを行っている（根拠資料 9-5【ウェブ】）。

この他に、淑徳大学アーカイブズでは、大学や学園に関する文書や資料を収集・保存するだけでなく、貴重な資料の散逸などを防ぐため、学外の諸機関や個人からも資料の寄贈を受け入れている。2023(令和 5)年 2 月には、2023(令和 5)年 3 月に閉校となる福島介護福祉専門学校より「永井文庫」（福島県社会福祉協議会に勤務した永井健二氏が蒐集した福島県をはじめ全国の社会福祉関係資料）14,470 点を受け入れ、公開に向けて準備を進めている（根拠資料 9-22）。

また、看護栄養学部の子ども食堂は、大学周辺地域の共働き世帯の子どもたちへの孤食対策や食育活動に寄与するため、千葉市中央区・松ヶ丘中学校地区・千葉市社会福祉協議会・川戸地区部会・民生委員等と協力して実施している。弁当メニューの企画・開発は栄養学科の教員・学生及び松ヶ丘育成委員会の方が共同で行い、運動会等で弁当を届ける配食サービスを行い、地域に貢献している。地域創生学部では、連携協定を締結している千葉市においては、教員が千葉市子ども若者市役所の事業を受託し、学生とともに、千葉市内に在住・在学の高中生や大学生とのこども・若者の社会参画の取り組みを進めている。また、同じく連携協定を締結している三芳町においても教員が三芳町政策研究所のアドバイザーや小山町の行政アドバイザーとなり、本学部の教育研究資源を社会に還元している（根拠資料 7-52、9-23）。

これらの取り組みは、淑徳大学が地域社会と連携し、教育、研究、社会貢献の全方位で影響を与え続けていることを示している。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・9-201：社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・9-202：点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

評価の視点：9-201

淑徳大学では、学則の第1条第1項に、「淑徳大学は、大乘仏教の精神に基づき、社会福祉の増進と教育とによる人間開発、社会開発に貢献する人材の育成を目的とする。」と謳っている。この目的を踏まえ、教育研究活動の成果を広く社会に還元するために、「淑徳ヴィジョン」のなかに社会との関係を示し、「社会連携・社会貢献に関する方針」を定めている（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】淑徳大学ヴィジョン、【基本情報一覧】【ウェブ】社会連携・社会貢献に関する方針）。2024（令和6）年12月に、「淑徳大学における社会貢献活動の実施に関する指針（案）」が示され、今後は、この指針に従って、社会連携・社会貢献活動の企画・継続について点検・評価が定期的に行われる予定である（根拠資料 9-24、9-25、9-26）。

なお、学部・研究科、各種研究所・センター等の附属機関における、現状やその成果についての点検・評価は次のように実施されている。

（淑徳大学地域共生センター）

大学年報により、定期的な点検・評価を行うとともに、年間の「地域共生センター報告書」を作成している。教職員をはじめ、ステークホルダーへ広くセンターの取り組みを知っていただくことで、活動を振り返り、成果を広く社会へ還元するツールとして活用している（根拠資料 3-10【ウェブ】、3-13、3-14）。

（淑徳大学社会福祉研究所）

2021（令和3）年1月に学長からの諮問を受け、本学の教育組織の発展に伴い、多くのヒューマンケア領域へ人材を輩出している現状に即した改革案を提出し、「発達臨床研究センター」以外の「総合福祉研究室」「共同研究推進室」の事業を見直した。2023（令和5）年度より「総合福祉研究室-スーパービジョン実践・研究部門」「研究サポートセンター」を立ち上げ、紀要「総合福祉研究」を見直し、「社会福祉研究所年報」として、デジタル化した（根拠資料 9-27）。

発達臨床研究センターについては、毎年「発達臨床研究」を発刊しており、2024年4月に「発達臨床研究 第41巻」が刊行された。各種セミナーにおいては、セミナー実施後に参加者へのアンケートを実施し、参加者の評価や要望等をその都度把握している。そして、アンケート結果等を参考に、次回のセミナーを企画している（根拠資料 9-28【ウェブ】）。

（アジア国際社会福祉研究所）

アジア国際社会福祉研究所では、毎年「アジア国際社会福祉研究所 年報」を発刊している。また、

年2回、研究所・運営委員会を開催し、運営委員に加え、顧問の外部委員の方々からも、研究所のあり方や活動について助言を得ている（根拠資料 9-21【ウェブ】）。

（淑徳大学大学院総合福祉研究科附属心理臨床センター）

毎年、心理臨床センターでは、「淑徳心理臨床研究」を発刊している。平成23年度は第21巻を公刊した。月に1回、心理臨床センター運営委員会を開催し、不断に自己点検・評価を行うとともに、公開講座や事例検討会を実施した際には、参加者に対しアンケートを実施し、次回以降の会に反映している（根拠資料 9-29）。

（ちば産学官連携プラットフォーム）

地域産学官連携プラットフォームは毎年度、各事業部会の幹事校が担当部会における「点検・評価報告書」を作成の上、運営委員会と総会で点検・評価を行っている。「点検・評価報告書」はプラットフォームのWEBサイトで公開しており、年1回の活動報告会においても紹介がなされている（根拠資料 9-5【ウェブ】）。

その他に、地域連携室の授業開放講座は、前学期、後学期の終了時期に授業での感想や要望など、教職員を交えて意見交換を実施している。また、参加できなかった受講生を含めアンケート調査を実施し、受講生の感想などを来年度のパンフレットに反映を行うことで、一般の方から身近であることを認識してもらい、来年度以降の参加に繋げるようにしている（根拠資料 9-6【ウェブ】）。また、淑徳大学アーカイブズでは、年2回「淑徳大学アーカイブズ・ニュース」を発行し、アーカイブズの所蔵する資料や日常のアーカイブズの活動の紹介、卒業生へのインタビュー記事やアーカイブズに関する依頼記事などを掲載し、本アーカイブズの活動の成果を紹介するとともに、アーカイブズの普及に努めている。本誌は大学や学園の関係者だけでなく、学外の方もアーカイブズのホームページで閲覧することができ、また本誌を希望する全国の社会福祉施設にも配信を行っている。2023（令和5）年度は第27号と第28号を刊行した。本誌の刊行は、アーカイブズ自身による活動の振り返りとしての役割も果たしている（根拠資料 9-30【ウェブ】、9-31【ウェブ】）。

これらの取り組みは、淑徳大学が地域社会との連携を強化し、教育・研究・社会貢献活動を推進していることを示している。

評価の視点：9-202

点検・評価の結果を活用し、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上への効果的な取り組みとしては以下のようなことがある。なお、2025（令和7）年2月に、先述の「淑徳大学における社会貢献活動の実施に関する指針」に基づくFD研修会を実施するなど、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に積極的に取り組んでいく予定である（根拠資料 9-24、9-25、9-26）。

（淑徳大学地域共生センター）

全学部学生4年次における地域活動実績割合の把握へ向けたアンケート項目の精査を行った。また、展開していく地域共生活動において、近隣組織のニーズ調査・他地域の事例調査・ネットワーク作りを目的とした視察・意見交換を行った。そして、調査結果を踏まえ、「淑徳大学地域共生センタ

ー×52 間の縁側のいしいさん家 夏休み企画 夏のおたのしみ会」等を実施した（根拠資料 3-10、3-14）。

（淑徳大学社会福祉研究所）

「総合福祉研究室-スーパービジョン実践・研究部門」では、大学附属機関として果たせる役割を検討し 2023（令和 5）年度改組の 1 年前にパイロットスタディとして「スーパーバイザー養成プログラム」を行い、ヒューマンケア領域で 20 年以上の実践経験者に対するスーパービジョンを実施し、プログラムについて開発・研究を行った。それらの結果を基に 2023（令和 5）年度からの 3 つのスーパーバイザー養成講座（年 10 回）を開催、2024（令和 6）年度には 4 つのスーパーバイザー養成講座を開催。また、2023（令和 5）年度には、「公開スーパービジョンセミナー」を開催し、ヒューマンケア領域の専門職に講義と模擬グループスーパービジョンを提供した。講座、セミナー共にアンケートを取り、次年度の改善を行っている。さらに、本学社会福祉学科を卒業して専門職に就いて 1～3 年目の卒業生に対して、2022（令和 4）年度から、年 6 回の卒業支援プログラムを開催し、交流会と事例検討、オンラインと対面の方法を活用し、サポートを行っている。2023（令和 5）年度に新設した社会福祉研究所「研究サポートセンター」は、社会福祉等の実践現場と大学を繋ぐ「場」、国内外での共同研究に発展できる「場」として、また、教職員・大学院生への研究サポートを行い研究が活性化するための基盤づくりを目指してスタートした。パイロット事業として 2022（令和 4）年度に 2 度の「研究手法講座」を開催し、研究サポートセンターの事業に対するニーズ把握を行った。2023（令和 5）年度は「研究手法講座」を年 1 回開催。2024（令和 6）年度は、「研究手法講座」を 3 回、大学院生・教員に対する「研究手法演習」（年間）を実施している（根拠資料 9-32、9-33）。

発達臨床研究センターでは、2023 年度、発達障害幼児・学齢児を 49 名受け入れ、一人当たり年間 37～74 回の治療教育活動を行ったが、こうした治療教育活動の一層の充実するため、地域の関連機関とも計画的に連携を図る仕組みについて検討している。また、4 つの研修セミナー・講座を開催し、見学者や研修生を積極的に受け入れてきたが、今後は、発達支援に携わる支援者を対象とした、有料でのスーパーバイズ部門を立ち上げる予定である（根拠資料 2-1）。

（アジア国際社会福祉研究所）

2023 年度科研費基盤研究（B）「アジアにおける国際ソーシャルワーク教育（再）構築のための共同調査研究」（2023～2027 年度）の採択により、研究所として蓄積してきた関連研究活動をふまえて、2 つ、「国際ソーシャルワーク教育」の再構築を目指した活動を推進している。

（淑徳大学大学院総合福祉研究科附属心理臨床センター）

心理臨床センターでは、以前から研修制度を設けており、2023 年度は 28 名が研修生として活動している。こうした制度により、大学院を修了した後もケースを担当することが可能となるとともに、「淑徳心理臨床研究」に修了後の地域における臨床活動について報告がなされている（根拠資料 9-29）。

（ちば産学官連携プラットフォーム）

ちば産学官連携プラットフォームは「ちば産学官連携プラットフォーム中長期計画」と毎年度作成

している「点検・評価報告書」の内容を軸に、次年度の活動内容や予算を盛り込んだ「事業計画書」を作成している。「事業計画書」は「点検・評価報告書」と同様に運営委員会、総会を経て確認がなされる（根拠資料 9-34）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

◆長所

本学の建学の精神は、「利他共生」であり、「他者に生かされ、他者を生かし、共に生きる」という大乘仏教の精神に基づいている。そのため、開学当初から、学部・研究科、各種研究所センター等の附属機関がそれぞれ独自に多種多様な社会連携・社会貢献活動を展開してきた。2006（平成 18）年に地域で社会活動を行う学生を大学として支援するため、全学的な組織として、「淑徳大学地域支援ボランティアセンター」が設置され、2016（平成 28）年に全学的な地域連携・産官学連携・公民連携に関するマネジメント機能を有する「淑徳大学地域連携センター」が設置された。更に、これら2つのセンターは 2023（令和 5）年に統合され、「地域共生センター」として、社会連携・社会貢献の中核的組織として活発に活動している。この他にも、「淑徳大学社会福祉研究所」、「アジア国際社会福祉研究所」、「淑徳大学大学院総合福祉研究科附属心理臨床センター」、「ちば産学官連携プラットフォーム」、各学部等が社会連携・社会貢献に関わる活動を行っている。

◆問題点

元々各キャンパスから独自に展開してきた活動が多いため、全学的に統一した組織としての活動がやや弱かった。2023（令和 5）年に統合された「地域共生センター」は4つのキャンパスに分散していた機能を統一する役割を果たすことが期待されている。また、発達臨床研究センターは、地域における療育の中核施設としての機能とともに、実践的な研究の場、更には、学部並びに大学院生の教育の場としての機能も果たしているが、他の機関においても、社会連携・社会貢献活動を学生の教育と結びつけることが望ましい。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

◆改善・発展方策

各キャンパスでは、地元自治体等との適切な連携体制を築いていくため、積極的に包括協定の締結に努めてきた。今後は、これを基盤として、より組織的に社会連携・社会貢献活動を推進していくことが期待される。

◆全体のまとめ

社会連携・社会貢献については、以前から各学部・キャンパス、研究所などの附属機関において、個々の取組ではあるが、積極的な展開がなされてきた。2023（令和 5）年度に「地域共生センター」を設置し、今後は、全学的に組織的な活動を取りまとめ・支援していくとともに、学生の学修活動の活性化や教員による教育研究活動の成果を社会に還元する活動を推進することを目指している。今後は、「地域共生センター」が重要な役割を担うことになる。また、「淑徳大学社会福祉研究所」、「アジア国際社会福祉研究所」、「淑徳大学大学院総合福祉研究科附属心理臨床センター」、「ちば産学官連携プラットフォーム」等によるさまざまな社会連携・社会貢献が積極的に行われている。

第10章 大学運営・財務(1) 大学運営(基本情報一覧)

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	淑徳大学 大学運営の基本方針	淑徳大学大学運営の基本方針
学長選出・罷免に関する規程	淑徳大学学長選任規程	淑徳大学規程集
役職者の職務権限に関する規程	組織、職制及び分掌規程	淑徳大学規程集
教授会規程	淑徳大学教授会規程	淑徳大学規程集
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	学校法人大乗淑徳学園 情報公開「役員・評議員」	学校法人大乗淑徳学園 情報公開「役員・評議員」 https://www.daijo.shukutoku.ac.jp/accounting/
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	淑徳大学学長選任規程 淑徳大学学長選任規程施行細則	学長候補者選出委員会議事録
職員採用規程	【学園規程】就業規則 第2章	
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	学校法人大乗淑徳学園 決算について 令和4（2022）年度 監事監査報告書	学校法人大乗淑徳学園 決算について 令和4（2022）年度 監事監査報告書 https://www.daijo.shukutoku.ac.jp/finance/settlement_r4/
事業報告書	学校法人大乗淑徳学園 決算について 令和4（2022）年度 事業報告書	学校法人大乗淑徳学園 決算について 令和4（2022）年度 事業報告書 https://www.daijo.shukutoku.ac.jp/finance/settlement_r4/
備考：		

第10章 大学運営・財務(1) 大学運営(本文)

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・10-101：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・10-102：関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・10-103：法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

評価の視点：10-101

毎年4月の全教員会では、「淑徳大学 大学運営の基本方針」（学長方針）を学長が全教職員に説明、学長のリーダーシップのもと、本学のビジョンや中期事業計画を実現するために、大学としての方針について、全教員会や大学特別研修会、学長配信動画等において、教職員で共有している（根拠資料【基本情報一覧】淑徳大学 大学運営の基本方針、10-1、10-2、10-3）。

また、今期中期事業計画（第4クール、2023年度～2027年度）では教育、研究、学生支援、社会連携・社会貢献、大学運営、財務戦略、教育研究等環境の7つのカテゴリーに分けて各基本方針及び重点施策を設定し、大学の全ての本務教職員がいつでも閲覧できるように全学共有フォルダに格納している。

評価の視点：10-102

これまで述べてきた関係法令や大学運営の方針に基づき、本学では下記のような大学運営組織を整備している。

学長等の役職者の選任方法と権限については、「寄附行為」「淑徳大学学長選任規程」「組織、職制及び分掌規程」等に定めており、学長の選任については「学長候補者選出委員会」が学長候補者を選出し、理事長に報告、理事長は理事会の議を経て学長を任命することとなっている（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】大乘淑徳学園寄附行為、【基本情報一覧】淑徳大学学長選任規程、10-4）。学長以外の大学の管理運営に従事する者の選任に関する規程等は根拠資料の通りであるが、候補者の選考委員会を組織し、教学側の意向が明確に反映されている（根拠資料10-5）。本学では、学長の任期満了に伴い、2024（令和6）年度に規程に則った手続を経て、「学長候補者選出委員会」で学長候補者の選出が行われ、委員会の報告をもって2024（令和6）年度11月理事会で承認され、理事長より学長が任命された（根拠資料【基本情報一覧】淑徳大学学長選任規程、10-6、10-7）。

教授会等の組織の権限と役割については、「淑徳大学学則」「淑徳大学教授会規程」に明文化しており、2015（平成27）年の「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」及びそ

れに基づく、「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴い、学長による意思決定や執行の整備、学長との関係を含む教授会の役割の明確化を明示した。

大学における学長の意思決定に関わる組織としては「大学協議会」がある。各学部の学部長のもとに「学部運営協議会」が、各学部には「教授会」を置いている。これらの組織は、「淑徳大学学則」にその設置が定められ、「淑徳大学大学協議会規程」、各「学部運営協議会規程」および各学部「教授会規程」において、それぞれの権限と責任を明確化している（根拠資料【基本情報】淑徳大学学則、【基本情報一覧】淑徳大学教授会規程、10-8、10-9）。大学院においては研究科に研究科委員会を置いており、「淑徳大学大学院学則」にその設置が定められ、権限と責任を明確化している。（根拠資料【基本情報】淑徳大学大学院学則）

評価の視点：10-103

学校法人における意思決定は「寄附行為」の定めにより「理事会」が行い、理事長が法人を代表している。「評議員会」についても同様に、「寄附行為」においてその審議事項が規定されている（根拠資料【基本情報一覧】大乘淑徳学園寄附行為）。意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能について、法人に常勤監事を置き、学園規程「監事監査規程」に基づき、適正な監査等を行っているほか、内部統制を確かなものとするため、理事長のもとに「内部監査室」を置き対応している（根拠資料 10-10、10-50）。

加えて、本学園では、私立大学としての使命を果たし、自律的なガバナンスを確保することを目的とし、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンスコード」を規範に、2020（令和 2）年 4 月「淑徳大学・淑徳大学短期大学部ガバナンスコード」を策定した（根拠資料 10-11【ウェブ】）。このなかで、理事、理事会、監事、評議員会等の権限・役割を明示しており、ガバナンスコードの適合状況について点検を行い、遵守状況を毎年ホームページに公表している（根拠資料 10-12、10-13）。2023（令和 5）年度においても、すべての策定項目を遵守できており、この結果は、2023（令和 5）年 9 月度の常務会に付議、理事会報告のうえ、学園ホームページに公表している。法人の危機対応に関しては、学園規程「大乘淑徳学園危機管理規程」に基づき、法人全体の危機管理体制を整備しているほか、2025（令和 7）年の私立学校法の改正に合わせて、今後も各種規程やガバナンスコード等の見直しを迅速に行う（根拠資料 10-14）。

大学運営上のリスクマネジメントとして、2021（令和 3）年度にリスクマネジメント体制の整備を行い、「大学安全対策本部」や「キャンパス安全対策実施本部」といった組織体制と構成員、対応事項、学園本部への連絡体制等を定め、大学全体として迅速に対処できるようにしている（根拠資料 10-15）。合わせて、2022（令和 4）年度から、防災訓練、ハラスメント防止研修会、緊急連絡網の訓練の実施について、大学全体として実施計画をまとめ、大規模災害等や様々なリスクに対する確に対処する体制を整備している（根拠資料 10-16）。

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

・10-201：予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

評価の視点：10-201

本学園の各年度の予算編成は、下記の手順により行っている（根拠資料 10-17、10-18、10-19、10-20）。

9月 法人より、予算編成方針及び予算編成要領の明示

大学において、上記方針や中期事業計画を踏まえ単年度事業計画及び予算原案を作成

11月 大学が学内調整のうえ、法人に事業計画及び予算原案を提出

1月 予算折衝

3月 常務会にて審議、理事会・評議員会にて審議・決議

4月 各部門で予算執行開始

予算編成については、学園本部経営企画部が大学を含めた学園全体の取りまとめを行っており、各部門の担当者は予算編成担当者説明会により「編成方針」と「編成要領」を十分に理解する機会が設定されている（根拠資料 10-21）。学園中期計画や認証評価結果を踏まえた事業計画の実現に向け、進捗状況・実績や社会情勢、環境変化を踏まえて単年度予算及び事業計画書を作成しており、適正な手続で編成されている。

予算執行については、「経理規程」及び「予算規程」に基づき、経理単位に経理責任者を置き、経理責任者が各部門の予算執行責任者となり、執行権限者の承認のもと適切な執行がなされている（根拠資料 10-22）。日常的な予算管理および執行は、会計システムを使用している。予算残高や執行明細等の各種照会等、同システムの機能を活用し、執行権限者の定めに沿った予算執行の承認・決裁、予算額を超える支出の防止を行っている。執行処理を平準化するため、学園本部で作成している操作マニュアルが全職員に周知され、適切な予算執行の処理が行われている（根拠資料 10-23）。また、「監事監査規程」、「内部監査実施規程」に基づき、後述する監事による監査、監査法人による会計監査、内部監査を行うことにより、予算の適切執行の確認を行っている。学園ホームページに「事業報告書」「計算書類」「財産目録」「監事監査報告書」「資金収支計算書推移表」「貸借対照表推移表・財務比率」などを公開することで予算執行における透明性を確保している（根拠資料 10-24【ウェブ】）。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・10-301：大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・10-302：大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・10-303：必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・10-304：職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・10-305：大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

評価の視点：10-301

法人・大学の運営にかかわる組織については、「組織、職制及び分掌規程」において、学園全体の組織、教職員等の分掌、大乘淑徳学園事務組織図を定めている（根拠資料 10-25）。大学においては、「淑徳大学学則」「組織図」において、適正な組織及び人員の配置を規定しており、「中長期人事計画（目標）」に基づいて人員計画が立案されている（根拠資料 10-26）。また教育研究上の基本組織として、大学ホームページに最新の「組織図」公開している（根拠資料 2-2【ウェブ】）。

なお、組織の改編については「大学協議会」にて審議がなされ、毎年度4月の「学長方針」にて大学運営体制として全教職員に共有されている。2023（令和 5）年度には、大学運営の重要事項に関して企画、調整、推進を図ることを目的とし、既存の組織であった大学改革室と大学事務部等の組織が統合する形で、学長室が設置された。（根拠資料 10-27、10-28、10-29）。学長室は、学長の円滑な大学運営を補佐するため東京キャンパスに設置されており、今後、大学委員会や全学的な業務を調整し、全学的な政策課題や運営上の課題の解決に向け、効果的にその職務を担うことが求められる。さらに、2024（令和 6）年度には、中期事業計画の実現と留学支援体制の強化を目的とし、既存の国際交流センター事務室と別科事務室が併合して、留学支援室となった。また同年、内部質保証推進システムの強化と恒常的な自己点検・評価活動の支援を目的とした評価・IR 室が新設された（根拠資料 2-2【ウェブ】、10-28、10-30）。このように学内外の課題や、「淑徳ヴィジョン」の実現に向けて、必要に応じ組織改編、新設等を行い、組織体制の変更については全教員会で「学長方針」の説明時に全教職員に共有している（根拠資料 10-2）。

評価の視点：10-302

教員・職員の協働、連携について、第6章に述べているように、大学の重要事項を審議する「大学協議会」においては、職員が構成員として参画しているほか、各部門の常設委員会においても教員と職員で構成されており、随時、意見交換を行いながら、実質的な教職協働が実践されている（根拠資料 10-8、10-31）。常設委員会では、委員会に関する事務担当を職員として定めているものの、議論のなかでは教職の別なく、審議、報告、提案がなされている（根拠資料 7-35、10-32）。また、学内外の環境変化や課題に応じ、毎年教職協働型のプロジェクトが設置され、課題解決に向けた検討や提案が進められている（根拠資料 10-33、10-34）。入学試験やオープンキャンパス、学園祭等の全学的な行事においても、教員と職員の両者で業務を分担し、円滑な実施に向けて協働する体

制となっている（根拠資料 10-35、10-36）。学長のリーダーシップの下に教育改革を推進する為、優れた教育改革や教育改善事業を対象に助成費の交付を行い、教育の質の向上を図ることを目的とした「教育改革推進事業」では、教員もしくは職員のみ応募も可能であるが、教職協働の採択実績もある。（根拠資料 8-18、10-37、10-38）。このように、本学では教員と職員が協働・連携して大学運営を行っている。

評価の視点：10-303

専門的な知識及び技能を有する職員の配置について、学生相談、キャリア支援等、学生支援業務においては、臨床心理士やキャリアカウンセラーを配置し専門的な立場から学生の支援業務を行っている。また、第7章に述べているように、「淑徳大学ヴィジョン」の重点施策であるキャンパスソーシャルワーカーの配置について、体制の整備を行った。高度化、専門化、多様化する業務に対応できるよう、専門性の高い職員の育成については、「事務職員自己啓発支援規程」に基づき、学園が指定する講座や大学院、資格取得に関わる費用の一部を学園が負担し、SD支援につなげている（根拠資料 10-39、10-40）。体系的なSDや外部研修等のプログラムは学園本部が担っており、「事務職員 人事基本理念」に基づき「学園が期待する専任事務職員像」を明らかにしている（根拠資料 10-41）。なお、社会における私学に影響を及ぼす環境、若者を中心とした働き方への意識等、様々なものが変化中、学園においても求める人財の在り方や職員自身の働き方・キャリアへの考え方、更に上司と部下の関係性などに変化が生じていることから2025（令和7）年度に向けて、新たな人事制度への見直しを行っている（根拠資料 10-42）。新制度では、職員としての職務の高度化、専門化に対応できる人財を育成するため、複線型のキャリアパスとして「エキスパート職」を設定し対応を検討している。現在はアドミッションオフィサーやキャリア支援専門職員等を想定しているが、その先として、管理運営上の課題と照らし合わせながら、プロフェッショナル職として、IRer、第3の職種と呼ばれる URA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）、国際業務担当等、教育研究活動の専門的支援が出来る専門職の採用も検討をしていく予定である。

評価の視点：10-304

職員の採用は、学園本部が専任職員の採用業務を行っており、大学を含むそれぞれの人事計画に基づいて人員が配置されている。任期付きの特任職員や臨時職員、派遣職員の配置については各キャンパスの組織事情を踏まえて配置している。専任職員に対しては学園が期待する専任職員に成長させる人事制度を取り入れている。人事制度に定められた等級ごとに必要な能力（職能資格）を明確にし、その能力を持ち得たかを評価するものである。職能資格制度を中核に据え、職能を身に付けさせるために「人事評価制度」「異動・配置制度（業務経験）」「給与制度（処遇反映）」「教育訓練制度」を行うというトータル人事制度の体系をとっている。毎年度末に行われる人事評価は、部門内合議を経て事務職員人事委員会にて評価が確定し、その後、被評価者に対してフィードバック面談を実施しており、適正に運用を行っている（根拠資料 10-41）。

この人事制度は前述のとおり、2025（令和7）年度から新たな制度に変更される予定である。新人事制度では、これまでのゼネラリストを育成する単線型のキャリアパスから複線型のキャリアパスに変更し、事務組織における役割を明確にするため、スタッフ職、リーダー職・マネジメント職、エキスパート職の4つの職群を新たに設定する予定である。特定分野で力を発揮できる職員をエキスパート職として区分することで、職責と役割の違いを明瞭化することが目的である（根拠資料 10-42）。

職員の採用における課題は、内定辞退や早期離職等により人員計画数を確保できない点を改善することであり、そのためには前述のとおり、SD や育成の指針、学園の求める人材像を明確に定め、求職者とのミスマッチを防ぐ必要がある。入職後には建学の精神の理解を深める機会やキャリアアップのための研修の設定、そして新人事制度による納得度の高い人事評価など、エンゲージメントを高める取り組みが求められる。

評価の視点：10-305

教職員のスタッフ・ディベロップメント(SD) 活動について、本学では大学教育向上委員会が主体となり、3か年の FD・SD 計画を策定し、組織的、計画的な取組として、教職員の資質向上を図っている(根拠資料 10-43)。2023(令和 5)年度では、全教職員を対象に年に3回の大学特別研修会を開催し、教職協働の SD に臨み同じ課題を共有している。そのほかに学長室が主催する新任教職員研修、若手事務職員を対象とした階層別研修等を実施し、大学運営の基礎知識の習得や通常業務の課題解決力を養う機会を設定している(根拠資料 10-44、10-45)。これらの研修で取り扱うテーマにおいては、アンケートにおいて意見収集を行い、その時々課題や受講者の必要性に応じたテーマを取り扱うようにしている。

また、2021(令和 3)年度 5月の学部長会議より、各キャンパスの特色ある業務や教育活動等を全学的に紹介し、「チーム淑徳」の実現に向けて本学の強みを明らかにしていくため、「業務・教育実践紹介」という動画配信が行われている(根拠資料 10-46)。担当副学長の支援のもと、2024(令和 6)年度現在までに 40 事例が学部長会議・大学協議会(2023(令和 5)年度以降)で配信され、翌年度に1年間の紹介内容をカタログとしてまとめ、大学協議会で周知している。これらの実践紹介の場により、担当教職員のプレゼンテーション能力の向上や、日常課題を整理し、抽出する SD の機会となっており、会議構成員にとってはそのような現場の課題や取組を知り、大学運営につなげる機会となっている。

学園本部において、職能・職位に応じた体系的な研修制度を整備しており、学校法人職員としての資質向上につなげている(根拠資料 10-47)。近年の取組として、各種業務別入門研修(e ラーニング)による知識習得や、管理職研修などを実施している。それら研修の受講履歴は、タレントマネジメントシステムを活用して一元管理をしている。今後は様々な人事情報を集約・蓄積・分析し人事戦略を進めることとしている。なお、研修の講師は外部講師を招聘して実施するものもあるが、内製化による講師を立てての実施も行っている。受講者だけでなく講師のスキルアップに繋がるものとなっている。

事務組織において若手人材の育成が喫緊の課題であり、その対応策として令和 2 年度から OJT の強化を目的に「1on1 ミーティング」の研修を実施している。令和 6 年度からは、これまでの研修で得られたナレッジを基に独自のマニュアルを作成して「1on1 ミーティング」を制度化している。上司と部下の良好なコミュニケーションを促し、部下を育成する風土の醸成を更に強化していく(根拠資料 10-48、10-49)。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

・10-401：監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと

内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

- ・10-402：大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・10-403：点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

評価の視点：10-401

監事による監査は、「監事監査規程」に基づき、毎年度の監査計画により実施されており、学部長をはじめとした教職員からのヒアリングや資料確認等により適切に行われている。内部監査については、「内部監査規程」に基づき、年度のはじめに提示される監査年次計画と実施計画に基づく業務監査と財産監査が適切に実施されており、内部監査結果は学校法人内で共有され、日常の業務にフィードバックする仕組みが整っている。監査法人による監査は内部監査と同様にキャンパス別に実施され、各業務フローの確認等による内部統制の状況の把握や各種証憑類や固定資産等の実査等による監査が行われている。併せて、先の監査で指摘のあった事項の是正状況の確認も確実に行われており、改善・向上の仕組みが整っている。また、各キャンパスの事務責任者からの概況ヒアリングにより、学生募集や施設環境等、各キャンパスが抱える課題を共有している。これらの監査は年に1度、情報共有や意見交換を行い、三様監査として連携することで、効率的な監査が行われている（根拠資料【基本情報一覧】【ウェブ】監事監査法人又は公認会計士による監査報告書、10-10、10-50）。

評価の視点：10-402

内部質保証推進委員長は、「内部質保証に関する方針」及び「淑徳大学自己点検・評価の指針」に則り、大学自己点検・評価委員会に点検・評価活動を依頼している。大学自己点検・評価委員会は、内部質保証の適切性について各基準と照らし、本学の組織体制・規程等の点検・評価により、改善・向上に結び付けることを目的に現状把握を行い、内部質保証委員長に報告している（根拠資料【基本情報一覧】淑徳大学 自己点検・評価の指針（2024年度版）。プロジェクトの草案を受けて策定された2023（令和5）年度から2027（令和9）年度の第4クール成果指標については、その計画を実現可能なものとするために、半期ごとに進捗状況の確認がなされている（根拠資料 1-11）。成果指標の取組点検については、「大学自己点検・評価委員会」が各キャンパス等の主体組織への連絡、取りまとめを行い、「内部質保証推進委員会」が、その取組点検結果を検証し、改善課題を抽出するとともに翌年度の成果指標へ反映される流れとなっている。

評価の視点：10-403

2023（令和5）年度の取組点検の結果、2024（令和6）年度では、策定当初、学長室が一時的に担っていた関連成果指標が、新設の留学生別科や評価・IR室といった適切な主体組織へ変更された。また、第1章にも述べているように2023（令和5）年度の取組点検結果の改善課題として全学的なアンケートの結果をふまえ、第4クール成果指標の「達成度評価基準」および評価実施年度の策定を行った（根拠資料 1-5、1-6）。このように、点検・評価結果を活用し、大学運営にかかる組織や事項の改善につなげており、今後も、適切な主体組織が推進力となって、指標を一つの目標として、ビジョンの実現に向けた具体的な計画に落とし込んでいくことを行っていく。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

◆長所

各種委員会、プロジェクト等に関して、教職協働体制が強化され、学内において活発に意見が交わされている。

若手職員を対象とした階層別研修や、「業務・教育実践紹介」の動画配信においては、職員が研修講師やプレゼンテーション担当を務めることで、構成員の日常的な課題解決や業務意欲向上を図るとともに、職員の課題解決能力、プレゼンテーション能力の向上、キャンパスや部署を超えた有機的なコミュニケーションの促進に繋がっている。

◆問題点

学内プロジェクトやワーキンググループについて、成長実感に繋がる機会やその後の日常業務のコミュニケーションを促進する機会になっているものの、全学的な取り決めがなく、選出されるメンバーが限定的になっており、特定の教職員の負担が集中してしまうことは、改善すべき課題である。

各種SDや階層別研修は多く実施されているものの、「学園が期待する専任事務職員像」を大学独自に落とし込み、高等教育政策や時代背景に合わせたSD指針の策定や学園本部と連携した大学職員としての研修制度を整理することが必要である。また、SDのなかには教員も含まれるため、例えば、高等教育政策を理解し大学の政策を策定する役割、第2・4章にも述べているような学位プログラムの責任を担うカリキュラムコーディネーターとしての役割といったように、教員と職員の両者において大学上級管理職や中級管理職の人材育成やその育成のためのサポート体制を整えていくことが求められる。

近年の高等教育における女性の活躍等を含むダイバーシティ&インクルージョンの課題について、「学校法人大乗淑徳学園 ダイバーシティ&インクルージョン基本方針」が策定されており、この方針に基づき、淑徳大学として、「淑徳大学ヴィジョン」へ反映する等、大学運営の側面からも先進的な取組の実施を検討していく必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

◆改善・発展方策

プロジェクト管理を行う担当組織や規程等を定め組織的な整備を行うとともに、トップダウン型のプロジェクト企画だけでなく、各部門や組織からの企画を受け付けるボトムアップ型のプロジェクト提案の仕組みを整備することが必要である。

その際、プロジェクトメンバーに対し、委嘱状等の手続きをとって通常業務のエフォート管理や人事制度と連関させ、大学職員の職能開発や組織開発といった目的に照らし合わせたプロジェクトの管理運営体制を整備していくことが望まれる。

大学の運営に関わる各種方針のなかで「大学として求める教員像」だけでなく「淑徳大学 SD の指針」等を策定し、大学としての SD や OJT 等を体系的な指針として定め、その指針や職員像に照らした育成、配置といった SD 推進体制の整備を強化していく。既存の自己啓発支援制度や研修機会を「研修ガイド」等にまとめわかりやすく学内外に周知し、大学運営を担う教職員の育成や SD の体系的な整備を実現する。

本学の建学の精神や法人の基本方針、既存の「淑徳大学ヴィジョン」に照らし合わせ、「淑徳大学 D&I の方針」等を新たに策定し、大学運営の側面から多様化する学生や教職員をどのように包摂するかの方針を明確にしたうえで、具体的な KPI による組織的な対応を行う。

◆全体のまとめ

本学は 2013（平成 25）年度に策定した「淑徳大学ヴィジョン」に基づいた大学運営を行っており、現在は第4クールの2年目を迎えている。併せて 2016（平成 27）年度に策定された「学園ブランドデザイン」に基づく中期事業計画が、各年度の事業計画へと具体化され、毎年度の予算と連動している。学内構成員には、全教員会の「学長方針」をはじめ、大学特別研修会を通して、大学の方針を共有している。大学運営に関しては、役職者や教授会の役割と権限等を明確化し、2020（令和 2）年度には「淑徳大学・淑徳大学短期大学部ガバナンス・コード」を策定、適切なガバナンスを遵守している。予算の編成にあたっては、そのプロセスや役割を明確にして適切な編成、執行が行われている。大学組織に必要な組織や人員配置については、「淑徳大学学則」「組織図」等に基づき整備がされており、ヴィジョンや中期計画を実現するために機動的な組織改編を行っている。

以上のことから、大学の理念・目的や大学の将来等を見据えたヴィジョンや中期計画を実現するための大学運営方針を明示・周知し、適切な大学運営のための規程整備や権限・役割の明確化を行っているといえる。そして、大学の課題に柔軟に対応できるよう必要に応じて事務組織を改編し、教職協働や SD の推進、定期的な点検・評価により、大学運営を効果的かつ効率的に行っていると判断できる。

第10章 大学運営・財務(2) 財務(基本情報一覧)

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
<私立大学>	
財務計算書類（6カ年分）	R1 計算書類 R2 計算書類 R3 計算書類 R4 計算書類 R5 計算書類 ※R6 年分は、会計監査終了後（2025年春頃）提出予定
財産目録	R5 年分は学園 HP に掲載 ※R6 年分は、会計監査終了後（2025年春頃）提出予定
事業報告書	令和5年度事業計画書 令和5年度事業計画書（変更） 令和5年度事業計画書（第二次変更） 令和6年度事業計画書 令和6年度事業計画書（変更）
監事による監査報告書（6カ年分）	R1 監事による監査報告書 R2 監事による監査報告書 R3 監事による監査報告書 R4 監事による監査報告書 R5 監事による監査報告書 ※R6 年分は、会計監査終了後（2025年春頃）提出予定
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	R1 監査法人又は公認会計士による監査報告書 R2 監査法人又は公認会計士による監査報告書 R3 監査法人又は公認会計士による監査報告書 R4 監査法人又は公認会計士による監査報告書 R5 監査法人又は公認会計士による監査報告書 ※R6 年分は、会計監査終了後（2025年春頃）提出予定
備考：	

第10章 大学運営・財務(2) 財務(本文)

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・10-501：具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあっているか。
- ・10-502：財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

評価の視点：10-501

本法人では、幼稚園から大学院までの総合学園として、教育研究活動の充実を図るべく、各年度の中期計画を策定し、各年度の事業計画に沿って財務運営を行っており、具体的な数値目標を明示している。大学の手続きも法人と同様であり、評価の視点：10-201にあるように、中期事業計画と連動した財政計画を策定している。

評価の視点：10-502

大学全体の財務関係指標は下記の通り確認がなされている（根拠資料【大学基礎データ】表10・表11）。

① 事業活動収支計算書関係比率（大学）

指標	財政指標	2023(令和5)年度 決算	算出式
人件費比率	50%未満	44.5%	人件費÷経常収入
教育研究費比率	—	37.5%	教育研究費÷経常収入
管理経費比率	—	14.5%	管理経費÷経常収入
事業活動収支差額比率	5%	3.1%	基本金組入前当年度収支差額÷事業活動収入
基本金組入後収支比率	—	85.4%	事業活動支出÷事業活動収入-基本金組入額
学生生徒等納付金比率	—	83.1%	学生生徒等納付金÷経常収入
基本金組入率	—	-13.4%	基本金組入額÷事業活動収入
減価償却額比率	—	12.4%	減価償却額÷経常支出
経常収支差額比率	—	3.4%	経常収支差額÷経常収入

② 貸借対照表関係比率等

指標	財政指標	2023(令和5)年度決算	算出式
法人全体の純資産(円)	—	93,093,764,816	基本金+繰越収支差額
純資産構成比率	—	94.5%	純資産÷総負債+純資産
流動比率	—	291.8%	流動資産÷流動負債
総負債比率	—	5.5%	総負債÷総資産

現在、大学は中期計画の段階から、財務関係比率に関する明確な目標を設定している。具体的には、人件費比率を50%未満、事業活動収支差額比率を5%の2つの項目である。また、財務関係比率ではないが、定員充足率を合わせ、この3つの項目を重視し、健全な大学運営の確保に当たっている。これにより「定員で管理運営できる収支構造」を実現している。

2023(令和5)年度は、新学部、新学科の新設及び経営学部のキャンパス移転と定員増を実現したスタートの年となった。その結果、人件費比率は目標をクリアしたが、事業活動収支差額比率は目標を達成することはできなかった。改組後完成年度2026(令和8)年度まで年次進行で定員が増えていく見込みではあるが、収支差額目標を達成するために、新たに法人と大学が一体となった大学収支改善プロジェクトを立ち上げ検討を開始している(根拠資料10-33)。なお、貸借対照表関係比率は高い水準にあり、短期的・長期的いずれも財務は健全な状態を維持している。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・10-601：教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・10-602：授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

評価の視点：10-601

本学では、2022年度短期大学部の募集停止を行い、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の就学及び就業の促進に関する法律」「特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制」(特定地域内学部収容定員増加の抑制)の例外事項に該当する「スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置」に基づき、2023(令和5)年度より短期大学部のあった東京キャンパスに人文学部人間科学科を新設、埼玉キャンパスにあった経営学部を東京キャンパスに移転し、埼玉キャンパスに新たな地域創生学部を新設するなど大幅な改組を行った。改組に合わせ、「S-BASIC(全学共通基礎教育科目)」を開設し、4キャンパス共通の基礎教育科目の設置によるカリキュラムの見直し等により適正な教員配置を模索するとともに、教育研究活動の充実と財政確保の両立に向けて全学的に機動的な教育改革、組織改革を行った。「中期計画書<<事業計画>>」にも2023(令和5)年度「新生淑徳大学」の実行を最重要課題として掲げており、財政基盤安定の計画として、「学生生徒数確保の見通し」、「適正な教職員体制の確立」、「基本金組み入れ前当年度差額比率目標確保について」を具体的に明示している。その結果、収容定員を満たしていない学部への対応については、第5章に述べているように、2022(令和4)年度から、広報の体制強化に関する

事項を担当する副学長を置き（根拠資料 10-51）、2023（令和 5）年度に教育学部の定員確保に向けた人材育成プロジェクトや、募集戦略検討会議を立ち上げ（根拠資料 5-18、10-52）、探究学習型入試、地域創生人材入試といった特色のある入試制度への改革等、定員確保への組織的な対応を行っている。併せて広報活動の強化や学生が参画する広報活動スタッフ、アドミッションスタッフ等の学生が参画する取組を充実させ、先輩学生の活躍によって入学志願者に入学後のイメージをもって本学を志願してもらうような施策を対応している（根拠資料 10-35、10-53【ウェブ】）。

このように、本学の質の高い教育研究活動を永続的に維持することを目的とした財政基盤の安定のため、不断の教育改革や社会情勢に応じた組織改編、収容定員確保のためのプロジェクトの企画等を組織的に対応することで、入学定員の確保に努めている。

評価の視点：10-602

外部資金の獲得については、中期計画に目標値を掲げ、私立大学等改革総合支援事業タイプ1及び3の獲得を始め、組織的な取り組みの一つとなっている。「科学研究費補助金」をはじめとした学外研究費の獲得状況については「大学基礎データ表8」のとおり、微増傾向にあり、第 8 章に述べたように、「淑徳大学教育研究支援センター」が研究支援を行い、申請率や採択率の向上を促進している（根拠資料【大学基礎データ】表8）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

◆長所

財政基盤の対外的な評価としては、日本私立大学振興・共済事業団の財務に関する定量的な「経営判断指標」において、正常状態の「A ランク」を継続している。

また、外部資金の獲得という点では、私立大学等改革総合支援事業タイプ 1 は 2014（平成 26）年から 11 年連続で採択、同タイプ 3 は 2018（平成 30）年から 7 年連続で採択される等、納付金収入以外の収入の獲得に向けて、全学で取り組み成果を上げていることは長所と言える。

◆問題点

事業活動収入に占める学生生徒等納付金収入の比率が 2023（令和 5）年度では 83.1%となり、このような収入構造において、入学定員の確保が必須である。2023（令和 5）年度の改組を行っているが、第 5 章で述べているように収容定員が未充足である学部・学科について、募集入試部署だけでなく、引き続き全学的な方策の検討が求められる。

同時に、財政基盤の安定を継続するために、今後、外部資金や寄付金等の獲得により収入の多様化を図っていくことが必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

◆改善・発展方策

学生生徒等納付金比率は 80%を上回らない等の具体的な財政指標や方針を定め、恒常的な経費削減や収入の多様化を図りつつ、教育研究活動の持続性を担保できる財政運営を行っていく。

外部研究費の獲得については、第 8 章に重ねて、教員の研究時間の確保のために組織的な対応が必要であり、コマ数の平準化や管理運営業務の効率化、軽減化、専門性を持った職員の業務範囲の拡充等の施策を検討することが望まれる。

◆全体のまとめ

大学の安定的な教育研究活動を維持するため、中期計画に財務戦略として、具体的な指針を反映させている。外部資金の獲得や収益事業の検討等、収入源の多様化が課題であり、今後は学生納付金に過度に依存しない取組が求められる。大学の財務指標として、人件費比率を 50%未満、事業活動収支差額比率を 5%にすることを目標値としており、中期計画と連動しながら改組後の完成年度に向けた点検を継続していくことで、財務体質の改善を図っていく。日本私立大学振興・共済事業団の財務に関する定量的な「経営判断指標」においても、正常状態の A ランクとなっている。以上のことから、本学では教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると言える。

終章

第3期の認証評価を受審したのち、本学は、教育・研究・管理運営等に関する自己点検・評価の目標や成果指標を自ら定め、その目標を達成するため、日々活動を実施してきた。今回、大学基準協会による第4期の大学評価を受審するにあたり、同協会の大学基準や点検・評価項目に従って、改めて本学が取り組んでいる教育研究活動等全般にわたり自己点検・評価を行なった。すなわち、本学を構成する学部や学科、大学院研究科や専攻について、また研究所等の附属機関を含め、大学全体の教育研究活動等の実情を調査し、更には、関係資料等を収集することを通じ、点検・評価を実施した。その過程で、それぞれの部署が積極的に教育研究活動等に取り組むとともに、持続的且つ前向きな改善と工夫に努めていることが確認できた。

また、前回の認証評価からの改善点としては、次のことが挙げられる。第一に、前回改善課題として指摘された、大学院の教育課程・学修成果及び学生の受け入れについて改善がみられた。しかしながら、より魅力のある大学院教育を目指し、不断に改善を重ねていくことが今後も必要である。第二に、内部質保証推進委員会と大学自己点検評価委員会のメンバーを再検討し、両者の機能を分離しながら、適度な緊張をもって相互に連携していく仕組み作りを図っている。双方に目配りができる組織として、評価・IR室を設置した。第三に、これまで自己点検を中心に行ってきたが、ともすると、点検の視点が自己中心的になりがちであった。そこで、外部評価委員会の評価により、外部の視点を点検・評価に一層取り入れるようにし、また、大学の教育・運営に学生の視点を取り入れるため、学生参画を推進している。これらの取り組みにより、教育・研究・管理運営がより改善されることが期待される。

第4期の大学評価に向けた自己点検・評価を通して改めて認識したことは、本学の特徴は、建学の精神である「利他共生」にあり、そのことが点検・評価結果にも顕れていることである。大学自らの評定では、基準7の学生支援と基準9の社会連携・社会貢献をSと評価したが、両基準とも「他者に生かされ、他者を生かし、共に生きる」という大乘仏教の精神と密接に関わっている。学生を支援する体制を構築することは、学生を生かすことへと繋がり、また、社会と連携し貢献することは、社会に生きる他者を生かすことへと繋がっていく。特に、社会連携・社会貢献のための中心的な機関として地域共生センターがより一層機能していくことは、建学の精神を具現化していくことへと繋がっていく。更には、学生がこうした地域共生センターの活動に積極的に参加していくことは、学生にとって活きた教育となっていくことが期待される。

しかしながら、一方で、残された課題も少なくない。例えば、三つの方針（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、）では、これまで主に、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの間の一貫性・統一性が検討され、両ポリシーの間にはある程度一貫性・統一性が図られたと評価しているが、アドミッション・ポリシーを含む三者一貫性・統一性についてはまだ十分とは言えないところがある。これには、アドミッションを主に扱う部署とカリキュラムやディプロマを扱う部署とが異なることが関係していることが考えられる。そうすると、ことばの上での一貫性・統一性を図ることだけではなく、組織の在り方を含む検討が必要となる。また、教育課程の編成については、大学教育課程編成委員会が重要な役割を果たすことになっているが、学長室に大学全体の業務が集中した結果、必ずしも十分にその機能が果たされていないと問題が生じてきた。この他にも、アセスメント活動の全学的推進や基幹教員制度の整備、コマ数の平準化等々、今後検討・改善すべき課題も残っている。

本学は現在、千葉キャンパスに総合福祉学部（社会福祉学科・教育福祉学科・実践心理学 科）と

コミュニティ政策学部(コミュニティ政策学科)、千葉第二キャンパスに看護栄養学部(看護学科・栄養学科)、埼玉キャンパスに地域創生学部(地域創生学科)と教育学部(こども教育学科)、そして東京キャンパスに人文学部(歴史学科・表現学科)と経営学部(経営学科・観光経営学科)を設置している。大学院については、千葉キャンパスに総合福祉研究科(社会福祉学専攻博士前期課程・後期課程、心理学専攻修士課程)、そして千葉第二キャンパスに看護学研究科(看護学専攻修士課程)を設置している。それぞれの学部・研究科では、それぞれの教育課程に応じて望まれる人材を養成し、社会的な期待に適切にこたえてきた。

しかしながら、全学共通基礎教育科目(S-BASIC)については、2023(令和5)年度に開始されたところであり、望まれる8つの力(知識・態度・技能)を身につけることができたか否かの検証は今後の課題である。こうした力の養成についての検証は、学内にいる教職員の評価だけでは限界があることから、外部評価や学生自身による評価を十分に取り入れ、更なる検証を進めていきたい。また、各教育課程の共通基盤たるべきS-BASICの評価にあたっては、建学の精神と大学の目的を基礎として、理念の観点からも、そのあり方を振り返り見直すことが必要であろう。

大学は社会において重要な役割を果たす教育機関であり、その責務は多岐にわたる。まず、大学は高度な教育を提供する場であり、学生が専門的な知識やスキルを身につけることを支援する責任がある。そのためには、最新の研究成果や実践的な学びを取り入れたカリキュラムを不断に開発・改善するとともに、学生が自主的に学ぶ姿勢を育てるための支援や、学習環境の整備も重要な責務である。さらに、大学は研究機関としての責務も担っている。新しい知識の創造や技術の発展に貢献するため、教員の研究活動を推進し、その成果を広く社会に還元する必要がある。これは、学術論文の発表や学会での発表と同時に、産官学の連携や地域社会との協働を通じて実現される。大学はまた、社会貢献の場としての役割も果たす必要がある。地域社会や国際社会に対し、教育や研究の成果を活用し、社会全体の発展に寄与する責務がある。本学にあっても、地域共生センターの具体的な活動等を通じ、積極的に推進していく必要がある。加えて、大学は学生支援の責務を持つ。学生が安心して学べる環境を提供し、学業や生活面での相談・支援を行うことが求められる。これには、カウンセリングサービスや経済的支援、就職支援など、多岐にわたるサポートが含まれている。また、多様性を尊重し、すべての学生が平等に学べる環境を整えることも重要である。最後に、大学はガバナンスと持続可能性の責務を負っている。適切な運営と管理を行い、透明性の高い意思決定プロセスを確立することが求められる。

今回の点検・評価作業はまさに、こうした大学の重要な責務を、本学が十分に果たしているか否かを振り返る、大変よい機会となった。ともすれば、点検・評価作業はそれ自体が目的化してしまい、作業を終えることで目標を達成した気持ちになってしまう虞がある。そうしたことが生じないようにするためには、7年に一度の認証評価をここで完結させることなく、毎年の計画・点検・評価・改善という動的なサイクルに結び付け、更に展開していくことにより、よりよい大学・大学院教育を目指していきたい。